

日本历史讲义

日本歷史講義

日本通大學法制學會



各項
不許
複製

日本大學法制學會改稱
日本信通大學法制學會

電話青山(36)六四番
振替東京二三四五六番

昭和十三年十二月八日印刷
昭和十三年十二月十日發行
編纂兼 澤野民治
發行人 澤野民治
印刷所 忠誠堂片桐印刷所
印刷人 片桐努
東京市澁谷區山一丁目四番地ノ三五
東京市小石川戸崎町十四番地

【非賣品】

東京市澁谷區
明治神宮表參道



會告

●送金の際は

附、轉科の場合は第二項参照の事

●轉居の際は ●照會の際は ●返本の際は

- 一、振替以外の方法では間違ひ易いから、なるべく本會發行の振替用紙を利用し、書き入れる前によく裏面の注意書を読んで載して下さい。若し本會發行の振替用紙を用ふることの出来ない場合は通信欄を本會所定の形式によつて指示の通り記載して下さい。
- 二、通信文記載欄には送金の理由を明細に記入して下さい。例「第何回正則（速成）會費、講義録號數、入會年月」又は「豫備、模擬、卒業等各試験料の種別」或は「書籍何々代金及送料とか代理部品何々代及送料」又は「正則科より速成科へ轉科（手数料五十錢を要す）及會費」等の如くです。餘儀なく爲替證書や郵便切手を送る場合は書留郵便にして下さい。（但し郵券は一割増、試験料は二割増の事）
- 四、會費其他の金額は正確に計算して過不足なく御送り下さい。特に定價以外に送料を要するものに就ては「送料」の加算を忘れぬ様に願ひます。
- 五、住所氏名は楷書で丁寧に認め、同居の方は必ず「何某方」と附記して下さい。自分の氏名は書き刷れてゐるから、つい走り書きになどするものですが、初めて見る人には判り難いもので誤記等の障害を生じお互に困ります。
- 六、振替貯金口座番號は送金せられる用件の種別に依つてそれ／＼異つて居りますから御注意下さい。會費は「東京二三四五六番、日本通信大學法制學會」へ、書籍及代理部品代は「東京三七〇六五番、日本通信大學法制學會」へ、法制誌代及急速通信部加入料は「東京六二〇二六番、日本通信大學法制學會」へ、各試験料及成績證明書手数料は「東京三七三一一四番、日本通信大學法制學會編輯部」へ御拂込下さい。
- 一、新舊兩住所及び姓名を丁寧に認めて遅滞なく御届け下さい。
- 二、入會の年月、自己の屬する回数（第何回正則科、速成科）を明記して下さい。
- 一、必ず返信料を添へ、用件のみを簡單に判り易く御書き下さい。
- 二、郵便料の不足のないやう貼付し、忘れて全然貼らぬ等の手落ちなき様御留意下さい。
- 一、必ず返本の理由を明記して別に御通信下さい。
- 二、落丁の場合は必ず原本のまゝ返送して下さい。本會では返本着次第直ちに正確なものを取替へ再送します。科目別にばら／＼にしてから送り返しても本會では責任を負ひません。

日本歴史講義目次

緒言

上古史

- 第一 神代……………二
- 第二 神武天皇……………三
- 第三 崇神天皇と垂仁天皇……………四
- 第四 熊襲と蝦夷……………六
- 第五 學問工藝の傳來……………八
- 第六 仁徳天皇……………九
- 第七 氏族制度……………一〇
- 第八 韓土の叛亂……………一三

第九 佛教の傳來と蘇我物部二氏の争亂……………一三

第十 聖德太子……………一五

第十一 蘇我氏の滅亡……………一五

中古史

第一期 奈良朝時代……………一六

第一 大化の新政……………一六

第二 蝦夷と三韓の離反……………一八

第三 天智天皇と文武天皇……………一九

第四 奈良奠都……………二一

第五 天平時代……………二三

第二期……………二五

第一 桓武天皇……………二五

第二 菅原道眞 二七

第三 朝臣と武士 三〇

第四 藤原氏の極盛と勢力争ひ 三三

第五 平安朝の文物 三四

第六 後一條天皇・前九年の役 三六

第三期 三八

第一 後三條天皇と白河法皇 三九

第二 後三年の役 四三

第三 源平二氏の盛衰 四四

第四 源氏舉兵と平氏の滅亡 四九

近古史

第一期 五二

第一	源賴朝	五二
第二	賴家と實朝	五七
第三	北條義時	五九
第四	北條泰時	六〇
第五	北條時賴	六四
第六	北條時宗	六五
第七	鎌倉時代の風俗・文藝及び佛教	六七
第八	北條氏の滅亡	六九
第二期 吉野朝廷時代		
第一	建武中興	七一
第二	足利尊氏	七二
第三	吉野の朝廷	七四

第二期 足利時代

第一 室町幕府

第二 關東管領

第三 應仁の亂

第四 室町時代の文物

第五 足利氏の季世

第六 外國との關係

第七 群雄割據

近世史

第一期 織田豊臣時代

第一 織田信長

第二 織田氏の法制

七五

七五

七六

七八

八〇

八一

八四

八五

八七

八七

八八

第三 豊臣秀吉 八九

第二 徳川幕府 九五

第一 徳川家康 九五

第二 徳川氏の法制 九八

第三 三代將軍家光 一〇二

第四 文教の振起 一〇四

第五 元祿時代 一〇六

第六 幕府の中興 一〇七

第七 露人の來航より明治戊辰の役まで 一〇八

現代史

第一 明治維新と維新戰役 一二五

第二 明治の新政 一二八

第三	朝鮮問題	一三一
第四	清國との關係	一三三
第五	北邊の經營	一三五
第六	地方の騷亂	一三六
第七	朝鮮問題	一四〇
第八	立憲政體の確立	一四三
第九	法典編纂と條約改正	一四七
第十	明治二十七八年戰役	一四八
第十一	三十三年北清事變	一五二
第十二	明治三十七八年戰役	一五四
第十三	清韓兩國の保護	一五七
第十四	韓國併合	一五八

- 第十五 明治天皇……………一五九
- 第十六 大正天皇……………一五九
- 第十七 昭和時代……………一六八

日本歴史講義目次(終)

日本歴史講義

文學博士 佐々政一述

緒言

日本歴史の區分は一定して居る譯ではないが普通には左の五つの時代にわける。

上古

我が國の開けはじめから蘇我氏が亡びた年、紀元一三〇五年までの間。

中古

大化の改新から安徳天皇の御代まで、五百四十年の間。

等しく歴史と云ふ中にも、例へば戦争の顛末とか、英雄豪傑の事業とか、その他社會上に起つた著しい出來事のみを主として記述するものと、それ等の出來事よりも、社會全體の組織・制度又は文化の進歩などいふことを主として説明するものと、二種の書き方があるのである。これから講ずるところは専らその後の方の歴史であつて、今日の社會と比べて見て、昔の社會が如何に異つてゐたかといふことを幾分でも教へることが出來たなら、この講義の目的が達せられるわけである。だから、この講義には、小學校の歴史讀本にある事柄だけは、既に讀者が知つてゐるものと假定しておく。

近古

後鳥羽天皇の御代から足利氏の亡びた年まで、

凡そ三百年の間。

近世

織田信長の時代から徳川幕府の亡びた年まで、凡そ二百年の間。

現代

明治元年以後。此の講義も、上の如き區分に從つておかう。

伊勢の皇太神宮は天照大神を奉祀せる宮

上古史

第一神代

(一)我が國體 大日本帝國は太平洋の一隅にある小さな島國であるが、その國體と國史とは世界中の何れの國の歴史を調べて見ても、類もなく比べるものも無い立派なものである。上には萬世一系の天皇をいたゞいてその徳政を承け、下には忠良の臣民があつて、他に見られぬ大和魂を發揮して居る。いかなる文明の力でも黄金の力でも、これを購ひ求めることは出来ないのである。

(二)建國の基 建國の初め、天祖天照大神は天孫瓊々杵尊を大八洲國に降し給ふ時「豊葦原の千五百秋の瑞穂國はこれわが子孫の君たるべき地なり、爾皇孫就いて治らせよ、寶祚の隆をまさむこと天壤と共に窮なかるべし」と勅せられてより、大日本帝國の基は千年も萬年も動かない様に確立してしまつたのである。以來君臣の分定まりて紊れず、天日嗣は歴代相承け相傳へ給ひ、連綿として永久に絶ゆることなく、皇位の尊嚴は萬古不易である。明治天皇の教育勅語の中に「國ヲ肇ムルコト宏遠ニ」又「天壤無窮ノ皇運」とあるのは、やはり天祖天照大神のおほしめしであつて、我等臣民たる者が一日も片時も、この勅語の御精神を忘れてはならぬ事である。

(三)三種の神器 天照大神はこの時八咫鏡・叢雲劍・八咫瓊曲玉を皇孫に御授けになつて仰せられ

であつて御神體は八咫鏡である。第十代崇神天皇の時大和笠縫邑に御祀りになつたが、第十一代垂仁天皇の時更に今の地に御遷しになつた。

初め我國では天下悉く一姓であつてかの天孫降臨に先ちて此地に居つた出雲民族もその源は天孫と同一である。又その後歸化した民族も皆之と同化して全く異姓を交へない國民である、こゝに於て到底外國の歴史では見る事の出来ない親密の關係となつたのである。

神武天皇十六年、支那では管仲死し、五十七年には老子生る

るには「これを見まさんこと猶我を見るが如くなるべし、床を同じくし殿を共にして齋きまつれ」と以來この三器を天位の御璽として代々御傳へ遊ばす事となつた。

(四)天孫降臨 瓊々杵尊は澤山の臣下の臣下を隨へて日向の高千穂峯(霧島山)に降り給ひ、次で吾田笠峽御(薩摩の附近)に都して御治めになつた。尊の御曾孫に當る御方が神武天皇である。天照大神より神武天皇に至るまでを神代と云ひ、その年数は明かでない。

(五)皇室と人民 天孫の降臨なさるまでに我が大八洲には蝦夷・熊襲・土蜘蛛などの諸族が居つたが、皆野蠻の小部落であつた。天孫は此等の蠻族を服し、又大陸地方より歸化せる者をも同化させて、日本國民といふものが出来た。それで皇室と臣民との關係は丁度大きな一族の様なもので、皇室はこの家族の本家であり、天皇はその本家の家長、臣民はその一族の如きものであるから、最も親密なる關係があつた。

第二 神武天皇

(一)天皇の東征 神武天皇は四十五の御年まで日向にあらせられた(皇兄五瀨命と共に高千)が、東國は多くの酋長が居つて分れ々の有様であると聽しめし、これを平らげんと自ら軍を率ゐ給ひ、御兄五瀨命や皇子と共に日向を御出發になり、宮崎から御乘船になつて豊前の宇佐を経て筑紫の岡田の宮(筑前川口)に一年ばかり御滞留、それから安藝の埴宮(今の府中)に七年御滞留、更に兒島半島の東端を経て海路浪

速に達し給ひ、淀川を溯り、上陸して生駒山の險路を越えて大和に入らうとなされた。

(二)大和平定 この時大和には長髓彦といふ酋長が、やはり大神の御子である饒速日命を奉じて天皇に抗し、その勢却々盛であつた。皇軍は長族の疲れがある上に地理に不案内であるので、容易に打さ入る事が出来ない、その上に五瀬命は流矢に中つて御負傷なされた。それで一度退却して再び海を航して紀伊に上陸なされた。此時五瀬命は遂に御薨れになつた。菟田縣といふ所で兄猾・弟猾といふ酋長を攻め亡ぼし、熊野から更に大和に進軍なされたが、饒速日命は長髓彦を殺して降参をなされた。それ以外の酋長どもも皆降服して、大和地方は全く平定してしまつた。

明治五年の二月十一日を以て紀元節と定められた。

(三)橿原即位 これから二年ばかりの間に世の中は全く静つたので、天皇は畝傍山の東南の麓にある橿原を都と定め給ひ、宮殿を作つて即位の式を御擧げになつた。これぞ人皇第一代の天皇であつて、この年を我國の紀元元年とするのである。今を距ること實に二千五百九十餘年の昔である。

(四)政府の組織 天皇は諸臣の功を賞し、天種子命・天富命に祭祀と政治とを司らしめ、道臣命と可美眞手命(饒速日)とに朝廷を守らしめ給ひ、地方には國造・縣主などを御置きなされたが、これらの人々は皆その部下を率ゐて朝廷に御奉公して何れもその職を子孫に傳へた。

第三 崇神天皇と垂仁天皇

(一)神器の奉遷 神武天皇の後八代五百六十年の間は天下無事で別に記すべき事がない。崇神天皇の

伊勢の内宮は天照大神を祀り、外宮は豊受大神と瓊々杵尊と

を祀り奉る。外宮は初め丹波國與郡那眞名井原にあつたのを第廿一代雄略天皇の時伊勢に遷し奉つた。昔は皇女を齋宮として兩宮に奉仕せしめたのであつたが、武家時代に中絶し、明治になつては皇族を祭主とするこゝとなつた。

埴輪は埴土で人馬鳥獸其他の器具等を作り、墓の周りに立てるのである。埴輪土器の多い古墳の發掘品は垂仁時代より四五百年頃の遺物と思へば概して間違はない。

(崇神天皇五十四年、羅馬のケーザル刺さる。)

時まで三種の神器は宮中に奉置してあつたが、神威を汚す恐があるといふので、神鏡と神劔とは大和の等縫に遷し奉り、皇女豐鋤入姫命奉祀し給ひ、別に鏡劔を御作りなされて、曲玉と共に宮中に御置きなされた。御子垂仁天皇の時更に大和より諸處を経て終に伊勢に御遷しになり、皇女倭姫命が奉祀なされた。

(二)四道將軍 崇神天皇は大彥命を北陸に、武渟川別命を東海に、吉備律彥命を山陽九州に、道主命を丹波路にやり給ひ、又皇子豐城入彥命をして東國を鎮めしめ給うたので、皇威大に發展して、遠く四方に行き渡る事となつた。之れを史に四道將軍といふ。

(三)政治 崇仁天皇は始めて人民の敷を調べて調を奉らしめ(男は獵の獲)又船を作つて運送の便利を計り、池や溝を掘つて農業を獎勵し給ひ、誠によく政治が行届いたので天下はよく治まつた。次の垂仁天皇も非常に農業を御獎勵になつた。又天皇は殉死を禁じ、その代りに土で作つた埴輪といふものを立てることとなつた。

(四)上古の風俗 衣服は筒袖の上衣に袴をつけ、その材料には麻布などを用ひた様でなる。身の廻りは玉類で飾り、髪は男子は角髪(髪を左右に分けて結び恰)女子は下げ髪又は髻に結つた。家屋は木造で土地を掘つて柱を立て、草で屋根を葺いた。伊勢の皇太神宮や出雲大社などの建築は古代建築の風を残して居る。たゞ一般人民は屋根に堅魚木を乗せず、繩を用ひて居つた。

第四 熊襲と蝦夷

八十は多の義
梟帥は魁の義
日向國大淀川の上流

に住んで居たので、
川上梟帥といふ。

蝦夷は今のアイヌと
同じ種族である。

今の駿河の焼津の地
である、以來神劍を

草薙劍と稱し奉る。

筑波山の連歌

新治、筑波をすぎ
て幾夜かねつる

(日本武尊)

かかなへて夜には
九夜日には十日を

(侍臣)

成務天皇の時、國と
縣と村とを分ちて、

國造、縣主、稻置をお
き給ひ、地方政治や

うやく整ふ。

(一)熊襲征伐 當時九州の西南地方に熊襲といふ勇猛な賊が居つて、その頭領を八十梟帥といふ。第十二代景行天皇の御代に、この熊襲が貢物を奉らない。天皇は一度御自身に御征伐なされたが、後になつて又もや叛いた。この時の頭領は川上梟帥と云つた。天皇は皇子小碓尊に征伐を御命じになつた。尊は御年十六歳であつたが、極めて武勇の御方であつたので、計を以てたゞ御一人で敵地に入り給ひ、一刀の下に刺殺して御平らげになつた。此時梟帥は死に臨んで尊の武勇を賞歎し、日本武尊と御稱へになる様にと云つた。

(二)蝦夷征伐 景行天皇は武内宿禰に命じて東北地方の様子を御探らせになると、蝦夷といふ勇猛な種族が住んで居るといふ事が分つた。これが後に叛いたので、更に日本武尊に征伐を御命じになつた。尊は先づ伊勢の神宮に參拜をなされ、御姨倭姫命から神劍叢雲劍を拜受して駿河に御進みになると賊の火攻めに御あひになつたそこで、神劍を抜いて草を薙ぎ、却つて賊を燒き殺して御平らげになつた。それから進んで相模から上總に舟で渡り給ふ時暴風に逢ひ給ひ(妃橋姫これ)尋いで鹿島灘を渡つて竹水門(茨城縣大津附近)に御上陸進んで日高見國(今の仙臺附近)の蝦夷を従へ、御歸途は常陸の筑波山を廻り、甲斐より信濃に入り、美濃を経て尾張に御着きになり、國造のもとに神劍を御託しになつた(これが熱田神宮)尊は更に近江に入つて賊を討ち給ひしが、御病氣に罹り給ひ、都への歸途を御急ぎになる途中、伊勢の

日本と朝鮮とは早く神代時代から互に交通して居つた。我が紀元前五百年頃箕子といふ人支那より朝鮮に来て古朝鮮を立てた。その南に馬韓辨韓辰韓の三國あり、後に辰韓に新羅起り、北の滿洲には高麗起り又馬韓には百濟起れり。又任那辨韓の中に伽羅といふ國あり新羅と土地を争ひ日本に援けを願つたので崇神天皇の時兵を出した事があつた。朝鮮は昔から日本に厄介なかけた國である。

赤壁の戦は我が紀元八六八年である。

支那は世界中で餘程以前から開けた國で

能褒野で御薨れになつた、御年三十。御父景行天皇の御嘆きは中ず迄もない、天下の人皆惜しみ奉つた第十四代の仲哀天皇は尊の御子様である。

(三) 仲哀天皇の熊襲征伐 仲哀天皇の時又もや熊襲が叛いたので、天皇は神功皇后と共に征伐をなされ、筑前の香椎に行宮を作つて御いでになつたが、中々熊襲は強い。皇后はこれは朝鮮の一部の新羅が助けるからであると思召されたので、先づ新羅征伐を天皇に御勧めになつたが、御聞き入れがない。その中に香椎で御崩れになつた。

(四) 新羅征伐 神功皇后は開化天皇の曾孫氣長宿禰王の御女で、御母は新羅の王子で日本に歸化した天日槍の子孫である。此等の關係で外國の事情には善く通じて御いでになつた。仲哀天皇が御崩れになると、皇后は武内宿禰と御相談なされて、天皇の喪を祓し、ひと先豊浦の宮に御引上げになつて、この地に假に天皇を葬り奉つた。當時皇后は御姫姫であつたが、男装をなされて自ら新羅へ御進みになるととなり、熊襲の方へは鴨別命を遣つて討させた。日本建國の大神は女神天照大神であり、外征軍の始めは神功皇后である。日本古代の女性はかくは雄々しく強かつた。さて突然日本に攻められた新羅では大に恐れて、直に出で、降り、年々貢物を獻る事を誓つた(紀元八)皇后は任那に日本府を置き給ひ、筑紫に凱旋をなされ。今の筑前の蚊田といふ所で御安産、即ち應神天皇である。其後間もなく百濟も高麗も我が國威に恐れて朝貢することとなつた。

第五 學問工藝の傳來

今から凡そ五千年も前に國を立てた、黃帝といふ天子の時始めて文字が出来、禹王の時國を夏と名づけて位を其子孫に傳へた（我が紀元前千五百年頃）夏が亡びて商となり、更に周となると文化大に進み、學校も學者も澤山出來た。中にも孔子と孟子は最も有名である。孔子は始めて儒教を唱へ、身を修め家を齊へ國を治め天下を平らかにする道を説いた。論語といふ本は孔子やその門人等の言行を書いたものである。孔子が死んで百年ほど後に孟子が出て、孔子の教を述べ、孟子といふ本を著はした。

(一)漢學の渡來 韓土には早くから支那の學問や工藝が傳つて居たので、我が國との交通が開けてくると、これを日本へ傳へて大に我が文明を進めたのである。先づ應神天皇の時百濟から、阿直岐と王仁といふ學者が、論語・千字文などを持つて來朝した。天皇は皇子の菟道稚郎子に命じてこれを學ばしめ給うた、これ漢學が我國に傳つた始めである。その後支那の漢の人で阿知使王といふ人も多くの人を連れて來朝した。此等の人々やその子孫は大和や河内に住み、代々文章に關係した官吏として朝廷に仕へて居つた。

(二)工藝の傳來 やはりこの御代に支那から弓月王といふ人が來て、織物の法を傳へ、又機械や裁縫の工女・鍛冶・大工・酒造家なども來た。後に雄略天皇の時に工藝は大に進歩して畫工や樂工も來、素焼であつた土器は進んで陶器となり、錦や綾を織る事も傳つた。建築の方も二階建の樓閣を造る事も始つた。その他醫者も來るし、養蠶の法も改良せられて廣く行はれる様になつた。

この時代にこれら工藝を傳ふる爲に徵された者を始め、歸化人が澤山有つた。中にも應神天皇の時に歸化した支那の秦の人の子孫に秦といふ氏を賜ひ、漢の人の子孫は漢といふ氏を賜はつた。この二氏は皆繁榮して重に絹綿の業に従事して居つた。當時我國の人口は極めて少なく、殊に工藝の方では大に外國人が必要であつたので、なるべく歸化する事を奨勵せられ、來朝した者には衣食を給し、住地を與

周から秦となると、一時學問が衰へたが漢となつて再び盛んとなつた。

この秦や漢の頃から尊土に移住する者多く、支那の學問工藝は其の地に傳はり、遂に日本に擴まつたのである。

仁徳天皇七十一年に支那の東晉では有名な淝水の戦があつた（今より一五三〇年の昔）

「高き屋に上りて見れば煙立つ民の竈は賑ひにけり」といふ歌は仁徳天皇の御製では無い、藤原時平が天皇の御仁徳を頌し奉つた歌であつて、少し間違つて傳へられて居るのである。

へなどして大に優待たしたのである。

第六 仁徳天皇

(一) 仁徳天皇 應神天皇が御崩れになると、皇太子稚郎子は位を御兄鷓鴣尊に御譲りになつたが尊も御聽き入れにならぬ。三年の間雙方から譲り合つて御いでになるので、人民は困つてしまつた。遂に皇太子は自殺をなされた。尊は大に悲歎に御沈みなされたが止むを得ず位に御即きになつた。即ち仁徳天皇である。

神武天皇以來應神天皇までは大抵大和の國に都をしておいでになつたが仁徳天皇は大和では不便であると思召し、攝津の難波に都をなされた。天皇は御仁慈の御心深く、ある時高臺に上り、民の竈から立上る煙の少ないのを御覽になつて、その貧しきを察し給ひ、三年の間貢を御免しなされた、その間皇居は破れて雨が漏るばかりであつたが、民の富むのは即ち朕の富むのであると仰せられて修繕もなさらなかつた。天皇は農業にも御心を注ぎ給ひ、先づ河内國に茨田の堤を築き、難波の都には溝を穿ち(即ち難波)て水害を防ぎ或は原野を拓いて道を通じ、或は船を造らせ、養蠶を奨勵し給ひ、爲に人民は非常に仕合せになつたのであつて、天下は太平に治まり、二十餘年の間罪を犯して罰せられた者は一人もなかつた。かくしてこの難波の都は、今日日本第一の商業地として繁昌して居る大阪の基となつたのである。

上古ではそれ／＼氏に一定の職業があつてこれを世襲したものである。又氏はその家に屬する土地と人民とを有つて居つて、その氏に屬する土地の人民は皆其の職業に従事し、その氏の長は部下の人民を率ゐて朝廷に仕へて居つた。天皇には素より氏なし、これ高貴又無窮なるわけである。同一の祖先より出た血族の者は皆その氏を稱した。朝廷の官職及び地方官は皆その職を世襲し、その職名を以て家號とし又族名とした、例へば中臣や齋部は祭祀を掌り、大

第七 氏族制度

(一) 大臣と大連 天皇の皇后磐工姬は功臣武内宿禰の孫に當る御方で、その御子の履中・反正・允恭の三天皇は御兄弟續いて位に御即きになつた次來武内の子孫は大に繁榮を極め、これから出た蘇我氏・平郡氏・葛城氏は何れも大臣となり、大連と相並んで朝廷の最も有力な役人であつた(大連となるのは大伴氏と物部氏とであつた)

(一) 氏の制 上古の社會組織は氏族制度が根本となつて居る即ち氏族の團結である。全體の人民は分れて幾多の大氏となり(氏と姓とは別物である、藤原といふのは氏であつて姓ではないが、藤原朝臣)一の大氏は澤山の小氏に分れ、この小氏は又數家を以て成立するのである。その一家といふのでも大抵五六十人又は八九十人の多人數の家族があつたのである。その中の正嫡の男子は家長として一家を總理し、財産を專有して居つた。これを氏上といふ、小氏にもやはり氏上があつた、家には家族の外に私有の人民がある、これを家部といふ、又大氏・小氏にも私有の人民あり、これを部曲といふ、かゝる團結を以て社會は成り立ち、これが最も強固な一勢力となり、我が國家をつくる様になつたのである (此の上は伴の造又は伴緒臣の意義、緒は長の義にて部に長たる意なり、此上は重大なる職掌を有し、普通行政に關する一切の事務は之を統理し天皇の命令はこの上を経由するのである、故に此上は部民相互の争を斷ずるのみならず、又その職員を任免し必要の時にはその部民を以て軍隊を編成するのである)

(二) 姓の制 又各氏にはその家格の尊卑を示す臣・連・直・首等の名稱がある、これを姓といふ。これらは皆朝廷から賜はるものであつて、中臣連・忌部首などいふのは、中臣氏又は忌部氏の家格を示すもの

伴や物部は兵士を統べ、やがて又其一族の名稱即ち氏となつた。

カバネは骨、株根、頭根の義である、即ち氏族の幹にある一人として國家の職を奉ずるので之に與へる名稱である。姓氏錄によれば姓の數はすべて千百八十二姓あり。

前に記せし阿直岐は朝來した後、大和高市郡に住んで子孫繁昌し、中には文筆によつて奉仕した者も多かつた、之を史(フビト)と云ひ、其部族を史部と云ふ。王仁の子孫は河内に繁榮し、一族亦史部となつた、尤恭天皇の時、麻羅宿禰は織部

であつて、氏上である伴造に附せられる稱號である。この中で臣と連の二姓は一番貴く、前者は大抵皇統に賜はり後者は建國の元勳である神孫に賜はるのである。その臣・連二姓の人々の上にあつて、朝政を輔けるのは大臣と大連である。成務天皇の時、武内宿禰を大臣とし、子孫相繼いで之に任せられ、仲哀天皇の時には大伴武持を大連となしたのを始とし、雄略天皇の時には大臣と大連とを並べ置かれ、遂に國家最高の官の如くなり、後世の左右大臣と同じ様のものであつた。

(三) 部民

諸氏にはそれぐ附屬して居る部民がある、これを曲部の民又は品部といふ。中臣氏は中臣連と稱して中臣部の部民之に屬し、部民は氏の主長である伴造に服従し、専ら祭祀を掌つた。その他種々の職業に關する部民があつて各其職に従事した、久米部・物部・鏡作部・玉作部・土師部・漆部・酒部の如きものである。又外國から歸化した史部・服部などもある、これらを總稱して八十伴緒又百八十部といふ、これ等の部族は皆各々その長である伴造に従つて、子孫その職を繼承するのであつた。

(四) 神別・皇別・蕃別

姓氏の起原は遠く神代にあつて、天照大神が天磐戸に隠れ給ひし時も、諸神各一定の職を勤めたのであつたが、之に據つて天孫に事へ、世世其職を襲ぎ、神武天皇以後もやはりその後を繼ぎ、例へば天兒屋根命の孫天種子命は神に事へて中臣氏を稱し、天忍日命の後である日臣命は大伴・來目の一部を率ゐて宮門を守り、大伴氏と稱せるが如き、神代からつゞいて居る氏族を神別と云ひ、神武天皇以後御歴朝の皇子の後、御子孫繁殖して一の氏族を御つくりになつたのを皇別といふ。後には三韓又は支那等より歸化した者が多くなると、又一の氏族が出來た、これを蕃別といふ。我

司に任ぜられ、服部連と號した。御子代御名の民はもとより直隸の民であるが、他に支那や朝鮮から歸化した民は大抵技術に秀でて學識を備へて居つたので、皇室に直隸し、普通の部曲の民とは異つた待遇を受けて居つた。これ等もやはり直隸の民としたければならぬ。天皇供御の帛布を獻進する衣織氏の如きもその例である。

大化の改新以來世襲の制がすたれて才能の士を採用することとなり、官職と姓氏とは相離るとに至つたので、天武天皇は姓の八等級を御作りになつたのである。故にこの八姓は今日の爵の如きもので、官職とは全く關係のないものとなつた。然しこの八姓以外にも幾つとも姓は有つた。

が國民はこの三種の外には無いのであつて、その純潔な民種同化力に富んで居る種族であることは、他に類が無いのである。

(五) 御子代・御名代 皇室にも直屬の部民がある、これは天皇皇后皇子等に皇子がない時、その御名の滅びる事を慮り給ひ、御名を後世に傳へ給はんが爲に置かれたるものであつて、御子代又は御名代

の民といふ。故にこれはその目的の爲に御名又は御住所の名を附けた私領の民であるが、一面には即ち朝廷の御料地となつたものである。例へば垂仁天皇が皇子伊豆志和氣王が御子がなかつた爲に、伊都部を置き(御子代)景行天皇は皇子日本武尊の爲に建部を定め(御名代)仁徳天皇は八田皇后の爲に矢田部を置き(御名代)雄略天皇が御名大泊瀬によつて長谷部を定め給へる(御名代)が如き類である。歷朝之を定められて居つたが、孝徳天皇の大化二年正月詔して御廢止になつた。

(六) 姓氏の混亂 上代は前述の如く尊卑の區別が頗る正しかつたが、次第に年代が經つと、亂れて來たので、允恭天皇の時諸姓の人々を會し明神探湯を(上代罪の有無を決する爲に、神に誓つて熱湯を撰る法で

神天皇の九年に武内宿禰とその弟とが争つた時、磯城川の濱で探湯をなし、武内の勝となつた事がある)を行はしめる。允恭天皇の時は河内國味檜岡で行つた。羅馬の歴史にもこれに似たことがある。○(六)といつて居る)を行はしめて姓氏を正した。その後天智天皇の時庚午年籍を作つて(天智天皇の九年庚午の年に出來た戸籍である。元來戸明にし、口分田を班ち、租庸調を課し、又兵士簡呼の用に供する爲に作つたものである。諸氏の氏上はその族人部曲の民の丁籍、名籍等の類を作つて置いた者もあつたが固よ不完全であつたし、又蘇我氏が權力を專にした頃から氏人も離散する者が多かつたので、大化の改新と共に完全なものを作り、これより六年今に改めることとなつた。)姓氏を正し、この年籍だけは戸籍の標本として後世まで傳へられる事となつた。但し現今は傳はつて居ない。姓氏を正し、天武天皇の時には姓の等級を定め、真人・朝臣・宿禰・忌寸・道師・臣・連・稻置の八等に分れた。

第八 韓土の叛亂

一、新羅の叛亂 三韓では新羅の國がやうやく強大となり、百濟や任那ををかし、又日本へ上るべき貢物も送らなくなつた上に、雄略天皇の御代には任那に居つた我が國司の吉備田狹は新羅と結んで謀叛したので、韓土は大に亂れて來た。雄略天皇は御自分で新羅を御征伐なさらうとなさつた位であつたが、先づ紀小弓等をして御討たせになつた。然るに小弓はかの地で死し、その子大磐は任那で叛き、高麗と通じて居つたが、百濟の兵に攻められて失敗した。その後繼體天皇の時百濟の請をいれ、任那の地を割いて百濟に與へたので、任那も亦我國に服しないやうになつた。その後新羅は任那の地ををかし、又筑紫の國造磐井と通じて我軍に反抗したので、朝廷では物部麤鹿火をやつて、磐井を亡ぼしてしまつた。然し新羅はやはり任那を侵して居つた。

磐井は筑後に住んで居つたのである。磐井の亡びた後、官家といふものか置いた、これが太宰府の起源である。副伊企難が捕虜となつて、新羅王を罵りその妻の大養子が夫に殉じたのもこれである。佛教は、繼體天皇の

二、日本府の廢絶 欽明天皇の御代になると、新羅は百濟を攻めてその王を殺し、遂に任那の日本府をも滅ぼしてしまつた（紀元一二二年）我が朝廷では兵をやつて百濟と共に新羅を討しめたのであつたが、敗軍となり、遂に日本府を再興することが出来なかつた。

第九 佛教の傳來と蘇我物部二氏の争亂

一、佛教傳來 欽明天皇の御代（一二二）十三年に百濟の聖明王は使を遣はし、佛像と經文を獻じてそ

御代にも、支那から来た人で私にこれをして信じて佛像に禮拜する者があつたが、まだ廣く世の中に知られては居なかつた。

佛敎は、我が紀元百三十年の頃印度の釋迦によつて創められた宗教である。その死後二百年餘りを経て、始めて全印度に行はれ、更に三百年ばかりの後中央亞細亞から支那に入り、更に朝鮮半島を経て日本に傳はつたのである。

敏達天皇が御即位の前年即ち皇紀一二三一年にマホメツト敎の開祖ムハメツドが生れて居る。

崇峻天皇は馬子の専

の功德を説いたので、始めて我が國人に注意せられる様になつた。天皇は佛を拜することの可否を群臣に御尋ねになると物部尾輿等は反對し蘇我稻目等は可とするのであつた。それで天皇は佛像を稻目に賜はつた。稻目は家を寺として禮拜して居ると、間もなく惡疫が流行したので、尾輿等は神の怒に觸れたのであると奏して、その寺を焼き佛像を難波の堀江に投げすてしまつた。

二、蘇我物部二氏の争亂

蘇我氏は國家に最も功勳のあつた、武内宿禰の子孫である。代々大臣の家として盛であつた。物部氏は饒速日命以來大伴氏と共に兵事を司り、大連の家柄となつて居たが、後

には大伴氏衰へ、物部氏獨り榮えて蘇我氏と政治上の勢力争をして居つたのである。佛敎信仰の可否問題は第二で一方が白いと云へば一方は黒いといふ、犬と猿との仲であつたのである。その中に稻目も尾輿も死んで、馬子が大連となり、守屋が大連となり各自父の志を繼いで争つて居つた。敏達天皇が崩御なされると、守屋は皇弟穴穗部皇子を立て奉らうとしたが、馬子の妹が生み奉つた皇子の異母兄が御立ちになつたこれが用明天皇である。天皇の御子厩戸皇子は厚く佛敎を信じ給ひ、馬子はこれと親しかつたので、蘇我氏はますます勢力を得た。間もなく用明天皇が崩御なされたので、守屋は又もや穴穗部皇子を立てんとしたが、馬子は皇子を害し奉り、守屋を攻め殺して用明天皇の御弟を立て奉つた。これが崇峻天皇である。物部氏はかくして滅び、蘇我氏は獨り政を專にし、馬子の専横はいよく甚だしくなつた。やがて天皇が崩御になると、敏達天皇の皇后炊屋姫が位に御即きになつた。これが推古天皇で我國女帝の始である。

第十 聖德太子

横をいたく悪んで御いでになつたので、馬子は大に恐れ、人を遣はして殺逆せしめ奉つたのである。聖德太子とは厩戸皇子のことである。天性聰明にあらせられ、佛法を信じ、儒學を修め給ひ、非常な學者であらせられた。十二階の冠位は、大德、小德、大仁、小仁、大信、小信、大義、小義、大智、小智、である、色は紫赤青紺黒緑の六色とし、各濃淡の別がある。推古天皇十五年（一六七七年）小野妹子（女ではない）を遣隋使として、國書を隋の天子陽帝に御送り

一、聖德太子の攝政

推古天皇は聖德太子を皇太子として、政を攝せしめ給ふた。太子は種々の新政を御行ひになつた。その重なるものを擧げて見ると（一）冠位十二階級を制し、冠を以て位階を定め、門閥家柄といふことを廢し、人材を登庸なされた。（二）始めて曆を御用ひになつた。（三）支那（隋）との交通を開き、又留學生を御送りになつた。（四）憲法十七條を御定めになつた事などである。この憲法といふのは今日の憲法とは違つて、道徳的訓戒である。君命臣行の道を明かにし、上下和睦の理を説き、禮信を本とし、忿欲を絶ち、勸善懲惡、賞罰勵行を誓ひ、賢才を用ひ、民業を勸めたのである。

二、遣隋使

我國と支那とは無論早くから交通して居つたけれども、これまでは韓土を経て間接に交通して居たのである。兩國の政府は互に使節を送つて直接に交通する様になつたのはこの時代からである。以來大陸の文明は直接に我國に輸入される様になつた。

第十一 蘇我氏の滅亡

一、蘇我氏の横暴 聖德太子は攝政の間に薨じ給ひ、馬子も死し、その子蝦夷大臣となり、ますます横暴を極め、僭越の行ひ多く、その子入鹿はその邸宅を宮と稱し、その子を王子と呼んで居つた。暴横飽く事を知らぬ痴漢であるから、そのまゝに打棄て、置いたら、どんな大事件を起したか分らない。

になり、翌年階から

も使者が来た。

蝦夷の子の入鹿は、

聖德太子の御子山背

大兄王が御徳望があ

つたので、これを攻

め殺し、御家族を悉

く殺して、太子の御

子孫を滅してしまつ

た。

當時の首都は大和國

高市郡高市村岡であ

つた。

蹴鞠のあつた所は、

都の法興寺である。

蘇我稻目が大臣にな

つて以來百餘年、さ

すがの蘇我氏も亡び

てしまつた。古書珍

寶か多く焼いたのは

實に惜しい事であつ

た。

孝德天皇は難波の豊

崎宮に都をなされた

實に危険極まる世の有様であつた。

二、中大兄皇子と中臣鎌足

この時中臣氏に鎌足といふ人があつた。蘇我氏の専横を惡み、中大兄皇子(舒明天)の御聰明を知り、蹴鞠の會で皇子に近づき奉り、それより共に密かに蘇我氏を倒さうと心

掛けて居つた。皇極天皇の四年(一三)韓使來朝し調を上つる日、天皇は大極殿に出御し給ひ、入鹿も

侍して居つた。中大兄皇子と鎌足は蘇我石川麻呂・佐伯子麻呂等と共に入つて入鹿を刺し、その理由を

奏上なされた。ついで兵を遣つて蝦夷を攻めると、蝦夷は圖書寶物を焼いて自殺してしまつた。(紀元

〇五)

年)

中古史

第一期 奈良朝時代

(大化の改新から奈良の都の終まで凡そ百四十年間 支那の文物を取り用ひた時代)

第一 大化の改新

一、大化改新 皇極天皇は位を皇弟孝德天皇に御譲りになつた。中大兄皇子は皇太子として政を

執り給ひ、鎌足を内臣とし、始めて年號を立て、大化といひ、種々政治上の改革をなされた。我歴史上

に一つの階段が出来たのである。今その要點を擧げると、世襲して居つた大臣や大連などの官職を廢

今の大阪附近である
従来の氏族制度の弊
を認めてこれを廢し
豪族の土地人民を私
有兼併する害を除き
郡縣制度として中央
集權の實を擧げ、以
て皇室の權威を振興
せられ、官職の世襲
をやめて、人材登庸
の道を開かれたので
ある。これは皆大陸
の文物を輸入した結
果なのである。

人民貴賤の別と土地
私賣の禁は國家政治
經濟の根本である。
後になつて貴族莊園

し、新に左大臣右大臣・内臣を置いて二官(神祇官)八省(中務省・治部省・式部省・民部省)と文武百官を統べさせ、國造・縣主もやめて、新に國司・郡司を置く事となつた。これまでは官職は世襲であり、大臣や大連などの豪族は廣大な土地と澤山の人民とを私有して居つたので、大勢力を有し、自然皇威をも輕んずることになつたのである。その豪族の一人の蘇我氏が潰れて了つたのは、大改革の好時期で有つたので、斷然氏族制度を廢し、私有の土地人民は悉く天皇の土地人民としたのであつた。

二、公地公民の制

従来の氏族制度即ち族制政治の時代は、天皇でも豪族の私有の土地人民に對しては、直接に命令をなさる事が出来なかつた。又天皇も皇太子もそれ〴〵に御私有の土地人民があつたのである。今度の改革で土地も人民も皆取り上げた代りに食封(後世の)を賜はるることになつた。實に當時にあつては前代未聞の大改革であつたので、多少天下が騒がしかつたが、皇太子は御自分から進んで世の人に「天に二つの日が無い様に、國には二人の王は無い、故に天下を兼併して萬民を使ふのは、ただ天皇ばかりである」と仰せられ、眞先に御所有の土地と人民を御還しになつた。以來今日に至るまで日本國中の土地も人民も天皇の公地公民となつたのである。

三、其他の諸制度

(イ)戸籍法 これはこの改革の最初に行はれたものである、昔は人民の貴賤の別が極めて嚴重であつたが、後には種々の弊害を生じて來た。それで先づ戸籍から改革を斷行したのである。その法は國司や大寺をして戸籍計帳を作り、田畝を校せしめ、それを國家の所有となし、園池水陸の利は萬民と俱にし

の占有から地頭家人にその地を託し、貴賤の別は士民の別と替り、地頭家人は土地を賣買して居つたが、徳川氏に至り又これを禁止した。

人口を祿上せしめ 私に土地の賣買することを禁じた。

(口)班田收授法 男子が六歳になると田地を二段(一段は長さ三十歩、廣さ十二歩) 女子はその三分の二を政府から授

け、その者が死ぬると政府に收めるのである。この田地を口分田といふ。

(ハ)租庸調の制 租は田地一段毎に稻二束二把(一升)を納む。庸布は毎戸一丈二尺、庸米は五斗、調は絹・絶・布等便宜のものを、町別に絹は一丈、絶は二丈、布は四丈の定めである。又戸別の調及び贄を出す定めである。それは五十戸に就て一人の仕丁(人夫)を出すのである。

(ニ)驛馬・傳馬の制 これは交通を便利にする爲に、街道に當る宿驛に驛馬と傳馬を備へて置く規定である。

第二 蝦夷と三韓の離反

一、越蝦夷征伐 孝徳天皇が御崩れになると、前の皇極天皇が再び位に御即きになつた。これが齊明天皇である。中大兄皇子はやはり皇太子であつた。この時越の蝦夷(今の秋田附近)が叛いたので、阿部比羅夫をして討たしめられた。比羅夫は遂に進んで今の津輕海峡を渡つて渡島(今の北海)の蝦夷をもなづけ、更に蝦夷を先導として肅慎をも征伐した。

二、百濟の滅亡 欽明天皇の時に新羅が任那を亡ぼして以來、我國では度々兵を出してこれを回復しようとしたが、成功しなかつた。この頃になると百濟も高麗も衰へ、遂に新羅は唐の助けを藉つて百

齊明天皇は重祚即ち御一人で二度御即位になつた始めである肅慎は今の滿州地方に住んでゐた人種で鞏韌ともいふ。

朝倉宮は筑前國上座郡にある。

明治四十三年八月韓國と我國と合併してしまつた。

掖久(屋久島)

多爾(種子ヶ島)

阿麻美(大島)

度感(徳の島)

信覺(石垣島)

球美(久米島)

天智天皇は御即位の前に都を近江の大津に御遷しになつた、滋賀の宮と申す。この時代は近江の朝廷と云つて居る。

大寶律令は令十一卷律六卷。この後元正天皇の養老二年(一

濟を攻め亡ぼした。百濟の遺臣は我が國に援助を願つたので齊明天皇は皇太子と共に御親征の爲に筑紫に御下りになつたが、朝倉宮で御崩れになつた。皇太子はなほ暫らく御滞在なされて軍政を總べさせ給ひ、新羅を御征討なされたが、遂に不成功に終つた。

三、韓土抛棄と西南諸島 百濟が亡びて八年の後、高麗も亡ぼされ、三韓は皆新羅に統一せられてしまつた。その新羅は唐に歸服して居るので、以來韓土は全く我國と離れ、唐の版圖になつた。然し九州の西南海上にある島々は、この後追々我國に歸服する事となつた。

第三 天智天皇と文武天皇

一、天智天皇と藤原鎌足 皇太子中大兄皇子は、筑紫から御歸りになると位に御即位になつた、これが第三十八代天智天皇である。廿五年間も皇太子であらせられたのは政治上に十分手腕を振はうといふ思召があつたからである。御即位の翌年に鎌足が薨じた。天皇乃ち藤原朝臣の姓を賜ひ、大職冠の位を御授けになつた。これが藤原氏の始である。その翌々年に天皇も御崩れになつた、在位僅に十年であつたが、すでに皇太子の御時に種々の事業を遊ばしたのであつて、その御治績は甚だ著しいのである。後世中興の英主と稱し奉つて居る。

二、文武天皇と大寶律令 天智天皇御崩御の後、弘文・文武・持統を経て文武天皇が御立ちになつた。始め天智天皇は律令を御制定になつたが(大化の新政を)天武天皇更にこれを改修なされた。然しまだ完

三七八)に不比等再
 びこれを修正した律
 と令各十卷、これを
 今令又は新令と稱す
 大寶令に由ると、こ
 れまでの官名位號を
 改め、位記を以て冠
 位に易へ、正一位以
 下從八位及びその下
 に大初位小初位十八
 階とし、正四位以下
 は各上下にわかる。
 例へば正五位上又正
 五位下の如し。賞功
 は勳一等以下十二等
 を設く。
 大寶律に定むる八處
 は左の如し。

謀反、國家を危ふせ
 んことを謀る者。
 謀大逆、山陵及宮闕
 を毀つことを謀る
 者。

全のものではなかつた。文武天皇は更に忍壁王及び鎌足の子不比等等に命じて、これを改正せしめ給ひ
 大寶元年(六一三)に出来上つた。これを大寶律令といふ。律は今の刑法であつて、罪を斷ずる標準を
 示したもので、令は官制・田制・税法など、行政上必要な種々の制度や規則を定めたものである。この律
 令は完全な法典となつて我が國の法制の根本となり、永く行はれ、その一部分の官制は明治十八年に至
 るまで實施されたのであつた。

令の制によると、中央政府には神を祭る役目の神祇官と政治をする太政官とあつて、その太政官の下
 に中務・式部・治部・民部・兵部・刑部・大藏・宮内の八省がある。地方には諸國に國司を置き、その下に郡
 司がある。九州には大宰府を設け京都には左右京職、攝津には攝津職がある(特に攝津を重んじたのは四國
 となつて居つ)兵制は京都に衛府、諸國に軍團あり、邊要の地には防人を置く學制は京都に大學、諸國に
 は國學を置き、相當の身分のある者の子弟に限つて教育を施した。又全國の土地はすべて國有とし、班
 田收授法により、これを人民に班ち授け、六年毎に一たび收授を行ふこととなつた。税法は租・庸・調の
 三種があつた。律は刑罰に笞・杖・徒・流・死の五種とし、又これにそれ／＼等級をつけ、君父に對する罪
 が最も重くしてあつた。(笞罪五等、杖罪徒罪も各五等、流罪は三等、近流(越前・安藝等)中流(信
 濃・伊豫等)遠流(安房・常陸・佐渡・土佐・隱岐等、死罪は二等絞罪と斬罪)

○大寶律に六議といふものが定められてあつて、六議の人が死罪を犯す時は特典がある。

- 一、議親 皇親及び天皇の五等以上の親及び太皇太后、皇太后的四等以上の親、皇后の三等以上の親。
- 二、議故 故舊即ち天皇に宿侍して待遇を蒙ること久しき者。
- 三、議賢 大德行があつて世の法則たるべきもの。

謀叛、本國に背き外國に從ひ、又は地を以て外に奔る者。
 惡逆、祖父祖母を毆ち、又は殺さんとし、又は近親を殺す類。
 不道、一家死罪にあらざる三人を毆り、四等以上の尊長及び妻を殺す類。
 大不敬、大社を毀ち又は皇室に不敬を働く類。
 不孝、祖父父母に對する不敬の罪。
 不義、尊長に對する不敬の罪。
 平城の京は現今の奈良の西方にあつたので、今は田や畑となつて居るが、その間に當時の礎の名残のあらはれて居る處が

四、議能 大才藝のある者。
 五、議功 三位以上のもの。

以上の人、死罪を犯す時は特別にその罪状及び應議の由を奏聞し、議定奏裁を待つことが出来る、これを應議者といふ。應議者の祖父父母、父母若くは五位及び勳四等以上の者が死罪を犯した時は、此の如く決斷すべき由を上奏する、これを請といふ。以上の二つは死罪以下一等を減ずることが出来る。七位勳六等以上及び官位勳位得請者の祖父父母、父母、妻子孫等流罪以下を犯す時は各々一等を減ずることを得、これを減といふ。應議・請・減及び八位勳十二等以上の者、並に七十歳以上十六歳以下及び癡疾の者流罪以下を犯す時に贖を赦す、これを贖といふ。

第四 奈良奠都

一、元明天皇 文武天皇が御崩れになつた時は、皇子はまだ御幼少であつたので、天皇の御母元明天皇が御即位になつた。これまでは御代が代る毎に都を御遷しになる風であつた。然るに支那との交通が盛となるに隨つて、我が文明は著しく進歩し、社會の有様は複雑となり、國の威嚴を示す必要もあるので、都を一所に定めて壯大な皇居を建てる必要を生じた。元明天皇の時に都府建設地として選ばれたのが奈良であつた。いよゝゝ出來上つたのは和銅三年(七〇)で、今から凡そ千二百年前である。以來七代(元明・元正・聖武・孝)七十餘年の間こゝを帝都と定められ、平城の京と申した。この間を奈良時代といふ。(謙・淳仁・稱徳・光仁)

二、書籍の編纂 奈良時代の初期で最も注意しなければならぬ事は歴史と地理の書籍編纂である。元明天皇は博士大安麻呂に勅して、先に文武天皇の時稗田阿禮といふ者が誦誦して居つた口碑傳説をそのまゝ筆記せしめられた。即ちこれが今日も傳はつて居る古事記(三卷)で、我が國史の中で、一番古い

ある、今の奈良とは比べものにならぬほど盛なものであつた最も繁華であつたのは聖武天皇時代である。小野光といふ人が「青丹よし奈良の都は咲く花の匂ふが如く今さかりなり」と歌つたのを見てほゞ想像せられる。

風土記で今日まで傳はつて居るのは、出雲風土記と、常陸播磨肥前豊後の一部分とだけである。

當時唐では李太白や杜子美などの大詩人が出て、支那の歴史上でも文學の盛な時

ものである。(神代から推古天皇まで) ついで天皇は諸國の物産・地勢・古傳などを記した地誌を差出す様に御命じになつた、これを風土記といふ。ついで元正天皇は舍人親王と大安麻呂とに勅して漢文の國史を御つくらせになつた。これを日本書紀と云ひ、三十卷あつて、神代から持統天皇の十一年までの事を記したのである。

その後、醍醐天皇の朝までに、勅命で左記の國史が編纂せられた。何れも漢文で朝廷の日誌とでもいふべきものである。日本書紀以下を總稱して六國史といふのである。

書名 記載 撰修の時代 撰修者 卷數

日本書紀 自持統天皇代 元正天皇・皇 舍人親王等 三〇

續日本書紀 至桓武天皇 桓武天皇 藤原繼繩等 四〇

日本後紀 至淳仁天皇 仁明天皇 藤原冬嗣等 四〇 (但今は十卷だけ)

續日本後紀 仁明天皇一代 清和天皇 春澄善繩等 二〇

文德實錄 文德天皇一代 陽成天皇 藤原基經等 一〇

三代實錄 自清和天皇 至光孝天皇 醍醐天皇 藤原時平等 五〇

三、文學 支那との交通が盛となつた結果として、漢學は大いに進み、詩文に巧な者も澤山出た。中には

吉備眞備・阿部仲麻呂等は支那までもその名を轟かしたのであつた。和歌は持統文武兩天皇の頃に柿本麻呂・奈良時代になつては山上憶良・山部赤人・大伴家持など有名である。萬葉集はこれらの人

代であつたが、眞備と仲麻呂はその中に交つて才學のほまれが高かつた。

元明天皇元年武藏國秩父郡から銅を獻じたので和銅と改元し、始めて新鑄の銀錢銅錢十二種を用ひ、共に皆和銅開珍と云つた、翌二年銀錢を廢して銅錢を行はしめたのは、銅錢の方が便利であつたからである。

東大寺は總國分寺となり、法華寺は總國分尼寺となつた。藤原不比等は奈良に興福寺をたてた。人臣から皇后となつたのは光明皇后が始

人の歌を集めたものである。詩集は孝謙天皇の時に懷風藻といふのが出來た。天武・持統・文武頃の詩を集めたもので、一番古い詩集である。

四、錢貨の鑄造

元明天皇和銅元年始めて和銅開珍といふ銀貨銅貨を鑄造し給うてより、以來次第に民間に錢貨が行はれ、商業交通の發達を促したのであつた古代は貨幣といふものは無くて、物品の交換をして居つた。故に租税を納めるにも、皆産出又は製作した物品を以てして居つたのである。然し古代から銅や鐵を製作品に用ひる事は行はれて居つた。天武天皇の二年に對馬から銀を獻じた。それが鑄錢司を置いて貨幣を鑄造なされた事は歴史にあれど、どんな錢があつたか分らない。元明天皇は錢貨を一般に流通使用せしめようとなされたのであるが、稻穀布帛を通貨として居る風習が却々止まないの種々の方便でその便利を知らしめられたのである。

奈良朝時代にこの和銅開珍の外に貨幣を鑄造したのは左の四種である。

開基勝寶

金錢

いづれも淳仁天皇天平寶字四年の鑄造。

太平元寶

銀錢

萬年通寶

銅錢

(錢文に通寶といふことの始である)。

神功開寶

銅錢

稱徳天皇天平神護元年の鑄造。

第五 天平時代

めて、以來いつも藤原氏から選ぶ事となつた。

奈良正倉院の御物は聖武天皇の御遺物等を主として納められた寶庫であるが、その精巧なことはいづれも人目を驚かすものばかりである。和氣清麻呂は備前の人である。その姉和氣廣蟲(法拘尼)と共に孝謙天皇に仕へて忠節を盡した。平安京に都を遷し給ふ事となつたのも清麻呂の建議を御用ひになつたのである。後に正一位を贈られ京都に護王神社として祀られて居る。

光仁天皇寶龜六年九月詔して天皇の降誕日十月十三日を以て天長節となし、一般に殺生を禁じ、百官に宴み給ふべき事を令せられた。これ天長節の起源である。

一、佛教の隆盛

佛教は追々廣く行はれて居つたが、聖武天皇は深くこれを信じ給ひ、天平十三年諸國に勅して僧尼の兩國分寺を置かしめ、奈良に東大寺をたて、金銅の大佛を造つて安置せられ、御自分も御出家なされた。その皇后である光明皇后(不比等)も崇佛の御心頗る厚く施樂院・悲田院などを設け慈悲事業に力を御盡しなされた。當時の名僧は澤山あつたが、中にも行基は最も有名である。然るに僧侶は世間から尊重せられたのをたのしみにして、随分甚だ背いたわがまを働いたのもあつた。玄防の如きは即ちそれで、爲に不比等の孫の藤原廣嗣が兵を擧げる様な騒ぎも起つた。

二、佛教隆盛の影響

佛教が隆盛となつた爲に、一方には弊害も有つたが、一方には國の文明を進歩せしめた効も大きい。殊に美術・工業は最も著しい發達をしたのである。寺院の建築・佛像の彫刻鑄造を始め、繪畫・織物・刺繍・漆器など何れも巧妙美麗を極めたものである。(天平時代といふのは寧ろ美術)

三、和氣清麻呂

聖武天皇は御出家をなされて、皇女孝謙天皇が御即位になつた。天皇も熱心に佛教を御信仰になつた。在位十年の後、舍人親王の御子順仁天皇に位を譲り給ひ、自ら太上天皇となつて、やはり政をなされた。此時上皇の御信任を得て居つた藤原仲麻呂(不比等)は上皇が僧の道鏡を御寵愛なさるゝのを怨で兵を擧げ、却て誅せられた。順仁天皇は仲麻呂が上皇に御勧めして立て奉つたのであるから、爲に天皇は廢せられて淡路に遷され給ひ、上皇が重祚なされた。これが稱徳天皇である。夫で

道鏡は益々威權を恣にして、不都合にも天位を望んだ。然し幸にして和氣清麻呂があらはれて危い所を救つたのである。

清麻呂が罪なくて大隅國に流された翌年、天皇は御崩れになり、天智天皇の皇孫である光仁天皇が御即位になつた。道鏡は直に下野に流され、清麻呂は召しかへされた。光仁天皇は大に前代の弊政を御改革なされたのである。

第二期

第一 桓武天皇

桓武天皇は延暦三年に山背國乙訓郡長岡(今の京都府向日町宇鶴冠井)に都を御遷しになつたが、その主張者の藤原種繼が刺殺されたりして、種々不祥の事があつたので、まだ充分出來上らない中に宇太村即ち今の京都に更に御遷りになつた。

田村麻呂は蝦夷の根據地に攻め入つて殆

一、平安奠都 光仁天皇は位を皇太子に御譲りなされた、これを桓武天皇と申す。天皇の御代は内には平安の奠都あり、外には蝦夷の鎮定があつて、皇威大に盛であつた。奈良から御遷都になつたのは時世の進歩と地理の不便とがその原因であるけれども、奈良朝の終り頃には政治上に種々の弊害が起つて居たので人心を新にして諸般の改革をなさる爲に遷都を執行なされたのである。延暦十三年(五四)に新都に御遷りになつたけれども、完成して居たのではない。其後十餘年かゝつて漸く出來上つたものである。(明治廿八年は奠都以來一千百年に當つたので、京都市民は平安奠都記念祭を舉行し、官幣大社平安神宮をたて、天皇を祀り奉つた)

二、蝦夷征伐 東北地方即ち利根川、信濃川から北の方は、土地が邊鄙であるのと交通が不便であるとの爲に、朝廷の御威光が行き渡つて居ないこの地方は昔から蝦夷が住んで居つて、遠くは日本武尊近くは阿倍比羅夫の征伐があつたがこの頃になつては又々叛いて居つた。天皇は先到大伴家持や紀古佐美などをして御討たせになつたが、却々屈服しない。それで延暦十年に更に阪上田村麻呂を陸奥守とし

ど賊を殺し盡し、今の陸中に膽澤城を築いて官軍の本陣とし更に進んで志波城を築いた。膽澤城は後に多賀城を技に移して鎮守府を置いた。

田村麻呂は歸化人阿知使臣の子孫で、父の刈田麻呂は道鏡の驍ぎがあつた時に功勳のあつた人である。

田村麻呂は凱旋後從二位右近衛大將に任ぜられ侍從兵部卿を兼ねて居つた。弘仁二年薨去す。

天臺宗は法華宗ともいふが、日蓮法華宗とは區別して天臺法華宗又は聖に天臺宗と云つて居る。

空海は學藝に通じ殊

次で征夷大將軍に任じて、征討を御命じになつた。田村麻呂は大に蝦夷を破り、所々に城を築きてこれを平定してしまつた。その後嵯峨天皇の御代に又もや叛いたので文室綿麻呂が之を討て平らげた。以來皇威は此等東北地方にも行き渡つたのである。

三、佛教界の二名僧

平安朝の初めに佛教界にも二人の名僧が現はれたので佛教は一層盛んに行はれる様になつた。この二名僧は最澄と空海である。最澄は近江の人である。十二歳の時に出家し、成長の後奈良に行き、天臺宗の教義に感じ、比叡山に延暦寺を創立した(延暦七年)。その後延暦二十一年桓武天皇の勅によつて入唐し、天台宗の本義を研究し、二十四年に歸朝してより、大に天皇から尊信せられ、

嵯峨天皇の時に世を去つた。清和天皇の時傳教大師といふ諡を賜はつた空海は讃岐の人である、最澄と同時に入唐し眞言宗を研究して歸朝し、嵯峨天皇の弘仁七年紀州高野山に金剛峯寺を創めた。空海は諸國を廻つて布教の傍ら民利を計つた事が多い。又空海は本地垂迹の説を唱へて(佛は神の前身である即ち神は佛の權化である)から佛を信ずるのは神を信ずると同じといふ説。本地とは本體といふに似て印度の佛のこと、垂迹は日本に跡を垂れたこと即ち神のことである。この説は實に奈良時代に既に出てゐるが、空海に至つて盛になつたのである。)布教の方便とした。以來邦人の敬神の心は佛教に向ひ、僧侶も神を祭り、神官も經を讀み、朝廷の儀式にも佛事を交へる様になつた。承和元年高野山で寂滅した。後に醍醐天皇の時弘法大師といふ諡を賜つた。

四、日本風の加味

奈良時代は萬事支那の眞似をしたので、十分日本風に消化されて居ない。日本固有の思想を輸入の文物に加へることがよく出来なかつた、然るに平安時代はその文物に日本固有の思想

殊に書道に達して、後世から三筆の一人と云はれて居る。三筆は嵯峨天皇と橘逸勢と空海とである。いろは歌は弘法大師の作であると言ひ傳へられて居る。前述の如く佛敎も本壇垂跡説によつて日本化してしまつたのである。

を加へてこれを消化し、美術工藝の如きも大陸風のものに更に精細な優雅な調子が加はつて來、文學も漢文から發展して假名文で國語を寫した文學が現はれる様になり、制度も支那風の大寶令を必要に應じて改定したのであつた。

五、平安朝初期の學問

桓武天皇以來數代の間は天下泰半であつたので、文學は隆盛となり、京都の大學・地方の國學の外に貴族的私立學校も出來た。即ち學館院（嵯峨天皇の皇后橘氏の立て給ひ）勤學院（藤原冬嗣の設立、藤原）恒貞親王の設立、）獎學院（在原氏の子弟）。又當時の主要なる學者と其著書とを擧げて見ると、

藤原繼繩

續日本紀 四十卷、文武天皇より桓武天皇の延暦十年まで九代九十五年間朝廷の行事、人臣の遁退を記せり。桓武の朝に成る。

齋部廣成

古語拾遺 一卷、これは廣成が齋部氏は太玉命の後裔でありながら零落して居たので、十一ヶ條の事蹟を書きたてた断狀であるが、歴史家の參考になる立派なものである。平城の朝に成る

藤原園人

新撰姓氏錄 嵯峨の朝に成る、三十卷。神別、皇別、蕃別等に分つて、日本の姓氏を詳記したもので神武より起りて弘仁の頃に至る、千八百八十二の姓氏が記してある。

藤原冬嗣

弘仁格式 四十卷、今は十二卷だけある、弘仁式ともいふ、嵯峨の朝に成る。

清原夏野

令義解 十卷、大寶令の註釋である。實際は小野篁の手に成つたのである。淳和天皇の時に成る有識主要の書である。

第二 菅原道真

一、藤原氏の專權とその由來 藤原氏が政權を專にする様になつたのは、急にさうなつたのではない。その祖先である鎌足が國家に勳功を立て、引きつゞいて不比等、百川、冬嗣などの人物が出たの

太政大臣は皇族に限られて居たのに、良房は人臣として始めて是に任ぜられたので實に異例である。

宇多天皇は基經に萬機を任ずる思召で、「宜しく阿衡の任を以て卿の任とすべし」といふ詔を下されると、基經は阿衡は支那の位であるから職のないものであると云つて不平であつた。それで天皇は更に關白になされた、これを阿衡の變といふ。

で、自然に朝廷の御信用を得る様になり、後にその女を皇妃に立て、外戚となるに至つて、遂に政權を專にする様になつたのである。冬嗣は嵯峨天皇の時に左大臣に進んだが、子の良房は文徳天皇にその女を納れて妃となし、太政大臣に任ぜられた。その女の生み奉つた惟仁親王は御歳位に九歳で位に即き給ひ(清和)、良房は攝政となつた。臣下の身分で攝政となつたのも良房がはじめてである。

清和天皇は位を皇太子に御譲りになつた、これが陽成天皇である。天皇は良房の兄長良の女の高子(清和天皇)の生み奉つた御方である。此時良房の養子の基經(高千)は攝政となつて居つたが、ついで太政大臣となり、その勢力は非常なものであつた。遂に基經は天皇を廢し、やはり自分と姻戚の關係がある光孝天皇を位に即け奉つた。その皇子が宇多天皇である(天皇は藤原氏)。

二、宇多天皇の政策と道眞の登用

宇多天皇は藤原氏の女の生み奉つた御方ではなかつたが、基經は之を立て奉つたので、天皇は深く基經を徳とし、今後總ての政治は大小に關らず、皆基經に相談した後に奏上せよといふ詔勅を御出しになつた。これが關白の始である、以來藤原氏は天皇が御幼少の間は攝政となり、御成長の後は關白となるのが例となつて、政權は全く其手に歸し、藤原を名乗る者でなければ幅が利かず、外の貴族も舊家も衰へ、皇族でさへも全く抑へられておいになつた。宇多天皇は御心中頗る御不平であつたが基經との關係がかういふ有様なので、何ともなざることが出来ない。夫で基經が死んで子の時平が後を繼ぐと、急に菅原道眞を重く登用なされて、藤原氏の權力を抑へやうとなされた。天皇は賢明な御方であつたので、種々政治の御改良をなされた。

菅原氏は野見宿禰の子孫である。光仁の朝に始めて菅原の姓を賜はり、代々大學の文章道の博士で、又天皇の學問御師、儒者といふ名譽ある儒者の家柄である。道眞は單に大學者であるばかりでなく、政治の才もあつたし、最も徳行がすぐれて居たので、大學出身の者を初として、天下の人は皆これに敬意を表して居つたのであつた。

三、醍醐天皇と道眞の左遷

宇多天皇は早くから御通世の思召があつたので在位七年の後、昌泰元年に皇太子に御位を御譲りになつた。これが醍醐天皇である(御母は冬嗣の孫に當り、高藤の女である)時に御年十三、宇多天皇は間もなく髪をお剃りになつて、法皇と稱し奉ることゝなつた。之が法皇の始である。此時法皇は新帝に對し萬事道眞を信賴して厚く之を用ひ、輔佐とする様にと仰せられた。然るに時平は藤原氏よりも家格の低い道眞が自分と相並んで重要な地位を占めて居るのさへも不快であるのに、間もなく道眞を關白になさる思召が天皇にあると聞いて、殘念で耐らない。そこで同志の者と相談の末道眞は天皇を廢して皇弟齋世親王(道眞の女)を立てんと謀つて居ると申上げた。不幸にして天皇は之を信じ給ひ、道眞の官職を奪ひ、大宰權帥に貶し筑前に流す事となり、宇多法皇の思召は全く失敗に終つてしまつた。

四、延喜の治

醍醐天皇が御成長の後は大に政治上に御注意をなされ、或は寒夜御衣を脱して下民の苦を察し給ひ、或は驕奢を禁じ給ふなど、御徳行がすぐれて居つた。從て後世から延喜の治と云つて天下泰平の模範として居る。然し延喜の治は前代の寛平時代に基を作つたことを忘れてはならぬ。又世は泰平であつたと云つても、夫は單に都の中だけの事で地方には既に次第に朝廷の御威光が行き届かぬ様になり東にも西にも戰亂が起る様になつたことも知つて居なければならぬ。之も基く所は藤原氏が自家を抑へようとする反對派を悉く失敗せしめた結果、一層勢を恣にし樂華に耽つて、地方政治に注意しなかつたからである。

第三 朝臣と武士

一、朝臣の榮華 法皇や天皇の深い御信任を得て居つた道眞でさへも退けられる様になつたことは藤原氏の勢力の強勢を示して居る。今や藤原氏と勢力を争ひ、これに反抗する黨派も、人もない。朝廷に充滿して居つた藤原氏の人々は政治のことはおろそかになつて、奢侈を競ひ柔弱に流れ、男女間の交際、にのみ心を苦しめて居る。毎日參朝はするが、それ／＼事務をとるではなく、たゞ詩を吟じ歌を詠じ、或は管弦の會を催し、月や花に浮かれて宴遊を無二の快樂として居る。それであるから政治上の才はなくとも、詩歌管弦の一藝一能に長じて居る者は宮中で大に得意の有様であつて、皆それ／＼に榮華を極めては喜んで居たが、その間に廷臣の心は腐れかゝつて居たのである、都を一步出た外の有様は、どんな風であるか知らなかつた。當時地方では盜賊が横行して良民を害したり官物を奪つたりしても、地方官はこれを制する事が出来ない。人民は領主から國司から二重にも三重にも税を課せられ、又は強者に地を奪はれて苦しんで居つて、泰平どころではなく、實に物騒千萬な有様であつた。

二、武士の起源 地方の良民はその生命も財産も誠に不安心であつた、中央政府も地方廳ら便りとする事が出来ない上に、自分たちが汗を流して働いて得たものは、廷臣の贖奪の種子となり、盜賊の腹を肥すものとなるので良民の多數は働くよりも寧ろ自分も盜賊の仲間入りをしよう、相率ゐて盜賊となつた。地方の豪族は自衛の必要上多くの勇士を養つて、これを家の子又は部黨と稱へ無事の時は土地を

大寶令で定められた班田收授の法は且くから實際に行はれぬやうになり、勢力のある者は土地を朝廷に收めないで長くこれを私有し、更に暴力を以て勢の弱い他人の地を奪ひ、又こゝれまで手がつけてなかつた山野を開墾し

て多くの土地を私有しこれらを莊園とした。中にも延臣や寺家の莊園は年と共に増加するのであつたが、これらの莊園に對しては全く租税をかけなかつたところが多いし又國司も何等の干渉をしなかつたので朝廷の收入は減るばかりであつた。

當時朝廷にも武官があつたが、他の文官同様何の役に立たぬ。この武官と地方の武士とは全く別物で、何の關係もないのである。

貸して農作に従事せしめ、事ある時は手に武器を取て主家の爲に敵と戦ひ、功名次第で富貴も名譽も得られたのであつた。それで藤原氏以外の者で、相當の才智がありながら官吏となれなかつた者や、財産を亡くしてしまつた者などは、皆地方に行つて、或は豪族となり、或はその下に附いて家の子となつたそれで豪族は後には數多の臣下と廣大な土地を有し。一つの小さい獨立國の有様となつて、國司でも指一本これに指すことが出来なくなつた。是等の豪族やその臣下の者を總稱して武士といつた。されば地方で盜賊などが起ると、延臣たちはその地方の豪族に鎮壓を託し、自分たちは相變らず都で驕者に耽り月花に浮かれて得意となり、武士は身分の賤しい者、戰爭などは武士の爲すべき仕事で自分たちには關係がないと思つて居たが、後にはその武士に朝廷を追ひまくられたのである。數多の武士の中で、後に最も有名となつたのは源氏と平氏とである。

三、天慶の亂 宇多天皇の寛平元年に桓武天皇の曾孫高望王に始めて平といふ姓を賜ひ、上總の國司に任ぜられた。それ以來その一族は上總地方に土著して次第に繁榮して居たが、醍醐天皇の御子朱雀天皇の時、高望の孫に將門といふ大膽不敵の人が居つた、時の攝政藤原忠平(の時平)により檢非違使(今の總監で都の非)を望んだが藤原氏でないといふ理由で許されない、將門は自分は王族である、藤原氏が威勢を恣にするなら、滅してやらうといふ考へで、郷里の下總に歸つて兵を擧げた。かねて藤原氏に對して不快の考へを抱いて居た地方の豪族や、立身出世をしようといふ心にかけて居つた武士等は忽ち之に加はつて却々盛んな勢となつた。(兵を擧げたのは承平五年で、いよいよ)此時藤原純友は四國の悔賊征伐に向つ

の占領した土地の治め方は實に立派なもので、大に徳望があつたのである。

秀郷の子孫は關東の大豪族となり、貞盛の子孫は伊勢平氏として知られ、經基の子の滿仲は攝津多田莊にあつて勢力を貯へて居たが、其子孫東國に榮え最も豪強となつた。

經基は清和天皇第六の皇子貞純親王の長子である。故に六孫王といふ。輔友を平らげた功で鎮守府將軍となり、以來子孫東國に榮えた。清和源氏と云つて他の源氏と區別して居る。

たのであつたが、却つて自分が海賊の首領となつて瀬戸内海に據り更に東に進んで京都を攻めといふ噂も有つた、地方に騒動があつても廷臣は平氣であるが、都を攻めにくるといふ噂を聞いては驚かすには居られない。女の様な當時の公卿は顔色をかへて恐れたのである。誰か討手の大將を差向けようとする病氣だと云つて辭退する、私には到底資格はないとかゝる場合だけ謙遜するものもある。遂に天慶三年になつて參議藤原忠文を征東大將軍に任じ先づ東の方の將門を征することにした。然し忠文は今から戰爭の支度をしなければならぬといふので、却々出發しない。その中に以前に將門に殺された將門の叔父の國香の子の貞盛が兵を擧げて將門を討つたが却々叶はない。此時下野の豪族藤原秀郷は一族と共に貞盛の味方となつたので、貞盛は大に勢を得、遂に將門を殺して平定してしまつた。大將軍の忠文は此時漸く途中までソロ／＼出掛けて居つたが、これを聞いて都に引返した。

西の方の海賊に對しては小野好古を追捕使に任じ、源經基と共にこれを討たしめた。然しこれもまだ先方に到着しない中に、藤原國風といふ人が亡ぼしてしまつたので、經基はその殘黨やら他の海賊共を平定し大に功名を立てたのであつた。かゝる有様で、東國の亂には平氏、西國の賊には源氏が功を立てたので源平二氏は武士の中でも自然勢力があつた。以來天下に何か事がある度に朝廷は此等武士の力を藉らねばならぬ事となつた。後に政權が武門の手に歸したのもその基く所はこの平安朝時代に藤原氏が文弱に流れたからである。

第四 藤原氏の極盛と勢力争ひ

一、村上天皇 朱雀天皇のつぎはその御弟村上天皇が御立ちになつた。天皇は深く御心を政治に御とどめなされたので世に天曆の治と稱して延喜の治と並べ稱し奉つて居る。然し京都では一般に太平になれて、ますます奢侈となり地方では武士の勢力いよく増進し、朝廷の威權は大に衰へて居たのであつた。

二、藤原氏一門の勢力争ひ 村上天皇のつぎの冷泉天皇から後冷泉天皇まで八代百年ばかりの間は藤原氏の勢力がその極に達した時であつたが、藤原氏以外の家でこれと勢力を争ふ者がなくなると、今度は同族間、しかも近い骨肉の間でさへも勢力を争ふ様になつた。先づ兄弟で争つたのは忠平の孫に當る兼通と兼家である。叔父と甥とで争つたのは兼家の子の道兼とその甥の伊周とである。その他男子は男同志女子は女同志で互に争ひをして居つた。

道長嘗て歌つて曰く
「この世なば我が世
とぞ思ふ望月のかけ
たる事もなしと思へ
ばし。これとげ反對
に、三條天皇は或る
月明の夜の御製に、
「心にもあらでうき

三、藤原道長の榮華 藤原氏の榮華を代表するものは兼家の子の道長であつて天下第一等の果報者である。道長の父祖の餘榮を承け、三人の女は皆それぞれ一條、三條、後一條三天皇の皇后に立て二十餘年の間政を専らにし、その身は後一條、後朱雀、後冷泉三天皇の外戚となり、その五子は相並びて公卿に列し殆んど榮華の限りを盡したのである。晩年になつて厚く佛教を信じ、法成寺をつくつてこれに住んで居つた。それを建てるとき、「朝廷の勤めは怠つても、この仕事を怠つてはならぬ」など、無法

世にながらへば戀し
かるべき夜半の月か
なしと、同じ月を見て
もその御感想は非常
に違つて居る。思ひ
やるさへも恐れ多い
次第である。

土佐日記は假名で書
いた書物のはじめだ
と云はれて居る。

清少納言は清原元輔

なことを云つて居る。世の人は御堂關白と呼んで居つた。道長は「望月のかけたる事もなし」と得意けに歌つたが、月はいつまでも望月ではない。道長が死んで子の頼通が攝政となつてから榮華の夢はいつしか覺めて、藤氏の月の影は次第々と薄れ行くのであつた。

第五 平安朝の文物

一、和、漢文學と和歌 清和天皇以來漢學では僧空海、菅原道真の外に三善清行、紀長谷雄、都良香などが有名である。歌人としては延喜時代に紀貫之、凡河内躬恒等が居る皆勃をうけて古今和歌集を撰んだ、これが勅撰集の初めで、以下相ついで七つの勅撰集が出来、足利時代までに二十一代集が出来た。その他平安朝の初めには、僧正遍昭、在原業平、小野小町、終り頃には藤原基俊、源俊賴、藤原俊成など皆有名な歌人である。

二、國文と女流文學者 紀貫之は和歌ばかりでなく國文にも長じて居つた。その著土佐日記は後世國文の軌範であるとして云はれて居る。又この時代の初めに作者は分らないが竹取物語といふ小説が出来た。これが我國の小説の初めである、又同じ頃に伊勢物語といふのが出たが、これも作者は分らない。次いで宇津保物語、落窪物語などが出たが、前の二つに比べると、餘程趣向が複雑である。この落窪物語は世の中に實際にありさうな事を寫した所謂寫實小説の初めである。

當時多數の女流文學者が輩出した。日本文學史の上から此等女流文學者を取り除くと頗る淋しいもの

の女である。才氣人に秀で、満朝の男子をして顔色なからしめたのであつたが、餘り才が勝ちすぎて慢心したため、その末路はよくなかつた。紫式部は藤原爲時の女である。これは清少納言とは反對に、極めて温順であり、又當時の婦人としては珍らしく貞操の堅固な人であつた。

になる。その輩出した理由は當時の名流貴族が權勢を得る手段として、各々その女を宮中に納れて外戚の關係を作らうとして居る。従つて宮中には女御とか更衣とかいふ方が多く、互に競争の氣味であるから、文藝に關しても他にひけを取るまいと、それ／＼才能あり學識のある婦人を侍女として誇り合つたからである。道長の女の彰子(一條天皇の中)が入内の時、數十人の侍女を召されたが、その中に有名な紫式部、和泉式部、小式部、伊勢大輔などが居る。この紫式部と清少納言(道隆の女なる一條天皇)とは平安朝の花を飾る第一流の文學者であるばかりでなく、我國古今を通じての六文學者であり、才氣も拔群のものであつた。有名な源氏物語は紫式部の著、枕草紙は清少納言の著である。この外に赤染衛門、大貳三位、相模、周防内侍、兼家の妻(源綱)なども有名である。(ある。相模は更科日記を著はし、兼家の妻は蜻蛉日記)を作つた)

一條天皇の御代には此等の外に藤原行成、同公任、同齋信、源俊賢等も有名であつて、世に四納言と呼んで居る。又行成は書が巧みであつて、小野道風、藤原佐理と共に三蹟と稱せられて居る。

三、美術工藝 世の中が奢侈となるに従つて、建築、彫刻、織物、蒔繪等の美術工藝は自然に優美壯麗なこの時代の特風を示したのである。殊に建築は佛寺や貴族の邸宅別荘を建てる事が盛んであつた爲に技術も進歩したのであつた。道長の建てた法成寺、頼通の別荘の宇治の平等院などはこの例である。この平等院の中にある鳳凰堂だけは今日でも立派に残つて居る。この平等院は嵯峨天皇の皇子源融といふ人の別荘であつて、宇治院と云つて居たが、後に陽成天皇の離宮となり更に道長の別荘となつて子の

當時の結婚は誠に不安心なので、虚榮心のある女は争つて宮仕へをした。さうすると世人から大事にせられ、殊に意氣地のない當時の朝臣は此等宮女の歡心を得て立身出世の手段としようとしたので、ひどくもてはやされ従つて宮女即ち女房の勢力は盛であつた後世、武家の名ある者がこの女房を妻とすることが多くなつて武家の妻を女房と稱するやうになつた。

○紀元一六七九年

頼通に傳へた。頼通はこれを寺として佛殿鳳凰堂を建てたのである、實に華美壯麗を極めたものでこの堂に當時有名な畫家宅磨爲成の書いた壁畫や、佛師定朝の作の佛像などがある。今は國寶となつて居る。

四、風俗 衣服は男子は貴賤共に袴を穿き冠を被つて居つた。髪は男子は凡て結髪であるが、女子は大禮の外は大抵垂れ髪で、女子の勞働者は結髪である。家柄を貴ぶ風が盛で一夫多妻であつた。婚姻は當人同志の約束で成立する女が婚姻を承諾するまではなかく權利が強いが、いよく結婚すると男から捨てられはせぬかと弱くなる。食物は米飯で概して獸肉は用ひなかつた。貝類、章魚、海老の類か又は干魚、鹽漬の魚の類を用ひた。今でも祝賀の式に干鮑、鱈魚、海老、昆布、栗、干柿などを用ひるのは此時代の風が残つたのである。住居建築の法は全く平家作りで二階建はなかつた。其室内は襖の類が少く今日の様な障子はまだ用ひない。間毎の境は多く簾と几帳とで仕切り、座敷と縁側との間には藪や格子といふ戸をたて、上の半分だけは開けてあるが、之にも簾が下げてあるので光線の通り方は誠に悪く、日中でも薄暗く陰氣な有様であつた。

第六 後一條天皇 前九年の役

一、刀伊の入寇 後一條天皇の御代になると、二つの重大な事件があつた。即ち刀伊の入寇と平忠常の亂とである。刀伊といふのは朝鮮の東北部、黑龍江のほとりに住んでゐた種族で女眞とも云つた。

後一條天皇の寛仁三年にこの刀伊が五十餘艘の船で、對馬と壹岐を侵して、國司を始め島民を殺し、更

に筑前に進んで亂暴を働いたのであつたが、時の大宰權帥藤原隆家等が防ぎ戦つて、これを退けてしまつた。

二、平忠常の亂 それから十年たつて長元元年になると平忠常といふ者が、下總で叛いた朝廷では平直方に御撃たせになつたが、なかなか賊の勢が盛であるので、更に源頼信に命じて、遂にこれを平定することが出来た。

○紀元一七一一年
○今日の青森・巖手・宮城・福島・四縣の地方を昔は陸奥と云つて居つた。

○衣川は陸中國膽澤郡の西境から源を發し、西磐井郡平泉市の北を流れて北上川

三、前九年の役 後一條天皇から後朱雀天皇を経て、第七十代後冷泉天皇の永承六年陸奥の豪族安部頼時がその子の貞任と共に亂を起し衣川に據つた、當時陸奥地方の有様は都を遠く離れて居る爲に、政治も行届かない。昔阪上田村麻呂が征服して以來、表面は服従して居た様であつたが、實際は全く獨立の有様であつた。騷亂がある度に將士は派遣して鎮定させたのであるけれど、それさへその土地に土着してしまふと、朝廷との關係が薄くなるのであつた。従つて諸々に勢力のある豪族が居つたが、中にも頼時は最も有時であつた。頼時は昔蝦夷の爲に囚とせられた將士の子孫であつて、代々陸奥に住居し、次第に勢力を増して税も奉らず朝命も奉じない。その中にその子貞任が陸奥に来て居つた藤原光任と喧嘩をして兵を出したのが原因となつて、終に朝廷に背く様になつてしまつた。朝廷では源頼信の子の頼義を陸奥守兼鎮守府將軍に任じて征伐を御命じになつた。頼義は子の義家と共に出征して衣川で大に戦つたが、なか／＼の苦戦であつた。その中に安倍頼時は矢に中つて死んでしまつたが、子の貞任は頗る猛勇に戦つたので、さすがの頼義も僅に主従六騎で逃げ出したこともあつた。併し頼義は出羽(今の

に合する、長さ四里ばかりの川であつて、頼時基子の居た所は今は衣川村字下衣川にある。その附近に有名な中尊寺がある。

○厨川は盛岡市の西北一里、北上川と磐石川と合する所である。

○義家が衣川で貞任を破つてこれを追つた時、矢を番ひながら、衣のたては綻びにけりしと叫ぶと、貞任はあとを振りむきながら「年を經し絲の亂れの苦しさに」と答へた。それで義家は矢を放たずに引返したといふ話がある。

秋田山(源二縣)の豪族清原武則に援助を求め貞任を衣川に破つて、厨川に追ひつめ、終にこれを圍んで貞任を捕へて誅してしまつた。この騒亂は九年の間つゞいたので、この後に三年間つゞく戦争が起つたのに對して、前九年の役と云つて居る、頼義と義家はそれ／＼恩賞を受け清原武則も鎮守府將軍に任ぜられた。以來東北地方の人は非常に源氏に心服することになつた。

源氏の起原

清和天皇—貞純親王—經基—滿仲



源氏は清和天皇の御孫經基始めて源の姓を賜はり、その子孫皆武勇を以て有名である。殊に義家は文武に達した名將で、後世からも軍神として尊敬せられて居る人である。義家の子の義親の子孫が義朝父子、爲朝、義仲等で、義國の子孫が新田、足利二氏となるのである。義家の弟の義光の子孫は甲斐源氏と云つて、武田信玄などがその子孫である。

第三期

○第三期は第七十一代後三條天皇から第八十一代安徳天皇の

終りまで、あるが、第七十二代の白河天皇以後は院政であつたので院政時代ともいつて居る。

○藤原氏は後三條天皇を立てる事を好まなかつた、昔から皇太子には必ず壹切といふ名劍を傳へ奉る例であつたが、藤原氏はこれを奉らな

い。然るに天皇は皇太子たるに於て一振の劍ぐらゐごうでもよいと仰せられて、東宮の位地に二十年餘り御すこしなされその間藤原氏の專權を大に御怒りになつて居つた。

第一 後三條天皇と白河法皇

一、後三條天皇 後冷泉天皇の後はその皇子後三條天皇が御即位遊された。この天皇の御代は歴史上最も注意すべき時代である。清和天皇以後御冷泉天皇に至る十四代の天皇は御母が皆藤原氏の出であつたので、その間二百餘年は藤原氏が政權を執つて居たのであつた。然るに後三條天皇の御母は三條天皇の皇女禎子内親王であつたので、藤原氏に對して何等の御遠慮もない、その上に才學が御すぐれ遊ばし御賢明の御方であつたので、大に政治を改良して、藤原氏の權力を抑へようと思召したのである。それが爲に時の關白藤原賴通は宇治に退隱する様になつてしまつて、天皇御自分で政治をなさるものであるから、關白は殆ど名義ばかりのものとなつたのである。もはや藤原氏の勢力は既に衰へてしまつて、月の光は照つては居れど、恰も残月の影の薄いのと同じで昔のやうな權勢はなくなつてしまつたのである。天皇の御事業の中その重なる事を擧げて見ると、先づ第一に、

(イ)記録所 といふ役所を設けて土地の取締を嚴重になされた事である。昔大化の新政で土地を私有する事を禁ぜられたのであるが、藤原氏が盛になるとこの法令が行はれないで、次第に私有の土地即ち莊園が増加したのである。それで度々官符を下されて、莊園を停止すべき旨を命ぜられたが、實際には行はれなかつた。人民は此等の莊園の土地を借りて耕作し、課税を免かれ、公田を耕す者がない。又地方が亂れてくると、國司の公田の一部を私有の地とし、豪族は武力を以て弱者の土地を奪ひ、そして

○これより先、後朱雀天皇の時、延喜二年の格以後の莊園を停止せらるべき旨、數度官符を下されたが行はない。長久元年。國司に命じて、國司その一二代以來に新に出來た莊園を停め、寛徳二年に更に前の國司の任期中に新に置いた莊園のみを停め、後冷泉の時、亦寛徳以後の莊園を停められたが、皆行はれなかつた。○當時の一斗は今の八升一合に當る。○後三條天皇は實際に院政を行ふに先ちて崩御なされたから、眞に院政の行はれたのは、次の白河天皇が位を堀河天皇に御譲りになつた後鳥羽の離宮で之を行ひ給ひしのが始めである。

租税は少しも納めないから、朝廷の收入は非常に減じてしまつた。それで天皇は先づこの土地所有權のことを改革する思召で、記録所を御設けになり、正しい證據のある者には土地の私有を公許し、所有權の不明不正のものは朝廷に没收し、又土地私有に關する紛争の裁判權を朝廷に收められたもので、實に政治上の大改革であつた。これが爲に幾分か莊園の弊害を斷つことが出來たけれども、何分複雑した事業であるからなかく、捗らない宥様であつた。

(ロ)斗升の法 も御定めになつて升は方五寸、深さ二寸五分とし、斗は方一尺六分と御定めになつたこれは天皇御自身で御簾の竹を抽いて御量りになつたので延久の宣旨升と稱して居る。

(ハ)紀綱振興 當時一般に奢侈に流れて居たので、天皇御親ら儉素の御生活をなされて模範を示し給ひ、又從來金力で官職を求める事が出來たのを、嚴禁なされ、又當時の惡弊であつた國司の重任(同じ國に引きつゞいて國司となることを) 禁じ給ふなど種々の改革があつたので、これまで紊亂して居た朝廷の紀綱は再び振興することになつた。

(ニ)院政 天皇が天位を御退きになつて、上皇又は法皇が院中で政を聽き給ふことを院政といふのである、後三條天皇は御位を皇太子に譲り御自身で院中で政を執つて幼帝を轉げ、藤原氏をして權勢を恣にさせない様にしようといふ思召で、在位僅に四年の後御隱居をなされたのであつたが、四ヶ月経つと御病氣の爲に御崩御遊ばした、世人皆痛惜し奉り、頼通でさへも實に邦家の不幸であると悼み奉つたほどでめつた。

○天皇が萬機を親裁し給ふのは我政治上の常體である、然るに院政が始まつて以來、院宣は詔勅と均しく、更に詔勅にも勝つて天下の大事はこれによつて決せられ、事實上に於て院宣の效力は詔勅を凌ぎ政治上の變體を來したのである。

○僧兵の起原に關しては、三善清行の封事によると、早く延喜の頃から始まつて居たやうである。かくて白河天皇の頃には最も盛であつた。

二、白河天皇 後三條天皇のあとを御つぎになつたのが、第七十二代白河天皇である。御父に似させられ、頗る決斷力に富ませられ、固より御親政であつたので、藤原氏も手のつけやうがなかつた。然し天皇は愛憎の念の強い御方であつた上に、深く佛教を信ぜられ、御退位の後は三十三間堂を始め數多の寺塔を建て、佛像をつくり、或は法會を營み、屢々遊幸をなし給ふなどの事があつたので、朝廷の財政はますます困難となり、それが爲に種々の弊政が起つて來た。

三、政治上の變體 天皇は在位十五年の後、位を御子堀河天皇(八歳)に御譲りになり、剃髮して法皇と稱し給ひ、鳥羽の離宮にありて院政を御執りなされた。その御命令を院宣と云ふ。これより天皇は單に改元・節會・叙任等の儀式を掌り天下重要な政は院の廳で決せられ、その院宣は詔勅よりも重く、關白も太政大臣もたゞ名儀ばかりとなつたのである。

白河法皇の院政は堀河・鳥羽・崇徳の三代四十餘年に及び天下のこと何事も御心のまゝになるので、華奢に流れ給ひ、自然賣官の弊風も舊に復したのである。當時藤原氏は全く勢力を失つて、以前の面影なく、一方にはこれまで卑しめられて居た武士が次第に重く用ひられる様になつたので、他日政權が武門に移つた原因は、既にこの時代に出來て居たのである。

四、僧兵 當時寺院の地位はますます高く、僧侶はいよく貴くなつて、諸寺は争うて寺田を増すことを計つたので、寺領の莊園は年と共に増加し、課税を許されて居るから、寺院の財政は頗る豊富となつた。従つて土地所有權について紛争の起る事もあるので、寺院は自衛上時には腕力に訴へることもあつた。

南都。叡山、三井寺などに最も多く、従つて亂暴であつた。

○南都の僧兵を奈良法師、叡山の僧兵を山法師、三井寺のを寺法師と云ふ。

○白河法皇も山法師の亂暴には御困りになつて、天下朕が意の如くならないものは鴨川の水、雙六の賽、山法師である」と御嘆息なされたことがある。

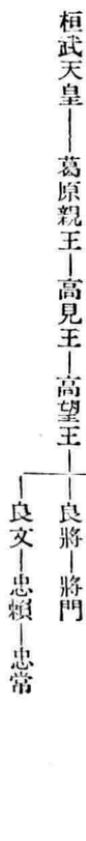
○宇多天皇寛平元年平姓を賜ふ。

○平忠盛の系統は代々伊勢に居たので伊

從つて武士を雇ひ入れたり、僧徒に武裝せしめる必要を生じた。然るに當時浮浪の徒は寺院に入れば安樂に生活することが出来る上に世間からも多少の尊敬を受けることが出来るので、身に僧衣を纏うて寺院に投ずる者が多い。寺院の方でもこれを歡待して大衆となし、何か事がある時は弓矢刀杖を授けて戦はしめたのである。これが僧兵の起原である。

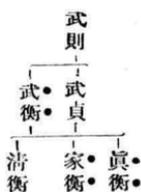
この僧兵といふ一種の軍隊的のものが出来ると、寺院の中にはその勢を恃んで亂暴横著を極めるものが出来た。中にも南都の興福寺・東大寺・比叡山の延曆寺・近江の園城寺(三井寺)などを置き武器を蓄へて、互に相争ひ遂には朝命をも奉せず、何か不平の事があると直に大舉して京都に亂入し朝廷に強訴するなど、頗る横暴を極めて居た。それで院の廳では此等の僧兵に備へる爲に北面の武士(院の北面にある諸所に伺候するからの名である)を置いて守護させる事となり又時には源平の武士をして鎮定せしめられた事もあつた。それで源平二氏はいよいよ京都で勢力を得るに至り、中にも平忠盛は最も白河法皇の御信任を受けて重く用ひられたので、平氏は源氏と相並んで勢力を生じて来た。

平氏の起原



平氏は桓武天皇の曾孫高望王の時始めて平姓を賜はり、その孫の貞盛の時將門の亂を平らげて名を

勢平氏と云つて居た



○前九年の役が終ると、義家は京都で大江匡房に兵法を學び、後三年の役に大にその功があつた。又義家は文學の才もあつた人で、「吹く風を勿來の關と思へども道らせに散る山櫻かな」といふ歌など

擧げたのである。然し當時は源氏の方が盛であつて、これに比べると平氏は微々たるものであつた。忠盛の時に至り、白河法皇に重用せられて昇殿を許された。武士として昇殿を許されるといふことは當時にあつては實に異數の昇進であつたので、世人を驚かしたのであつた。その子の清盛に至つて平氏は全盛を極めたのである。

第二 後三年の役

一、原因 白河天皇の末年に奥羽が又もや亂れた。前九年の役に出羽の清原武則は勳功によつて鎮守府將軍となり、安倍貞任の領地を領して勢ます。盛であつたが、その孫の眞衡の時、繼母の子家衡及び叔父の武衡等と争を生じ互に戦つて大に亂れたのである。當時源義家は陸奥守兼鎮守府將軍であつたので、武衡に命じて仲裁しようとしたが、武衡はかねて義家に對して快よく思つて居ないので、その命を奉じない。それで義家は怒つて眞衡を援けて武衡等を討つことになり、こゝに奥羽の大騒ぎとなつた。

二、結果 義家は頗る苦戦したのであつたが、義家の弟義光も官を棄て、兄を助け、遂に武衡家衡を殺してしまつた。この戦は三年つゞいたので、前九年の役に對して後三年の役と云ふ。

三、源氏の勢力 この戦亂が平定すると、義家は京都に還り、朝廷に申上げて將士に恩賞を願つた。然るに朝廷ではこれは私の戦であるといつて、恩賞は賜らなかつた。それで義家は私財を以て將士

は有名である。僧兵なども義家の武勇と人格には敬服して居たのである。

○義家の弟の義光は陸奥に出陣する時に、足柄山で笠の秘曲をその師豊原時元（時元は時元の子時元）の遺子時秋に傳へたといふ美談がある。義光は甲斐源氏の祖となつた人である。○後に源義經を保護したのはこの藤原氏である。頼朝の爲に亡はされてしまつた

の功勞に酬いた。先に頼信が平忠常の亂を平らげて以來、源氏が東國に武功をたてること數度に及んだので、東國に於ける源氏の勢力は盛なものであつたが、今や義家の恩義に對してます／＼源氏に心を寄せ、代々その家人となつたのである。後に頼朝が兵を擧げた時に此等祖先が東國に勢力を扶殖して置いた事が非常に役に立つた。

四、陸奥の藤原氏 後三年の役に藤原秀郷の子孫に當れる藤原清衡（清原清衡）といふ人は義家に從つて勳功を立て清原氏の舊領を得て世々陸奥の平泉に居り、奥羽の強族となつた。この清衡の建てた中尊寺の金色堂は今日に存して當時の榮華の狀を不して居る（この中尊寺は清衡の祖先の興世の建てた更（この中尊寺は清衡の祖先の興世の建てた）にこれを経營しその結構莊嚴を極めたものであつたが、建武四年に焼失した）。經藏と金色堂とが殘つた。金色堂は三間四方の堂であるが、墨漆を塗り、金箔を張り、螺細珠玉をちりばめ、金色燦然として華麗を極めて居る。今は特別保護建築物として政府から保護せられて居る。

第三 源平二氏の盛衰

一、保元の亂 堀河天皇が御崩れになると、鳥羽天皇が御即位になる、在位十六年の後御子崇徳天皇に位を譲り給ひ、上皇と申上げる。それから五年經つと、白河法皇が御崩れになつたので、鳥羽上皇は法皇となつて院政を御執りになつた法皇と天皇とは御父子ではあるが御仲が宜しくない。然るに法皇の寵妃美福門院は皇子を御生み申したので、法皇は非常な御喜で、御生後四ヶ月目に早くも皇太子とされた。此時崇徳天皇には重仁親王といふ皇子が御いでになるのであるから、天皇は決して御喜ではな

○美福門院は參議藤原忠實の女である。

○鳥羽—崇徳—重仁

後白河
姪

○忠實—忠通

賴長

い。その上に法皇は早く位を譲る様にと天皇に御勧めなされたので、天皇は止むを得ず在位十三年の後、當時御歳僅に三歳の皇太子に位を御譲りになつた。これが近衛天皇である。崇徳天皇は上皇と申上げ、事となつたが、やはり鳥羽法皇が院政を聴しめして、萬事思ふがまゝに遊ばした。然るに近衛天皇は十七歳の時俄に御崩れになつたのである。上皇は御自分が再び御即位になるか、さもなければ皇子の重仁親王が御即位になるのが至當であると思召し天下の人も皆その通りに考へて居ると、法皇は美福門院や關白藤原忠通と謀つて、上皇の御實弟に當る後白河天皇を立てその御子守仁親王を皇太子となされた。上皇の御不平は申すばかりもない。その上に間もなく鳥羽法皇が御崩れになつたので、上皇は早速鳥羽院に御幸になると、法皇の御遺詔であると稱して入れ奉らない。今や上皇の御怒りはその極に達したのである。

當時關白藤原忠實の子に忠通と賴長といふのがあつた。近衛天皇の時賴通は父のあとを繼いで關白となり賴長は左大臣であつた然るに父の忠實は賴長を愛して、關白職を賴長に譲る様に忠通に説いたが忠通は承知しない。賴長は父の寵愛を恃んで兄の賴通を大に侮つて居る。世間の人は人の悪い左大臣殿といふ意味から、賴長のことを惡左府殿と云つて居る。鳥羽法皇も始めは賴長を愛して居られたが、後にはその傲慢なのを御厭ひなされて忠通を御愛しなされた。それで賴長は崇徳上皇に親しく接近し密に上皇と何事か企てゝ居つた。

鳥羽法皇が御崩れになる前に、將來必ず騷亂が起るであらうと思召されて當時武士で最も勢力のあ

○忠盛・清盛
忠正

○爲義・義朝
頼賢・頼朝
頼仲・爲宗
爲成・爲朝
爲仲

○爲朝は大島に流された後、大島三宅島八丈島などを侵掠したので、朝廷から兵を向けられ、爲朝は自殺した。然るに一説には實際死んだのではなく、後に琉球を征服し、その子が琉球の舜天王となつたと傳へられて居る。

つた安藝守平清盛と下野守源義朝とを朝廷に召す様にと御遺言があつた。崇徳上皇は擧兵の御決心なされると、義朝の父爲義と義朝の諸弟及び清盛の叔父に當る忠正等を御召しになつた。朝廷では早くもこれを知り給ひ、夜半急に上皇の白河殿を襲はしめられた。爲朝等はよく防ぎ戦つたのであるが、義朝が火を放つて攻めた爲に、上皇の軍は敗れ、頼長は流矢に申つて死んだ。これが所謂、保元の亂である。

亂が終ると崇徳上皇は讃岐に遷され給ひ、爲義・忠正等は皆降参して殺され獨り爲朝だけ助命せられて伊豆の大島に流された。この戦は骨肉の戦であつて天皇と上皇とは實の御兄弟、忠通と頼長とも實の兄弟、忠正と清盛とは叔父と甥、爲義等と義朝とは父子兄弟の關係で、これが敵味方に分れて戦つたのである。實に我が歴史上他に例のない不快な戦争であつた。この戦は源氏に取つては最も不利益平氏に取つては極めて利益あるものであつた。

二、平治の亂 後白河天皇は在位三年で御讓位になり、上皇となり給ひ、二條天皇が御即位になつた。無論上皇の院政である。この頃藤原通憲(後に入道して西と云ふ)といふ才學のすぐれた者が居つて、上皇の御信任を受け、頗る勢力があつた。亦藤原信頼も上皇の恩寵を被つて居たので、この二人は自然に折合がある、互に勢力を争つて居た。信頼は近衛大將に任ぜられんことを天皇に願ひ奉ると、通憲は信頼が油斷のならぬ人物であることを天皇に申上げて任官を妨げた。以來信頼は非常に通憲を怨んで居た。

○藤原通憲は文章博士藤原兼實の子で、和漢の學に通じ、最も博識の人であつた。

○一本御書所は内裏の東門建春門を入つて南、侍從所の南にある。普通の書物を一本宛寫して天皇に進める爲に納めておく所である。
○黒戸御所は清涼殿の北にあつて黒戸上御局ともいふ。

又通憲は平清盛の女をその子成範の嫁として居たので、保元の亂の論行行賞に、義朝を越えて清盛を戦功第一とした。以前義朝はその女を通憲の子に娶せようとしたが、通憲が拒絶して却つて清盛の女を娶つたのであるから不快に思つてゐた上に、不公平な行賞をしたのであるから、通憲や清盛に對して大に不平であつた。信賴は早くもこの様子を見て取つて、密に義朝と結び、折を見て事を擧げようと謀つて居つた。

清盛はかくとも知らず平治元年その子重盛等を始め一族の者を引連れて紀州の熊野に參詣した。信賴義朝はこの好機會を失つてはならぬと、十二月九日に兵を擧げ先づ五百餘騎を率ひて上皇の御所三條殿へ押寄せ、上皇を宮中の一本御書所に天皇を黒戸御所に押しこめ奉り、通憲の邸を焼き拂つた。通憲は都を逃げ出して奈良に走つたが、追兵の爲に殺された。信賴は自ら大臣大將と稱し、義朝は四位播磨守となつて暫し得意の日を送つて居つた。清盛はこの變事を聞いて大に驚いたが、重盛に勵まされて都に歸り、六波羅の白邸に入ると、上皇はこれを御聞きなされて仁和寺に御逃れになり、天皇は六波羅に行幸なされた。清盛は重盛をして信賴等を攻めしめ、宮城の内外で戦つた。義朝等は一度は平氏の軍を破つたが、既に天皇も法皇も平氏の手にある上は、到底逆賊たることを免れないので、東國に奔つて再擧を謀るつもりで尾張の方へ落ちた。信賴は仁和寺に行き上皇に助命を願つたが許されないう六條河原で斬られてしまつた。義朝は尾張で舊臣長田忠致に殺され、その子義平は近江で捕へられて六條河原で斬られ頼朝も捕へられ斬られる筈であつたが、清盛の繼母池の禪尼の盡力で一命を助かり、伊

豆國姫ケ小島に流された。又義朝の妾常磐は三人の男子と共に捕へられたが、これも許されて三人の子は寺に入れられてしまつた。この平治の亂後源氏は全く衰へて、平氏が獨り盛となつた。然し平氏の全盛は長くは續かなかつた。以後二十餘年經つと、平氏も全く衰へ、遂に滅亡の悲運に遇ひ、再び源氏の世となつたのである。

三、平氏の繁榮 清盛は平治の亂を平らげた功によつて參議に任ぜられたが、次第に進んで從一位太

○六條天皇が御幼年であたから攝政を置いたのである。

○清盛の父の忠盛の時と較べてみると、僅かの年月の間に非常な變り方をしたものである。

○高倉天皇は清盛の妻の妹が生み奉つたのである。

政大臣となり、兵馬の實權をも握つてしまつた。當時後白河法皇は院政を執り給ひ、藤原基房が攝政といふのであつたが、何れも名義だけで、實權は清盛の手にあつた。藤原氏は鎌足以來二百年を経て漸く政權を得たが、平氏は僅に二十餘年で得てしまつた。世の中は満月の様に何一つ不足はないと云つた果報者の道長でも、たゞ狭い都の中だけの天地である。今や平氏は清盛は人臣の極に上り、一家一門で公たり卿たる者十六人殿上人三十餘人、その所領三十餘國に跨り、莊園五百餘箇所に及び、日本國の半分は平氏の領分となり、平氏でなければ重要な官職にはつかれず、又人間ではない様に思はれたのである。又清盛は藤原氏の例にならつて、その女徳子を高倉天皇に納れて中宮とし、安徳天皇を生み奉つた。清盛は後に剃髮して淨海と稱し、その榮華と專恣とは極點に達したのである。それで後白河法皇を始め奉り、その他にも平氏を滅さうと謀る者が出来て來た。先づ第一にこれを計畫したのは法皇の執事、權大納言藤原成親等であつた。然しこの陰謀は間もなく清盛の耳に入り成親等は罪せられた。清盛は法皇をも幽し奉らうとしたが、重盛がこれをなだめて無事に濟んだのであつた。この重盛といふ人は早

○安徳天皇御即位の
前年即ち治承四年清
盛は一度び攝津の福
原に都を遷したので
あるが、間もなく再
び京都に復してしま
つた。

○以仁王は後白河法
皇の皇子であつて、
高倉天皇の御異腹の
御兄であるが、平氏
と縁故がないため、
御年三十にならせ給
うても親王宣下もな
く、御不平の日を送
つておいでになつ
た。
○頼政は武人であり

くから父を助けて勳功も大きく、世間の徳望もある人であつたが、四十二歳で死んでしまつた。重盛の居た間は清盛も我が子ながらも幾分か遠慮の氣味があり、重盛も亦父を無道の臣とならしめなかつたが、その薨後は清盛の亂行甚しく、法皇が基房と相談をなされて、重盛の領地を收められたのを怒つて兵を率ゐて法皇を幽し奉り、基房等の官職を奪つた。やがて安徳天皇を位に即け奉り、外戚となつてます。専横を極めて居た。此の時東國の方では源氏の一族が平氏を滅して積もる怨を晴らさうと企てて居るのを、清盛等は少しも知らなかつたのである。

第四 源氏擧兵と平氏の滅亡

一、以仁王の令旨 當時諸國に隠れて居た源氏の一族は平氏の専横を見るに忍びなかつたが、先づ第一に兵を擧げたのは京都にをつた源頼政であつた。頼政は以仁王に勸め奉り、諸國の源氏に令旨を下さしめたのである。この令旨を傳へて使に行つたのは義朝の弟の行家である。この令旨は木曾の山中に居る義仲の所にも、蛭ヶ小島に居る頼朝の所にも傳へられたのである。然るに頼政が兵を擧げるといふ風説が清盛の耳に入つたので、その子知盛と重衝は兵を率ゐて頼政を攻め、宇治川を隔て、戦つた。平軍は何分大勢であるので、頼政は敗れてしまひ、平等院で自殺し、以仁王は流矢に中つて御かくれになつた。頼政は失敗してしまつたが、その影響は大きなものであつた。諸國の源氏は以仁王の令旨を奉じて、殆んど同時に、祖先以來根據地として居た東國の各地に兵を擧げたのである。つまり頼政は

ながら和歌の名人である。その歌は澤山残つて居るが、辭世の歌は「埋れ木の花咲くこともなかりしに、身のなるはてぞあはれなりける」といふのである。

○頼朝が石橋山で自殺したならば、日本の歴史はどんなに變つたか分らない。平家は滅びはしなかつたらうし、鎌倉幕府も出来なかつたらう。人の運命ほど奇妙なものはない。

○頼朝が富士川からの歸途、黄瀬川で弟の義經が陸奥から來會したのに逢ひ、大に喜び合つた。以來義經は兄の爲に南征

源氏勃興の先鋒となつたのであつた。この宇治川の戦から僅に六年経つと、平氏の一門は壇の浦の蕨屑と消えてしまつたのである。

二、頼朝の擧兵

頼朝は伊豆國で年月を過すこと二十年、その間に北條時政と結び、その女政子と婚して時機を窺つて居ると、以仁王の令旨が判著したので大に喜び、先づ伊豆の目代平景隆を襲うてこれを斬り、勢に乗じて相模に入り石橋山に旗を擧げた。然るに、大庭景親・伊東祐親等の大軍に攻められ、脆く失敗し、幸くも免れて安房に渡り、下總の國府に陣を構へると、關東の源氏に關係のある者皆先を争つて走せ集り、關東の大部分は忽ちに頼朝の手に歸したのである。

この事が清盛の耳に入ると、大に驚き、孫の維盛を大將とし、弟の忠度を副將とし、五萬の兵を率ゐて東に進ませた、頼朝も西に進んで、兩軍駿河の富士川を間にして對陣して居ると、一夜平軍は水鳥の羽音に驚き、一戦にも及ばないで都に遁れ歸つてしまつた。頼朝はこれを追はないで東に歸り、相模の鎌倉を根據地として關東を治めて居つた。

三、義仲の擧兵

頼朝が兵を擧げると殆ど同時に信濃に居た義仲も兵を擧げたのである。治承四年も暮れて養和元年になると、清盛は病死したが、平氏は北陸の兵をして義仲を討させた。義仲は木曾を進發し、越後守城長茂と千曲川で戦つて一擧に敵を破り、疾風の如くに追ひつめて越後に入り、長茂を出羽に走らし、兵威大に北陸に振つた。平氏は再び維盛を大將とし、十萬の兵を率ゐさせて、義仲を討たせたのであるが、俱利伽羅谷の戦に散々に破られ、又もや都に逃げて歸つた。義仲は勢に乗じて

北伐の忠を盡したのである。

○爲義・善朝
義平
頼朝
範頼

義賢・義仲
爲朝
行家

○一の谷の戦で、清盛の弟の忠度、清盛の甥の通盛、業盛、經俊、敦盛、孫の資盛、師盛、知章等が戦死した。

○壇の浦で戦死したのは、清盛の弟經盛、敦盛、教盛の子教經、清盛の子知盛、重盛の子有盛等である。

都に攻め上つたので、宗盛は安徳天皇を奉じ、一族と共に四國に落ちて行つた。

四、義仲の滅亡 義仲は京都に入り、大に威勢を恣にしたので、後白河法皇は御機嫌がよくない。

そこで鎌倉に居た頼朝を御召しになつたので、頼朝は先づ弟の範頼と義経を遣つて義仲を討させた。

義仲は之を宇治と瀬川で防いだが、どちらも敗れてしまつて、義仲は僅かの兵を率ゐて、北陸に逃れようとすると、粟津で範頼の軍に會し、血戦して死んでしまつた。

五、平氏の滅亡 平家は都を落ちてから先づ九州に逃れ更に讃岐に據つて居たが、義仲征伐の事件があつた間に、南海、山陽を悉く定めて大に勢力を恢復し攝津の福原を根據とし、東は生田の森、西は

一の谷を限つて城を構へて居たが義仲が減じると、範頼と義経は更に平家征伐に向つた。時は壽永三年

二月(此年四月改元し) 範頼は東門に向ひ、義経の軍は丹波路より西門に向ふ。義経は別に一部隊を率ゐ

一の谷の城後、鶴越に向ひ、平氏の背後を衝き、遂にこれを陥れてしまつた。宗盛は又もや天皇を

奉じて讃岐の屋島に退いたが、義経は早くも之を逐うて打破つたので、平氏は西に走つた。然るに範頼

は既に豊後に居たので平氏は長門の壇の浦に碇船して居ると、義経が攻寄せて來た時は、文治元年三月

二十四日、源平最後の合戦は始まつた。然し戦の結果はやはり源氏の勝利に歸し、清盛の妻二位の尼

は、安徳天皇を抱き奉つて海に沈み、平氏の一門大抵は難に殉じてしまつた。たゞ宗盛とその子清宗

は捕へられて、後に殺されてしまつた。これで平氏は全く滅亡したのである。

○平氏の滅亡は清盛が政權を握つてより僅に二十年、頼政が兵を擧げて以來六年の後である。

○鎌倉は義朝も住んで居つた緣故があり、又この地は形勢に富み、自然の城郭をなせる地であつた

中古史

第二期

藤原氏の盛であつた時代、支那の文物が日本化した時代、此間藤原氏は奢侈柔弱に流れて兵亂があつても鎮める事が出来ず、皆武士に任した。凡そ二百七十年。

第三期

武士の勢力次第に朝廷に侵入した時代、然し源平二氏が争つてゐたから、政權はなほ院にあつた。凡そ三百十五年。

近古史

第一期

鎌倉幕府の始めからその滅亡まで凡そ百五十年間。

第二期

吉野朝廷時代凡そ五十七年間。

第三期

吉野京都兩朝廷の合一から足利氏の滅亡まで凡そ百八十年間。

第一期

第一 源頼朝

- 一、大化新政—支那文明の輸入
- 二、朝鮮半島—新羅統一—日本と離る
- 三、律令撰定—唐制模倣
- 四、奈良奠都—天平時代—其弊—清磨

- 一、平安奠都—局面一新—佛教の新派
- 二、藤原氏—攝政關白—文運の振興—地方の紊亂—武士の起原—院政—源平の起り

- 一、源平二氏の興廢
- 二、源氏の舉兵
- 三、平氏の滅亡

ので、千葉常胤の提言で、に根據を定めたのである。壽永三年（一一八四年）である。

○頼朝は、平氏が神社の莊園を狼りに奪つた爲に、神佛の冥罰を受けて滅亡したのであると信じ、敬神崇佛を以て上下を率ゐ、八幡宮を鎌倉鶴岡に徙して源氏の氏神とし、勝長壽院を建て、法會を執行した。

○頼朝は御鳥羽天皇に三事を奏上した、その一は平氏が横奪した神社の莊園を復舊すること、その二は王公卿大夫以下の

一、政治の方針 頼朝はまだ平氏が滅亡しない中に鎌倉に幕府を開いたのである。頼朝は深く平氏衰亡の原因を研究し身には榮尊を受けず、又平安時代以來政治の紊亂して居るのを改めて、十分の基礎を作り、天下を制御しようとした。それであるから平氏の征討には範頼と義経を遣つて、自分は鎌倉を動かさない、専ら關東の經營と天下の制御に心を注いだのである。その施政の方針は従来の繁文縟禮の風を改め、すべて簡易な組織とし、幕府も簡單な形とし、侍所・問計所・公文所で法政を掌り、全國には守護を置き、各莊園には地頭を置き、從來の大寶令以來の複雑で實行の伴はない制度を全く打破して簡單な新式の制度とし、平安時代の形式的な懦弱な政治に反して、武人的な簡易強剛の方針で、時勢の弊風を一洗したのであつた。

二、幕府の組織 第一に置いたのは侍所（兵事を司る）である。次に公文所（政治を司る）を置き、後又問計所（司法）を置いた。將軍の下には執權が居つて政治を總括した（執權は兵事には關係なく、連署といふ役を置き、その職掌は執權と同じ）後、北條氏の時には相談役として評定衆・引付衆などを置いた。この外京都の爲に六波羅に探題と京都在番（大内守護・大番・御屋守護人）を置き、九州に探題（初めは鎮西奉行といふ）を設け、長門と奥州にも探題を置いた事もある。

侍所は治承四年十月始めて之を置き、和田義盛を補したのが始めてである。將士の進退非違（他の犯罪）の檢察、宿衛（宿直して幕府を）扈從（將軍の）罪人の決罰等を行ふ。承久年間に小侍所を設け、宿衛・扈從の任を之に移した。建保元年五月義盛が滅亡すると、北條義時此職に任ぜられ、以來北條氏は執權

莊園で平氏の爲に擄取せられたものは皆舊主に還附すること、その三は平氏の餘黨が寛大に處置することである。天皇は之れを嘉納し給ふた。

○平安時代に諸國の莊園に公文を結解する所を政所と云つて居たが、それに習つた名稱である。

○順朝は政務は自分の長所でないのを知り、自分と縁故のある明法家三善康信を都から迎へ、又康信をして大江廣元とその實弟中原親能を招かした。廣元の子孫は長井氏・毛利氏となり、親能の子孫は攝津氏・大友氏とな

として此職を兼ねることとなり、文武の權を得てしまつた。長官を別當と云ひ、次官を所司といふ。梶原景時が始めて所司に任ぜられた。後に長崎氏の世襲の職となつた。

公文所は政治を司る最も重要な役所である。建久二年に政所と名を改めた。長官を別當、次官を令といふ。壽永三年八月に設け、大江廣元を任じたのであつたが、後には執權の兼職となつた。後に嘉祿元年に設けられた評定衆、應正二年頃に設けられた寄合衆、建長三年に設けられた引付衆も皆この政所で執權と共に政治を議するものであつた。

問註所は壽永三年十月に設けられた、専ら訴訟の裁決を掌る所である。その長官を執事といふ。初め建久二年に三善康信之に補せられ、その二子跡をつぎ、以來その子孫である町野・太田二氏の世職となつた。

評定衆は執權と共に政所に列し、政務を行ふ。人員十五六名。北條・三善・大江・中原等の世職である。評定衆であつて、政所や問註所の執事を兼ねたり、評定奉行(評定衆を進止し、座次を定める役で、評定などを兼ねる者を式評定衆といふ)。

寄合衆は執權や評定衆と共に國政を議するのであつて、北條氏の老成の人が之に任ぜられるのである。但し評定の席には臨まない。

引付衆は評定衆補助の職であつて、評定衆の子弟を以て之に補し、引付頭人といふものがあつて北條氏が之に任ずる例であつた。評定衆は引付衆の中から取つた。

り、大友氏は後に鎮西奉行となつた。

○頼朝の寵臣梶原景時が義經を護したことも不和の一原因であるが、たとひ景時の讒言がなくとも、頼朝は到底義經と調和することは出来なかつたのである。後白河法皇は初め義經に院宣を下されたが、後には頼朝にも行家義經追討の院宣を下されたのである。

○大番は禁闕守護の爲に幕命を受けて諸國の守護地頭等が其家人を京都に上番せしめるのをいふ、その頭人を番頭といふその期限は六ヶ月で

三、頼朝と義經との不和

頼朝は義經の威名の盛であるのを忌み嫌つて居るが、義經が軍功に誇つて、とかく専斷の處置の多かつたのを口實にして義經が平氏の捕虜を送つて鎌倉に來た時、鎌倉に入ることを許さない。それで義經は止むを得ず京都に歸つたが、頼朝は更に人を遣つて之を殺さうとしたので、義經は大に兄を恨み、叔父の行家と共に後白河法皇の院宣を請ひ奉つて頼朝を討たうとした。然し到底事の成らないことを見て京都を出奔してしまつた。

四、守護と地頭

義經等の出奔は頼朝の身に取つては天下を制御する機會を得ることとなつたのであつた。頼朝は北條時政を遣して京都を守護せしめ、又大江廣元の意見により、義經行家等を捕へるといふ口實で、法皇に奏して國母に守護を置き、莊園等に地頭を置き、家人を以てこれに任じ、頼朝は總地頭といふこととなつた。守護は文治元年十一月に設置したのであつて、國內の檢斷を行ひ、罪人を追捕し、京都の大番(番の士)を催促し、有事の日は家人を率ゐて軍に赴くのであつて、貢租收税には一切關係しないのである。つまり兵事と警察のことを掌る役である。地頭に諸家の所領地を管掌し、租税課役を徵發し、一定の額を諸家に收め、又京都大番役を勤め、或は領内の秩序を定め、罪人は之を守護に交付するのである。平安時代は莊園にそれ／＼莊司とか又は莊長などいふものがあり、又地頭と唱へてゐるところもあつたが、頼朝は更に家人を以て地頭としたので、領家は地頭に仰へられ、國司の權は守護に移り、頼朝は一兵を動かさずして、居ながら天下を制することを得、實權は全く武家の手に歸したのである。

あつたが後に三ヶ月と改められた。

○承久の亂に功ある者が地頭に補せられた、之を新補地頭と云ひ、舊來の者を本補地頭と稱す。地頭職は世襲の制度であつた。

○議奏十人

九條兼實
内大臣 藏原實定

權大納言藤原實房
藤原雅長、藤原宗家、源兼光、藤原

忠親、

權中納言藤原實家

土御門通親

藤原經房

○少貳・大伴・鳥津氏

こゝに起る。

○頼朝は沈著で度量

頼朝が天下の總追捕使總地頭となつたのは、單に義經等を追捕するといふ口實ではあるが、實は我が政體上の一大變動である。これより先に平清盛は既に大政に參與する權を得て居たが、これは大臣として參與したのであつて、武將として參與したのではない。頼朝は幕府にあつて、公卿の列にも入らな

いで國政の要務を總理するやうになつたのは、實に巧妙な手段を取つたものである。

五、武家政治と京都との關係 文治元年十二月頼朝は院に奏して、内覽の宣旨を九條兼實に下され新に議奏公卿を置きて、兼實を始めその黨中の公卿十人を以て之に補した。法皇は頼朝の奏請を見て怒り給ひしが、己むを得ずその請を御許しになつた。この時近衛基道は法皇の恩寵を蒙つて攝政となつて

居たのであるが、平氏と姻戚の關係がある上に、頼朝追討宣司に關して頼朝の感情を害して居る。之に反して九條兼實はかねて頼朝が欣慕して居る人物であつて追討宣司にも反對した人であるから頼朝は大にこの人を徳とし兼實を以て凡ての事を處理したのである。翌年記録所を置き、京都の守備を嚴重にし大内守護を置き、家人の地頭をして京都の大番役を勤めしめ、又其妹婿の藤原能保を洛中守護とした。

六、全國平定と頼朝

當時西國にはまだ平氏の餘黨多く、原田・菊池・阿蘇・松浦の諸強族が之を庇護

して居つた。それで頼朝は天野遠景を鎮西奉行とし、九州に於ける部下の將士を總管せしめ、又武藤資頼を太宰少貳に任じ、原田氏の所領を收めて資頼に與へ、後に中原親能を鎮西守護として遠景に代はしめ、豊後の緒方氏一族が義經に與したので、その所領を沒收して親能に與へた、親能の養子の能直は鎮西奉行となつて、大友氏を稱し、少貳と共に太宰府に居つた。當時近衛家は、鳥津莊を領して居たが

があつたが、猜忌の念深く、爲に骨肉も功臣も大抵殺されてしまつた。範頼の如きは温和にして功に誇らず、常に恭謙謹慎して兄に仕へて居たが、建久四年富士野の狩に曾我兄弟の復仇事件があつた時、鎌倉では頼朝が殺されたといふ風評があつた。その時範頼は政子を慰めて、自分が居るから安心なされと一口云つた爲に、これも殺されてしまつた。

○關西三十八國の地頭職を千幡に譲り、總守護職と關東二十八國の地頭とを一幡に譲らうとしたので

その莊司である惟宗忠久は蔭摩・大隅・日向の守護となり島津氏を稱した。

東の方では藤原清衡の子孫の互理秀衡が強大であつて、その權勢は國司を凌いで居た。頼朝の命も奉じなかつたので、朝頼もこれを恐れて入洛することが出来ない。義經は都を逃れて遂に秀衡を使つて行つたので、秀衡は厚く之を保護して居た。然るに秀衡の死後、その子泰衡は義經を襲撃して之を殺し、首を鎌倉に傳へて降を乞うたが聽さない。文治五年八月頼朝は自ら兵を將ゐて泰衡を討ちて之を亡ぼし葛西清重を奥州奉行とし、尋いで伊澤家景を陸奥の留守職とし、葛西氏と共に世々北地を鎮めさせた。之より先、行家は和泉で捕へられ尋で殺されたのである。

かくて建久元年天下平定したので、頼朝は始めて京都に入り、先づ法皇に謁し、後に天皇に朝す。勅して權大納言を授け、右近衛の大將を兼ねしめ給ふ。法皇頼朝を優遇し給ふ。翌月頼朝は二職を辭し、天下總追捕使の一職を望む。乃ち之を許し、功出一百町を賜ふ。建久三年十月天皇勅使を鎌倉に下し、頼朝に征夷大將軍の官を授け給ふ。以來鎮守府將軍は置かない事となつた。これより大將軍の職は親王の外た源氏の家長が之に任ずる例となつた。かくて頼朝は正治元年(一八〇)正月病を以て薨去す年五十三。

第二 頼家と實朝

一、頼朝 頼朝が薨じて、長子頼家が將軍となつたが、母の政子はその父北條時政と共に政務をとつ

ある。

○頼家と能員の謀の洩れたのは、母の政子がこれを時政に通じたからである。

○一輪は比企氏一族と共に火を放つて自殺した。

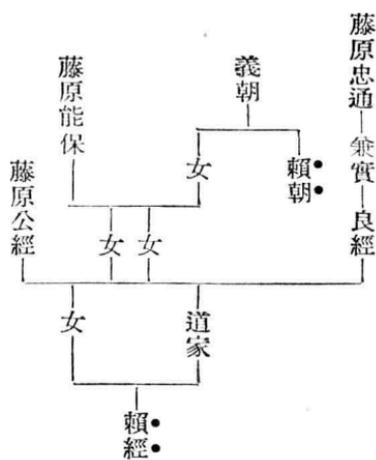
○建保元年五月泉親衡等頼朝の遺子千壽丸を擁して北條氏を亡ぼさんと謀り、事露れて皆捕へらる。中に義盛の二子と姪も加はつて居つたので、義盛は養功に代へてその助命を願つたが、姪の胤長は許されない。それで義盛は兵を擧げたのであるが、軍敗れて皆自殺した。畢竟義時の思ふつばに陥つたのである。

た。時政は頼家の外祖父であるばかりでなく、頼朝の創業を輔けた人であるから、最も権勢がある。頼家が病氣に罹ると、政子は時政と謀つて、天下を二分し、頼家の子一幡と、頼家の弟千幡とに與へようとした。頼家はこの事を聞いて大に怒り、妻の父比企能員と謀つて、北條氏を除かうとしたが成功しない、却つて能員等は殺され、頼家は伊豆の修禪寺に幽せられ、後に終に殺されてしまつた。

二、實朝 頼家の弟千幡が將軍となり、名を實朝と改めて。時政は老いて益々專横となり、源氏の巧臣を亡ぼし、又實朝を廢して、其後妻牧氏の女婿平賀朝雅を將軍となさんとした。そこで、自分の子なる政子とその弟義時の爲に伊豆の北條に幽せられ、朝雅は殺されてしまつた。かくて義時は父のあとをついで執權となつたのであるが、その權謀は父にまさり、自分が兵馬の權をも得る目的で事に乘じて侍所別當和田義盛を滅し、遂に義時は政權も軍務も一手に掌握したのである。

實朝は義時の專横を大に惡んだけれど、源氏の功臣は大抵亡くなつたので何ともする事が出来ない。又その性質は溫雅で和歌を好み、京都の公卿の風があつた。實朝は到底自己の安全は求められぬと思つて、前例に背いて、しきりと官位昇進を望み、從二位に叙し、右大臣に進み、右近衛大將を兼ねた。大江廣元は朝官を受けるのは頼朝の遺志ではないと云つて諫めると、實朝は今や源氏の血統は將に絶えようとして居る、それで自分は官職を得て家名を揚げようと思つて居るのであると云つて、聽き入れなかつた。かくて承久元年正月右大臣拜賀の禮を鶴岡八幡宮に行つた時、頼家の遺子公院の爲に弑せられた。

公暉は義時から頼家の仇は實朝であると教唆せられて殺したのであつたが、義時は直に公暉を捕へて殺してしまつた。實朝は妻は有つたが子は無い、そこで源氏の正統は全く絶えてしまつた。頼朝が苦心慘澹の末將軍となつてから、僅に二十八年に過ぎないのである。源氏は滅びたが、幕府は滅びない、政子は義時と相談して、頼朝と聊か血縁のある藤原頼經を迎へて將軍とし、實權は北條氏がこれを握つて居た。北條氏は元來陪臣であるから、さすがに將軍職に就くことは出来なかつた。



第三 北條義時

一、承久の亂 後鳥羽上皇は政權が幕府に移つたのを残念に思召し、折があつたならば恢復しようとなされた、恰も實朝が害せられて源氏の正統は絶えてしまつたので、定めし政權は朝廷に返るであ

○土御門上皇はこの事件に無關係であつたが御自分から求めて土佐に御遷りになつたので北條氏も寛大に取扱ひ後に阿波に遷し奉つた。

○六波羅は下京區六波羅密寺及び方廣寺のあたりで、南は七條から北は五條松原に至る。

○鎌倉幕府は承久の亂に没收した莊園に新に地頭を任命したこれを新補地頭といひ、承久以前の地頭を本補地頭と云つたこれ後世の大小名の起原である。

らうと思召すと、やはりもとのままに北條氏が政權を握つて居る上に上皇の思召しにそむき奉るこゝろが度々あつたので、上皇は遂に御決心をなされ、承久三年義時を討つべき院宣を下させ給ふ。その結果鎌倉勢は攻勢を取り、義時の子泰時と義時の弟時房等出動し、東海・東山・北陸の三道から京都に攻め上つた。かくて義時は仲恭天皇を廢して後堀河天皇を立て、後鳥羽上皇を隱岐に、土御門上皇を土佐に順徳上皇を佐渡に遷し奉り朝廷の御味方をした諸將を罪してその莊園を沒收し、北條氏はいよいよ政治の實權を收めてしまつた。

二、兩六波羅の創設

承久の亂は幕府をしてこれ迄の京都の守備が手薄であつた事を悟らせたので、將來は有力な將士と兵力とを備へて萬一に備へなければならぬといふ必要を生じ、泰時と時房とは亂後も京都に留まつて六波羅に居つた、泰時はその北亭に、時房は南亭に居たので、世人は六波羅殿といひ、又北殿・南殿とも云つた。後世になつて六波羅探題と呼んだ。この役目は幕府の指揮の下に京都の軍事警察の任務を行ふと共に、近畿西國の政務を司り、かねて朝廷に備へたのである。それでこの職は鎌倉の執權職についての要職であるから、いつも北條氏の一族の中の重なる人がこれに當る事になり一度この職に就いた人が大抵執權又は連署となる例であつた。後には幕府に倣つて種々の役人を置き、小幕府の有様となつた。これも元弘の役に北條氏の滅亡に先つて無くなつてしまつた。

第四 北條泰時

○承久の亂後三年日
に義時死し、其翌年
政子も薨去した。

○連署は執權を補助
して政務を執り署判
を公文に加ふ。官姓
名を記すを署と云ひ
花押を記して證とす
るを判といふ。又連
判、加判、合判とも
云ひ執權と併せて、
兩執權、兩執事、兩
後見ともいふ。

○泰時の時代より幕
府は朝廷に對しても
大に勢力を増し朝臣
の任免にも干渉する
様になつた。

○領家とは莊園の所
有者にして三位以上
の者をいふ。而して
領家を支配する天皇
上皇、院宮、寺社等の
權門勢家を本家とい
へり。實は領家にそ
の所領保證の爲か所
領の一部を寄進して
土地の名義上の支配

一、連署と評定衆

義時が死ぬると泰時は京都から鎌倉に歸つて執權となつた。泰時は勤儉と仁慈とを以て天下に臨んだのであるが、職に就くと、幕府の諸奉行を招集して、「今後は家柄の高下に論なくその才能の有無に依つて賞罰を行ふ」と宣告し、これが爲に執權職の地位を大に高めたのである。然し泰時は自分一人で專制政治を行はないで、新に連署といふ職を置いた。叔父の時房を始めて連署に補し、以來北條氏の近親を以て之に當らせる事となつた。評定衆は將軍の顧問官であり、又高等裁判官であつて、一種の合議政治をやつたのである。評定衆は十五六人であつて、北條氏の一族を始め、大江清原・中原・三善の諸氏等文筆の士を之に補し、世襲せしめたのである。その役所を評定所といつた。泰時の如き大人物は固より評定衆に制せられる事はなかつたけれど、後代の執權の中、凡庸な人はこの評定衆から束縛を受けたのであつた。

二、貞永式目

泰時の事蹟の中で最も有名なのは貞永式目五十一條を定めた事である。本名は關本御成敗式目といふので、貞永元年泰時が幕府の政所問注所侍所其他吏員の訴論裁許の爲に三善康連と謀り制定した法典で、重に領地の訴訟に關した規則である。泰時が何故これを發布したかといふと、當時天下の政令は朝廷・幕府・領家の三所から出て、大に混雜して居つた上に、武家の支配の土地も種々の種類があつて、その讓與賣買等に關して、様々の複雑した事が起るからであつた。この式目は鎌倉幕府の支配地及びその裁判權の及ぶ所だけに行ふ筈であつたが、後には全国に行はれ、室町幕府も之を守り江戸幕府もはじめの間は之を行つたのである。又當時の國民間には兒童の讀書や習字にこれ

者となしたものである。

○貞永式目は法典には相違ないが、泰時は之を法律として広く天下に公布したのでは無い幕府の評定衆の起請として之を評定衆に示し、標準とさせたものである。即ち評定衆がこの式目に據つて私曲を避け公平に就く爲に五十一條の條々を示して之に據つて判決を下さしめたのである。

○貞永式目は開卷第一に神佛に關する一條を置いてある、これは神佛を崇敬し安穩を祈願する心持であらうが、一言も

を使用して居つた。

(イ) 貞永式目の法理 貞永式目は幕府の法律である、故に公平を旨として居る間にも幕府の權勢を鞏固にする政略は有つたのである。民事では領地に關する争權の判決法は殊に十分に發達して居つたが權利を重んじたから發達したのではない。裁判を公平にし精密にする時は、自然に幕府に柔順なる者が多いので政略上から發達したのである。故に頼朝以來二位尼に至るまでの裁決を得た事件は事の理否如何を問はないで之を改めなかつたのを見ても、明かに幕府の威光を先にして公平を後にした事が分るのである。

(ロ) 貞永式目の分類

- (一) 寺社の條々(即ち佛寺神社の修繕領地等に關する條々なり)
- (二) 諸國守護職地頭の條々(即ち武家の職權を示し、當時土地領有の事をすべて安堵又は所帯と云ふ、知行下知)
- (三) 安堵の條々(家督相續沒收等に係る條々にしてこの式目の要目なり)
- (四) 身分の條々(公家と武家との身分關)
- (五) 論訴檢斷の條々(民事、刑事裁判の手續處分に係る條々)

(ハ) 貞永式目の一例 この式目の中、身分に關する條項は十條ある。その第十八條に、

一、所領を女子に譲り與へて後不和の儀有るに依つて、其の親悔返すや否やの事。

とある。「悔返す」といふのは親から婚家の幣として女子に財産を譲り與へたのを後になつて其讓狀を

朝廷に及ばないのは
當時既に帝權衰微し
武家の眼中に天子の
なかつた證據であ
る。

○昔の法文は皆寺社
と云つて寺を先にし
て居る社寺とは云は
なかつたのである。

取消すことをいふのである。これまでは一旦女子に讓與した財産は、その夫の自由に任じ、女の親は之を取返す事は出来ないといふのであつたが、當時の亂世となると、女の婿たる者が時としては女の親の敵となつて、女は夫に従つて敵方となる事もあつた。その時悔返への法がないと財産を敵に讓與するのと同様であるから、この貞永式目では之を改正して、いつでも取消す事出来るものとし、その理由としては、「悔返せしめざるの文ある時は、女子は之を恃みて實の親に對し孝をつくさずして、父の敵たる夫に従ふべく、親も此の如きことあるに至るを恐れて讓與すべき財産を讓與せざるにより撫育の道に缺點を生ずべしと云つて居る。これは世の中の様子が變つて來た爲に父母の子に對する權力の増進した例であつた日本法律史上の一要點である。

又第二十三條では「女人の養子の事」と記し、從來子の無い者に養子を許すといふ條文は有つたが寡婦に之を許すといふ條文はなかつた。然るにこの式目では之を許す事としたのである。要するにこの式目は極めて簡易に出來て要領を得て居たので、武家政治には極めて適し、長く武家式目の標準となつたのである。俳人芭蕉の句に

名月の出づるや五十一箇條

三、泰時の卒去 泰時は熱心に政務を執り、一日として怠つた事はなかつた。ある時庭上の櫻花のひらくと散るのを見て、

事しげき世のならひこそ懶けれ

花の散るらむ春も知られず

と歌つた事がある。其性質は極めて謹嚴であつたが、部下に對しては仁慈を施し、自分は質素儉約を守つて居つた。父の義時が、死んだ時その遺産を分配するに當り自分は極めて僅少の分配を取つたに過ぎなかつたので、叔母の政子は泰時が嫡子として餘り少ないのを怪しむと、泰時は自分は執權職となるのだから、領地は皆一族に分配すると云つて大に政子を感じさせた事がある。かくて泰時は執政十九年、その間天下能く治まり、幕府の基礎は確定し、上下の生命財産は安全となり、皆泰時に心服して居つたが、仁治三年五月六十歳で卒去したのである。

第五 北條 時 賴

○時賴が始めて皇族を迎へたのは、後醍醐天皇の皇子宗尊親王である。

一、時賴の襲職 泰時の嫡子時氏は父に先つて死んだので、その子經時が泰時の嫡孫として執權となつた。然し四年を経てこれも死んだ。子供は二人居たがまだ幼少であつたので、經時は弟の時賴をして執權たらしめたのである。

二、時賴の政治 當時鎌倉幕府の將軍はたゞ名義ばかりの者となり、之を廢立するのは北條氏の自由であつた時賴も度々廢立を行つたが後には即幼年の皇族を迎へて將軍としこれが御成長になると廢して京都に御還し申す事となつたのである。

時賴も泰時の様に勤儉であつて心を民政に注ぎ、恩威並び行はれ、天下はよく治まつたのである。北條氏では泰時と時賴時代が一番よく治まり、國家に盡した事も多かつたのである。時賴は訴訟事件の

○引付衆は室町幕府の時も、やはり設けたのである。

○時頼の母は有名な松下禪尼といふ賢夫人である。

○時頼の時に名士青砥藤綱を重用して引付衆とした。

○時宗は十一歳の時に時頼の命により、宗達義景の女と結婚した。

○忽必烈の部下に伊太利人のマルコ・ポーロといふ人が居つた、これが歐洲に歸つて東方見聞記といふ紀行を出版した。その中に日本が非常

判決が滞りがちであるのを心配して評定衆の中から引付衆といふものを置いて専ら訴訟を判決させたのである。又時頼は勤儉を獎勵すると共に武藝の練習をも獎勵して命に應じない者は職を免ずると嚴命した。かくて在職十二年の後執權を一族長時に譲り自分は剃髮して諸國を行脚し民情を視察した。

第六 北條時宗

一、執權の更迭 執權長時は病氣の爲に剃髮して職を退き一族政村が執權となり、時頼の子時宗は十五歳で連署となつた。政村が執權となつたのは、時宗が成長するまで、姑く就職したのである。故に四年の後時宗は執權となつたのである。時宗が在職十六七年の間に有名な元寇の騒動があつた。

二、元の忽必烈 支那の北方の蒙古に鐵木真といふ者が起り、今の蒙古地方を占領して成吉思汗と號し。又部下の將を遣つて今のベルシヤからロシヤの地を侵さしめ、自分は印度を征伐した。その孫に當る拔都は更に大軍を率ゐて歐洲に入り、二軍に分れて、一軍はハンガリアに進み、一軍はポーランドからドイツに入り、歐洲諸國の連合軍を破つた。このほかにやはり成吉思汗の孫に當る忽必烈と旭烈兀の兄弟の中弟の旭烈兀はベルシヤに國を建て、兄の忽必烈は宋を攻めて其地を取り、自ら帝位に即きて國を元と稱し、遂に宋を亡し、世界中を自分の領地としようといふ大志を起したのである。この惡魔の様な猛烈なる忽必烈は戰勝の勢を以て日本をひと呑みに領土としやうと思ひ、先づ兵を向ける前に手紙を送つて日本の荒膽を挫かうとした。

に金銀財寶に富んで居ると書ききたので皆争つて東洋に出掛けることゝなつた。

○時頼の時は日蓮上人はこの國艱を豫言して幕府の怒にふれ佐渡に流されて居たが、時宗はその先見に服し之を赦し、召還したので、日蓮は鎌倉で大に雄辯を振つて上下の敵愾心を鼓舞し人心を奮起せしめた。

○時宗は防禦を嚴にすると共に攻撃の計畫をしたけれども、實行するまでには至らなかつた。それでこの後の防備はむしろ攻撃的の防禦であつた。朝鮮の記録によると弘安四年の來

時の執權北條時宗は三度も四度も元から送つた使者を逐ひ歸し返事もしない、忽必烈は烈火の如くに怒つた。時宗も元から兵を向けるに違ひないと考へたので、西海の將士に命じて防備を嚴にさせた、此時若し時宗が優柔な平凡な人であつたならば、どんな大變な事になつたかも知れないが、時宗は斷乎たる決心を以て、飽くまで日本の國威を示さうとしたのである。

三、文永の役 文永十一年になると元は高麗と連合し、二萬餘人を以て先づ對馬を侵し、その守護代宗助國等を全滅せしめ、更に壹岐で守護代平景高を戦死せしめ、更に肥前の沿岸に上陸、筑前の博多に上陸して日本軍と戦つた。その中に五月二十日暴風の爲に過半は沈没し、散々の體で引揚げてしまつた。この翌年に元は杜世等三名を正使として來らしめ、もう好い加減に元に服従せよと無禮の手紙を送つたので、時宗はこの使者の一行を鎌倉の龍口で斬つて、日本男子の意氣を示した。

四、弘安の役

弘安二年六月に元の大將范文虎の部將が二人對馬に來て、又もや通好を説いた。時

宗はこれも博多で斬らした。世間は又もや騒がしくなつて朝廷でも度々御祈禱や御修法をなされた。

然し時宗は落付き拂つて居つた。弘安四年五月元と高麗の連合軍十餘萬人堂々として肥前、筑前の海上に姿をあらはし博多に上陸せんとしたが、我軍は死力をつくして防いだので、空しく海上に碇泊して居ると、七月廿九日の夜から俄に颶風が起つて猛烈を極め、敵艦は大半覆没し、生還せし者三萬に充たなかつた。さすがの忽必烈も以來再び我國を窺はなかつた、(時宗は弘安七年三十四歳で卒去した、明治三十七八年の戦役中に従一位を追贈せられた。)

冠に先つて日本人が
高麗の沿岸を侵掠し
たことがわかる。

○鎌倉武士の遊技は
箏懸、流鏑矢、犬追
物、相撲、狩獵など
の勇ましいものであ
つた然るに京都の公
卿はやはり平安時代
の残夢を食つて、華奢
に耽り文藝や遊樂を
事として居つた。

五、戦後の状況 この戦亂は公武の財政上に大影響を與へ、殊にこの論功行賞やら戦後の始末やら

をつけねばならぬ大切な場合、時に時宗が卒去し、その後継者の遺り方が旨くなかつた爲に、鎌倉幕府の勢
力は次第に衰へ、延いては鎌倉幕府滅亡の遠因となつたのである。

第七 鎌倉時代の風俗・文藝及び佛教

一、鎌倉武士 源頼朝は藤原氏が衰へ、平氏が滅亡した原因を研究し、つまり柔弱であつたからで

あると斷定したので、幕府を開くと、専ら剛壯な氣風を養成せんとし、勤儉尙武を以て部下を率ゐ、華
奢柔弱の風を排斥したのである。従つて精神教育に全力を注ぎ、卑怯未練の行爲を戒めたので、主従の恩
義を重んじ禮儀を尊び、名譽を惜んで死を恐れない風が行はれたのである。これが後に武士道と云はれ
たものであつて、この氣風は永く我が國民の美性として傳はつたのである。北條氏亦この方針を守つた
のであつた。

二、風俗と美術工藝 風俗も自然に質素となり、家屋の建築なども板葺か草葺の最も簡單なものとなつた。

服装は男子は一般に烏帽子を著し、武士は常著として直垂を著した。従つて美術工藝も平安朝
時代とは大に趣を異にし、彫刻では運慶・湛慶の如き名人が出て、勇壯な佛像を刻し、武器・武具も需用に
かられて進歩し、殊に日本刀の鍛錬は愈々精巧を極めたのである。

三、文學 鎌倉時代から文藝は二派に分れた。即ち一は京都の文藝であつて、朝廷を中心とし、支那

○北條義時の孫の實時は學問が好きで、廣く書を集めた、その子顯時の時、武藏の金澤に文庫をたてこれを藏めた。即ち金澤文庫である。

○淨土眞宗は舊妻肉食を禁じないで最も平易な宗旨であつたから、この信者が最も多かつた。
○時宗はただ念佛を稱へさせれば極樂淨土に達せられるといふのである。
○法華宗は他の諸宗をそしり、殊に當時鎌倉の上流に流行した禪宗を以て邪教であると公言し日蓮は佐渡に流された。

の隋・唐に源を發し、専ら公卿の間に行はれた。一は鎌倉の文藝で幕府を中心とし、宋・元に源を發し、特に文人の一派に行はれたのである。京都の文藝は社會現在の有形物を修飾するに傾き鎌倉の文藝は人世を離れて深山幽谷の間に見るべき天然の風致を慕ふ趣がある。即ち前者は樂天的、後者は厭世的であつた。この相違は美術工藝等の上にも明かに顯はれたのである。南北朝以來鎌倉幕府の方針は武藝に重きを置き、文藝は殆ど顧みなかつたので學問は専ら僧侶の専有物となつた。京都では國文が特別の發達をして和漢兩語を調和した新體が出来、これを用ひて保元物語・平治物語・源平盛衰記の如き軍記物が出来た。和歌も盛であつて、後鳥羽・順徳兩天皇を始め、藤原俊成・その子定家・藤原家隆・僧西行・鴨長明等が最も有名である。鎌倉の方では源實朝が殊に有名である。

四、佛教の新宗派

宗教は人心が離れなくなつてその身心を措く處のない時分に最もその必要を生ずるものである。隨つて戰國の時代に最も繁榮するものであることは、支那や西洋の歴史も同じことである。我國ではこれまで外國の宗派を傳へただけであつて、我國特發の教法はなかつたが、北條氏の時代には新宗派を開くものが澤山出来た。先に高倉天皇の御代に淨土宗を創めた法然上人源空の弟子の親鸞上人範安は淨土眞宗（即ち一向宗を）創め、日蓮上人は法華宗を唱へ、一遍上人智眞は時宗を開いた。然し當時京都も鎌倉も上流社會は一般に禪宗が盛に行はれたのである。後鳥羽天皇の時僧榮西は禪宗の一派である臨濟宗を宋から學ひ得て歸り、又後堀河天皇の時には榮西の弟子の道元も入宋してやはり禪宗の一派である曹洞宗を傳へたこの二宗は武士に適した宗教であつたので、大に幕府の保護を受

け京都・鎌倉に大寺院を建立せられ支那から名僧も來朝した。

第八 北條氏の滅亡

○攝津、紀伊、大和などの大亂を討つて平定したのは楠木正成である。

一、高時の失政 花園天皇の四年に貞時卒し、その子高時は九歳であつたので、他の者が執權となつた。高時は長じて執權となつたが暗愚である上に亂行を恣にし、遊宴に耽り、政事を勤まない、それで内管領長崎高資は獨り私利を營み、不公平な處置をして居たので、人心日に北條氏を離れるばかりであつた。元來弘安の役が終ると幕府の財政は次第に困難となり、以前の様に威權が盛でなかつたのであるが、天下一人として之に叛く者のなかつたのは、公平無私であつたからである。元亨二年陸奥の安藤五郎といふ者領地のことで争を生じ、長崎高資に賄賂を行つたが、五郎の相手である従弟の又太郎も同様に高資に賄賂を行つた。高資はどちらも之を收め、その訴訟をいつまでも決しなかつたので、遂に安藤五郎は兵を擧げて北條氏に抗した。承久の亂以來北條氏の命に背いたのは、これが初めてである。引つゞき攝津・紀伊・大和にも背く者が出て來て、以來諸國の領主等鎌倉の命を奉じないで或は私戰を起し、或は北條氏の兵に反抗して、天下は漸く騒がしくなつて來た。

二、後醍醐天皇の御企 かねて後醍醐天皇は政權が武門に歸してしまつたのを深く憤慨なされ、承久年間に御失敗遊ばした後鳥羽天皇の御素志を御繼ぎなされて、いつかは政權を恢復しようとの思召があつた、今しも鎌倉の狀況を聽召して時機まさに到來せりと密に日野資朝・同俊基等と謀り給ひ地

方の武士を招いでおいでになる中に、不幸謀が洩れて、資朝は佐渡に流され、俊基は捕へられ、後になつて二人とも殺されたのである。(資朝の子の阿新丸と云ふのは十三歳の少年で遙々佐渡に行き、資朝を殺した本間三郎を討つて父の讎を報じた)。

三、元弘の亂 後醍醐天皇は初め後二條天皇の皇子邦良親王を皇太子となされた、御薨去になつた

幕府は後伏見上皇の皇子量仁親王(院といふ)を勅許を得ないで皇太子に立てたので、天皇は大に怒り

給ひ、皇子護良親王に命じて、延暦寺や興福寺の僧徒に結ばしめ、再び討幕の謀を御起しなされた。

高時は之を聞いて元弘元年八月大兵を發して京都に入らせた。天皇は之を避けて密に笠置山に入り給

ひしが、城陥り、天皇は隱岐に御移り遊ばすこととなり、護良親王もまた十津川の奥に御隠れになつ

た。此に於いて楠木正成は千早城によりおほいに北條の軍を惱まし、護良親王もまた吉野に兵を起し

給ひ、赤松則村は播磨に菊池武時は肥後に土居・得能二氏は伊豫に起りて皆勤王を唱へた。この形勢を

御覽になつた天皇は密に隱岐を通して伯耆に渡り給ひ、名和長年に御頼りなされた。

四、北條氏の滅亡 高時は大に驚き、先づ京都に居つた赤松則村を討つ爲に足利高氏等に命じて

攻め上らしめたが、高氏は却て官軍に歸順し、六波羅を攻めて陥れた、又新田義貞も上野に兵を起し

武藏に入つて北條氏の軍と戦ひ、連戦敵を破り、つひに鎌倉に入つて北條氏の根據地を攻めたので、北

條軍は之を支へることが出来ない、高時始め一族一門悉く自殺し北條氏は亡びてしまつた。時に元弘

三年五月二十二日、頼朝が幕府を開いてから百四十二年で鎌倉幕府は滅び、政權は再び朝廷に復した。

第二期 吉野朝廷時代

第一 建武中興

○後醍醐天皇は親ら日中行事を作り給ひ又年中行事を編述せしめ宮中の行事儀式を定め給ふ之を建武日中行事及び建武年中行事といふ。

○當事り今を變通するの一策は武家を以て貴族の列に加へ爵祿を以て其の功名心を買ひ之を郡縣に派出して守護せしめる事である然し此の如き事は當時の公卿が想像する事さへも好まなかつた事である

一、中興の御計畫 元弘三年五月二十二日後醍醐天皇は船上山を發し六月二日兵庫を経て京師に向ひ給ふ。六月五日還幸二條道平の建言で重祚の式を用ひ給はず、之即ち後世光嚴院を繼續に加へ奉らざる所以である。護良親王を征夷大將軍に任じ、又皇子成良親王を關東の管領とし、高氏の弟直義を副として鎌倉に居らしめ、皇子義良親王には北畠顯家を副へて奥羽を鎮撫せしめ給ふ。又公武の國臣を以て國守に任じ、舊守護職の權を殺ぎ給へり。翌年建武と改元兵亂に乗じて土地を侵略する者を禁じ、知行の紛雜を處分せしめる爲に記録所及び雜訴決斷所を置き、又武士を監督する爲に以前の六波羅奉行をやめて更に武者所を置き、新田義貞をその頭人となされた。

二、法度の不備 當時の形勢を察するに天皇及び左右公卿の意は延喜天曆以前の統一統の政事を行ふことであつたが、北條氏を斃すことが出来たのは全く武士の力に依つたのであつて、その武士は恩賞を以てするのでなければ永く之をつなぐ事が出来ないから、どうしても上古の郡縣制度を起す事が出来なかつた。その爲に天下の大勢と朝廷の方針とは相異り、遂に首尾貫徹の制度を立つるに至らず、混雜の間に三四年を経過して再び大亂を生ずるに至つたのである。當時整然たる官職法度を得るに至ら

なかつたのは其の記録が今日に存在して居ないのでも知れる。當時の制度禁令を録したものは建武記といふのがあるばかりである。要するに當時朝廷の施設は皆一時の便宜に依つたものであつて、大化改新の時の如く大仕掛のものでなく、特に封建制度とを相混雜したのは實に大なる失策であつて、王政復古には必ず郡縣制度が伴はねばならぬ事を證據だてたのである。

三、中興政治の失敗 當時京都の混雜は甚だしく、土地に關する訴訟事件日を逐ひて繁く、行賞の不公平は朝廷に對して不平を抱く者をつくり、公卿は武士の勢力を妬み武士は公卿の驕慢を憤り互に相反目し、政務の滯滞は甚だしく天皇は戰亂の後で人民が疲弊して居るにも關せず大内裏の造營をなさんとし給ひ、其費用を諸國に課し諸國莊園郷保の地頭以下から其收入二十分の一を出す様に定められた。これらの爲に天下の士民は王政復古を喜ばない、寧ろもとの武家政治を慕ひ、何人か有力にして徳望ある武士が幕府を再建せんことを望む様になつた。この形勢を見たのが足利尊氏である。

第二 足利尊氏

○藤原康子は其の生み奉つた良成親王を皇太子に立てたい希望があるので護良親王を邪魔に思つて居る尊氏はこれを利用

一、尊氏の大志 足利氏は源義家の子義國の子孫である、義國の嫡子の義重は上野の新田に居つて新田氏を稱し、その弟の義康は下野の足利に居つて足利氏を稱した。その後になつて新田氏はあまり世に現はれなかつたが足利氏は義康の子の義兼の時に頼朝と親しみ北條氏と婚し頗る名望があつた尊氏はこの血統の關係からして早くから源氏の幕府を再興せんとする志があつた。故に初め北條氏

し廉子の手を經て親王を天皇に讓したのである天皇は非常に廉子を愛しておいてなつた。

○當時の公卿は功もないのに驕慢であるし武士は不平を抱いて朝命を奉じない後宮に取入つて請願すれば不公平な事でも行はれる故に内奏の便を得る者は頻りに所領を賜はり勳功の士は却つて恩賞に預らない或は一且領邑を賜つても更に之を別人に附せられ一所に數人の領主がある有様であるから皆憤怒した。

○尊氏は朝敵の名を避ける爲に皇統の兩系に分れて居るのに乘じ光嚴上皇の院宣

に屬して居つたが官軍に歸順して戰功を立て、後には中宮藤原廉子にとり入り巧に私恩を施して不平ある武士の心を收め、次第に自分の目的に向つて進んで居つた。この際尊氏に取つて邪魔になるのは新田義貞と護良親王とであつた。

二、尊氏の擧兵 尊氏は護良親王を護して弟直義の居つた鎌倉に幽閉し奉つた。建武二年北條高時の子時行が兵を信濃に起し、進んで鎌倉を攻め先代の遺業を恢復せんとした。直義は之を防ぐ事が出来ないで鎌倉を棄て、西に遁れ人をして親王を弑し奉らしめた。尊氏は時行を討たん事を乞ひ大に兵を集め勅許の下らない中に東に向つて大に時行を破つたが、そのまゝ鎌倉に據つて都に歸らない。天皇の御召があつたがやはり命を奉じないで、却て新田義貞の罪狀を訴へて之を討たん事を乞ひ、自ら征夷大將軍關東管領と稱し幕府を開いた。又厚く功ある者を賞し、降附する者を優待したので天下の將士争つて其下に付き威勢大に關東に振つて居つた。

三、勳王の諸將 天皇は大に怒り給ひ尊氏の官爵を奪ひ義貞に詔して陸奥にある北畠顯家と共に尊氏を討たしめ給ひしが義貞は顯家の來着を待たないで東海道から進み、敵を破つて足柄・箱根に至ると敗れて西走した。尊氏は子の義詮をして鎌倉を守らしめ直義と共に官軍のあとをつけて西に向つた天皇やむを得ず神器を奉じて比叡山に御避けなされた。時は延元元年(一九六六年)正月十日である。間もなく顯家は陸奥から來着し、義貞・正成等と力を合せて大に尊氏兄弟の軍を破り京都を恢復したので天皇は還幸し給ひ、尊氏等は九州に走つた。其後尊氏は九州・四國・中國の兵を集め延元元年四月博

を得んことを謀り遂に之を得たので九州から上洛する時には錦旗を立てた。そこで來附する將士が多かつたのである。

○當時世人相語りて曰く豊仁親王は御仕合せであるまだ一戦の御功勞もないのに將軍から王位を賜はつたと。

○北畠顯家は義良親王を奉じて陸奥から京都に入らうとしたが美濃で止められ轉じて伊勢から攝津に入り三年五月和泉の堺で戦死した。

多を發し、兵船凡そ七千餘艘進みて備後の鞆の津に至り、直義に歩騎二十萬を授けて陸路を進ましめ自分は海軍を率ゐて東上した。天皇は義貞と正成に命じて兵庫で防がしめられたが義貞は破れ正成は戦死し尊氏は京都に侵入したので天皇は再び叡山に幸し給ひ、名和益冬六條忠顯等も戦死した。

第三 吉野の朝廷

一、兩朝の分立 天皇が叡山に入り給ふ時、花園上皇及び光嚴上皇は病と稱して京都に御留まりなされた。これは尊氏の力を藉つて持明院派の恢復を御謀りなされたのである。延元元年八月尊氏は光嚴上皇の皇弟豊仁親王を立て、帝と稱した即ち光明院である。十月尊氏密に使を叡山に遣はし、偽つて降を乞ひ、自分は逆意があるのではない、たと義貞兄弟を誅せんとするのみであると奏した。天皇も大に御深慮があつて其請を許し歸洛なされると尊氏は直に花山院に遷し奉り、神器を新帝に傳へ給はん事を迫つた。天皇は新に神器を造らしめて之を御授けになり、密に花山院を遁れて吉野に幸しここに行宮を御建てになつた、時に延元元年十二月、世に吉野の朝廷を南朝と云ひ、尊氏の立てたのを北朝と云つた。

二、義貞の戦死

天皇が御歸洛をなさる時義貞は勅旨を奉じて皇太子恒良親王と皇子尊良親王を奉じて越前に赴き金ヶ崎城に據つた。尊氏の將高師泰之を攻めた。義貞は城を出て杣山に至り兵を集めて居る中に金ヶ崎は落城し守將義顯と尊良親王は自殺皇太子は捕へられた。後に毒殺されて御崩れにな

○此の間に足利氏は兄弟の不和を生じ爲に師直は直義の黨派の爲に殺され、尊氏は直義を攻め殺してしまつた。

○北畠親房は職原抄を著して政務の參考に備へ又神皇正統記を著して皇位の正副を辯じた。一家皆王事に盡して忠誠を現はした。

○義満は華盛なる邸宅を京都室町に建てて之に居たので室町幕府の稱が起つたのである。

つた三年七月義貞は越前藤島で戦死してしまつた。

三、吉野の行宮

天皇は寂慮を安んじ給ふ暇なく延元四年八月御崩御なされ、義良親王が御即位になつた即ち後村上天皇である。當時正成の遺子正行は皇居を守り、宗良親王は遠江に懷良親王は九州に北畠親房は常陸に、北畠顯信は陸奥にあつて勤王の軍を起して居つたが、正平三年正月四條畷で戦死した爲に賊軍は進みて吉野に迫つたので、新帝は大和の賀名生に御遷りになつた正平九年には南朝柱石の臣北畠親房が薨去し、新田義興・同義宗も死し、顯信は陸奥に居つても力なく、九州の懷良親王も薨去なされ、官軍は一般に振はない。正平二十三年後村上天皇御崩去なされ、後龜山天皇が御即位なされたがもはや昔の勢はなかつた。

四 兩朝の合一

當時京都では足利義詮の子義満が將軍となり、後小松天皇の御代であつたが元中九年(紀元二〇)義満は大内義弘を吉野に遣し、後龜山天皇の遷幸を請ひ奉つた。天皇之を許し給ひ十月遷幸太上天皇の尊號を受け嵯峨大僧寺に居り給ふ。南北分争五十七年にして始めて合一したのである。

第三期 足利時代

第一 室町幕府

一 幕府の制度

室町幕府は概して鎌倉幕府になつた。先づ上に將軍あり、その次に執事があつて將軍を輔く後に之を管領と改めた。細川・畠山・斯波の三氏がこの職に任ぜられた、之を三職又は三

つ足利氏の制度は三代將軍義満に至つて始めて完備したのである。

○關東管領は尊氏の子孫の子孫が世々に當つた。

○段錢は陸別によりて課する錢であつて段錢奉行といふ職が置いてあつた。
○天役は朝廷で大儀違背ある度に臨時に充つる課役。
○國役は始めは朝廷で宮殿の修造又は臨時に或る國を定めて賦課したのであつたが幕府が出来てから朝廷に於つて之を課したのである。

管領と云ふ。その下に政所・問註所・侍所あり、侍所の長官を所司といひ、赤松一色・山名・京極の四氏交るゝ之に任せられる、之を四職といふ。地方には鎌倉に關東管領を置き、東國を統べしめ九州と奥羽とは探題を設け、又各地に守護・地頭を置いて各々其地方を治めさせたのであるが、九州の探題は後に衰へて大内氏之に代り、又南朝が置いた國司は大抵皆滅びてたゞ伊勢の北畠氏が存しただけである。

二 財政の有様

當時諸國は皆武人の所領となり、公卿の封邑も大に滅じ社寺も亦衰へ其收入以前の如くならず、將軍の食邑は諸國に料所といふものがあり又料國を置いたが澤山ではないので、將軍家の費用は之を諸國に賦課したのである。朝廷又は將軍家に儀式又は造營ある毎に臨時に段錢を課し、又天役國役など種々の名目があつた。

三 義満の驕奢

義満は太政大臣となりて心驕り常に遊覽を事とし出入の行列は上皇に准じ又北山に別莊を構へて金閣を造り、遂に用度窮乏し頻りに段錢を課してもまだ足らないので明國に對して自ら臣と稱し及劍珍器を贈りて支那の錢を求め用度に給した即ち永樂通寶である。明國は義満以下幾代の將軍に日本國王の辭令を授けたのを皆喜んで受けて居たのである。

第二 關東管領

○公方といふ稱は古くは朝廷のことを云つたのであるが後には將軍家の別稱となつた、公家の方の尊であつて下から上を敬ひ尊ぶ詞である。

○幕府では第五代義量が死ぬると子がかつたので義持の弟の義圓が還俗して將軍なり名を義教と改めた。

○上杉憲實はこの世にも係らず大に熱心に足利學校を再興した人である。利町にある昔はその方岩井村の境邊に

尊氏¹ — 義詮² — 義滿³ — 義持⁴ — 義量

義教⁶ — 義勝⁷

義政⁸ — 義尚⁹

政知¹¹ — 義澄¹²
(堀越公方)

義視¹⁰ — 義植¹⁰

義維¹⁴ — 義榮¹⁴

義晴¹³ — 義輝¹³

義昭¹⁵

關東管領 — 基氏 — 氏滿 — 滿兼 — 持氏 — 春王 — 安王 — 成氏 — 政氏 — 高基 — 晴氏 — 義氏
(古河公方) — 義明(小弓御所)

一 永享の亂

關東管領は滿兼の時になると勢力次第に強くなつた。従つて幕府を侮り、公方と稱し執事上杉氏を管領と呼び將軍の命を奉じない事が度々あつた、持氏の時になると義教が將軍となつたのを怨んで事に命に逆らひ反抗の態度を取つたので執事の上杉憲實は之を諫めたが聽かない却つて之を殺さうとした。將軍義教は之を聞き、憲實を助けて持氏を討たせ、之を亡ぼしてしまつた。時に永享十一年、持氏の遺子春王安王の二人は鎌倉を逃れて日光山に隠れて居たのを結城氏朝之を迎へ居

あつたが渡良瀬川洪水の時陥つて川敷と繋つたので今の地に移つた其起原は種々の説があるが小野篁の建立といふのが有力な説である憲實は之を再興し學領を寄附し書籍を納め學徒を養つたので四方から來學する者が多かつたが大抵は僧侶であつた今日も其のまゝに保存せられてある。

○印は山名派

△は細川派義

義教—義一義向
義祝(養子)

持國—政長(養子)

義就

城下總圍結城城に據る、上杉清方之を攻め氏朝は自殺し、春王等は捕へられて殺された。以來關東では上杉氏が獨り盛強となるに至つた。

二 嘉吉の亂

將軍義教は關東管領を亡して意大に驕り、更に強族諸將を抑へてその勢力を殺がうとしたので不安に思ふ者も恨む者も出て來た。當時赤松滿祐は播磨・備前・美作三國の守護職であつたが永享十一年義教は滿祐の弟義雅の所領を奪つて賢臣赤松貞村及び細川持春に頒與した。滿祐は大に怒つて居ると世の風評では滿祐も處分せられるであらうといふので滿祐は決心し嘉吉元年關東の捷を賀するといふ名義で義教を自邸に饗し、席上で之を弑し播磨に歸つて兵を擧げた。義教の子義勝將軍となり山名持豊等を遣して之を討たしめ遂に滿祐を亡してしまつた。この結果一時衰へてゐた山名氏は再び盛になつてきた。

第三 應仁の亂

一、亂の原因

第八代將軍義政が職に就いた時はまだ幼年であつたので管領職の畠山持國と細川勝元とが代るく之を輔佐して居つた。然るに義政は長じて奢侈に耽り政台を氣をとめない、又畠山と細川は互に權勢を争つたので政治は大に衰へ世の秩序が亂れて來た。その際諸家の相續の争があつて遂に大亂を起したのである。今其原因を表示すると。

義健・義廉（共に養子）

義敏

○第九代將軍義尚は
體についた時は九歳
であつたが長じて聰
敏學を好み文武の業
を修め一條兼良につ
きて政治の要を究む
兼良は權謀治要とい
ふ一書を編し敬神尊
份以下八條の要旨を
説いた管領細川
政元も義尚を制する
事が出来なかつた程
であつた後に近江の
六角氏を討ち軍中で
薨じた時に年二十五
人皆之を惜しむ。命
じて義順の子義植を
立てた。

遺因

將軍繼承の争ひ
（義政は子がなかつたので弟の義成を養子とし細川勝元を後見としたが間もなく夫人富子は義尚を生んだ富子は義尚を立てんとし山名持豊に托した）
山名細川の争ひ
（山名持豊（宗全入道）は細川勝元と不和であつて常に權勢を争つて居る互に將軍繼承について敵視することゝなつた）

近因

斯波氏相續争ひ
（斯波氏も嫡子がなかつたので一族の義敏と義隆が実督を争ひ家臣も二派に分れた義隆の妻は山名宗全の女なので宗全は義隆を助けると細川は義敏を助けることゝなつた）
畠山氏相争續ひ
（畠山持國も子がなかつたから甥の政長も養子とするとの義政が生れたので政長を返した）
畠山持國も子がなかつたから甥の政長も養子とするとの義政が生れたので政長を返した

二、戦争

應仁元年畠山政長と義就との間に戦争が始まると山名宗全は義就を助けて兵を出し政長を破つたので兩黨の争は遂に破裂し勝元は十六萬人の兵を集め將軍義政と義視とを奉じて幕府の東に陣し、宗全も十一萬の兵を以て幕府の西に陣し以來兩軍京都の内外に戦ひ相争ふこと十一年互に勝敗があつた、爲に京都は社寺も邸宅も大抵兵火にかゝり大に荒れはてしまつた。その中に勝元も宗全も病死し諸將も戦に倦み本國の方に用事もあるので皆兵を引きあけて歸つた。

三、結果

將軍職は義尚が嗣ぎ、畠山家は政長が管領となり、斯波家は始めは義廉が無理に管領となつたが間もなく死し、遂に義敏が目的を達した。この戦亂の爲に地方の守護地頭は勝手に私腹を肥したので朝廷の収入は絶えてしまひ公卿は地方に走つて有力な武家に依る者が多く、幕府の威勢は全く地に落ち最早其の命令を奉ずる者もない、従つて諸侯は互に競争して領地を勝手に擴張せんとし弱肉強食の有様となり、所謂群雄割據の時代を現出する事となつたのである。その中に足利氏は滅亡し

織田信長が殆んど天下を一統せんとする時代が出てくるのである。

第四 室町時代の文物

○義政が驕奢に耽つ

た爲に幕府の財政は一層困難となつたので課税を重くし社寺寮廩から金を借り或は段錢、棟別錢などを課し一時を凌いだ

がまだ足りない或は明細に錢を請ひ或は徳政の令を發する事が多かつた。

一、義政と美術工藝 義政は戦亂の爲に人民の困窮して居るにも係らず常に驕奢に耽り遊宴を極め土工を起し東山に銀閣を建て、大に風流の遊戲に耽り爲に度々明國に錢を乞ひなどした。この爲に義政時代所謂東山時代の美術工藝は一種淡酒ともいふべき特風を現はしたのである。先づ繪畫では支那の畫風が流行し前には佛畫で有名な明兆あり次で支那宋代の畫風を傳へた如拙、周文などが出たが義政の頃になると雪舟が出て淡泊な墨繪の流行を來した。ついで古法眼狩野元信は支那畫と大和繪の長所を併せて狩野派を起し、土佐光信は大和繪を再興し兩派共に盛に行はれた。陶磁器は茶道の流行につれて大に進歩し永正の頃祥瑞五郎大夫明に渡つて其の製法を傳へ漆器も蒔繪をつけ頗る精巧なものが出る様になり、金屬の彫刻も大に發達して後藤祐乘の如き名人出で後世金工の祖と稱せられて居る。

二、學問

世の中が亂れて居たので中流以下には學問教育は行はれなかつた、學校は僅に上杉憲實が再興した金澤文庫と足利學校とが有つただけである、歴代の天皇は皆文學に長じさせ給ひ、將軍でも義政、義尚等は文學を好み和歌をよくし、公卿では一條兼良と其子冬良は和漢の學に長じ著書も多く、武人では太田道灌(持實)東常縁等は和歌をよくし、上杉憲實の篤學大内義隆の書籍の出版等是有名である僧侶の中には碩學の人多く漢文漢詩が行はれた。又連歌では宗祇名高く論曲、狂言、猿樂、御伽斷など

ての權利義務を破壊する事を云ふこと、なつた室町時代のは萬民が救助する目的よりも寧ろ幕府の爲に行つたのであつて義政は一代に十三回も行つたのである又下民が強訴して徳政令を發布せしめた例も多い。信長の時皇室の御料や公卿の領地が武門の或領に歸したのを回復する爲に天正三年徳政令を發して悉く之を返却させたのが最後であつた。

○上杉氏は上杉頼重の子憲房の孫憲方の時に山内と稱し、憲房の弟重能の孫顯定の時に扇谷と云つたのである。

も此の時代から行はれた。

三、風俗 鎌倉時代の質朴剛健の風は淡酒風流となり、茶の湯、挿花、香合等の遊戯行はれ、家屋も立廻、書院床の間などを設け、疊を敷きつめる様になつた。衣服は肩衣半袴などが用ひられた。

四、佛教 民間では一向宗、法華宗が行はれたが上流ではやはり禪宗が盛であつた。殊に尊氏は京都と鎌倉に五山を定め熱心に保護し歸依したので益々盛となつた。疎石(國師)妙葩(國師)、三寶院賢俊は尊氏の政治顧問となり、滿濟は義滿から信任せられた。後に五山の僧侶は幕府の政治外交に關係し勢力を有して居たのである。

第五 足利氏の季世

一、關東の分裂 鎌倉では持氏の滅亡後その遺子成氏を迎へて主となし、上杉憲實の子憲忠その執事となつた。然るに成氏は上杉氏を以て父の仇とし憲忠を殺したのでその弟房顯等成氏を攻め成氏は下總の古河に據つた之を古河公方と稱し關東の諸將之を助けて上杉氏に抗した。上杉氏は幕府に乞ひ義政の弟政知を伊豆の堀越に迎へて關東の主とし堀越公方といふ。後には上杉氏も山内扇谷の兩家互

に相争ひ關東平野は常に戰爭が絶えなかつた。政知が死ぬると其子茶丸の幼少なるに乗じ伊勢長氏俄に兵を擧げて之を殺し終に伊豆を取り、更に相模の小田原を取つて之に據つた。長氏は後に早雲と稱し北條氏を名乗つた。

○澄之は關白政基の子、澄元と高國は細川の同族である、政元の臣の藥師寺長忠、香西元良等密に其主を怨み澄之と謀つて政元を殺したのである。

○義澄は廢せられてから子晴を播磨の赤松義村に義維を阿波の細川澄元に托す。○義植は高國に逐れて淡路に奔り、後に阿波で歿す。

二、細川氏の專横

京都では義植が將軍となると當時畠山政長が大に威權があつたのを細川政元之を争ひ政長が同族畠山義豊と兵を構へし時政元は義豊を助けた、義植は將軍の身を以て臣下の争に干渉し親ら將として義豊を討つたが敗軍となり、政長は自殺し義植は出奔して越前に、近江を経て周防の大内義興に依り再舉を計つた。政元は堀越公方政知の子義澄を迎へて將軍となし政治の實權を握つて居たがその養子澄之と澄元の間にか督争ひがあつて澄之の爲に殺された、政元にもう一人高國といふ養子が居つて之が澄之を殺し、細川氏は大に亂れたので大内義興は之に乗じ義植を奉じて入京し、義澄を逐ひて義植を再び將軍となし義興は管領となつて京都に在る事十一年、その間京都は平穩であつたが義興は出雲の尼子經久の爲に本國を犯されたので歸國すると、高國は義植を逐ひ義澄の子義晴を將軍となし自分は管領となつた。

三、陪臣の專横

阿波の細川澄元の家臣三好元長は當時主家に寄寓して居つた義晴の弟義維及び澄元の子晴元を奉じて入京し高國を攻殺し、晴元を管領としたが間もなく晴元は元長と不和を生じ元長は殺された。然し元長の子長慶は將軍義輝を奉じて陪臣の身を以て幕府の政權を恣にして居つた。長慶が死ぬると其の家臣松永久秀は將軍義輝を弑して義維の子義榮を立て、大に專横を極め、細川、三好の二氏は皆衰へてしまつた。此時義輝の弟義昭は京都の亂を避けて越前に走つて居たが、後に織田信長に助けられて京都に入り義榮薨後將軍となつた。

四、足利氏の滅亡

將軍義昭は信長の威名の盛なるを忌み密に之を撃たうと謀つた。信長は二條城を

○佐々木高頼はこの
贄として菊桐の御紋
と後光院宸筆の三
略秘抄とを賜はり昇
殿を聽された。

○慶光院清順が
婦人の身を以て金な
募り伊勢神宮の造り
替をしたのもこの頃
である。慶光院は伊
勢國宇治にある神宗
建濟宗の尼寺であつ
て清順は第三世であ
る當時神宮の神領は
武士に押領せられ神
殿は朽損しても遷宮

闕みて義昭を攻め之を河内に逐ひ、義昭は勅命を以て官爵を奪はれてしまつた。時に天正元年であつて尊氏が將軍となつてから二百三十六年である。義昭はその後諸所を漂泊して備後に往き毛利氏に依り薙髪し後に京都に歸り慶長二年八月大阪で薨去した。

五、朝廷の衰微 應仁以後朝廷の衰微は其極に達し人をして感慨に堪へざらしめるものがある。幕府の盛な頃は朝廷の公事大禮の費用を獻じて居たが、義政以後は將軍でさへも外國に救助を仰ぐ有様であつたから従つて朝廷に對する供給も十分でない。兵亂の後は朝廷の公事を悉く停止した。

明應九年後土御門天皇崩御の時、は恐多くも之を葬り奉る費用がない、漸く近江の佐々木高頼の獻金により四十餘日の後に漸く御大葬を行ふ事が出来た位である。後柏原天皇は踐祚をなされたが費用がない爲に即位の禮を行ひ給ふ事が出来ない二十二年の後に三條西園隆の奔走で本願寺の僧光兼が一萬兩を獻じたので始めて即位式を御擧げになつた。後奈良天皇の時は大内義隆及び北條朝倉諸氏の獻金を得て漸く即位の禮を擧げ給ふた。

この頃は最も衰微した時であつて諸方の豪族に使を遣つて僅に數石の米數兩の金を得て御食に資する事が出来た。公卿は妻子を携へて亂を禁中に避け、御築地は崩れ紫宸殿は人の入るに任せ、内侍所の燈火は遠く三條の橋上より見る事が出来た位であつた。先帝の時から宸筆の和歌を人民に賜ひ其の謝禮を以て用度を補つて居られたが後奈良天皇の時には殆ど一の商事となり、貴賤となく謝料の格に照し錢を包んで御簾にかけ所望の歌を記しておくとも則ち宸筆を賜ふのであつた。紫宸殿の前の左近の橋の下に

を行ふ事が出来ない
清順は諸國に勧誘し
て神宮復興を企て漸
次歩を進めた後奈良
天皇は其功を賞し上
人號と紫衣を賜され
た其弟子周養の時目
的を達した明治十八
年清順に従三位其師
守悦と周養に正四位
を贈位せられた。

○この船を天龍寺船
といふ、備前彦はこ
の船に便乗して二度
も明に渡つた。

○周防の大内氏は密
に海賊を保護し備後
の院の島附近を根據
として海賊の本部と
し武器や兵船を供給
して居つたのであ
る。

○當時我が國人は此
等歐洲人を概稱して
南蠻人と云つた。

市人が茶店を設け煎茶を賣つたのも此の頃のことである。然し天皇は英明な御方であつて御困難の際にも猥りに官位を授けらるることなく飽くまで皇室の尊嚴を維持なされたのであつた。かくて足利幕府滅び織田信長起るに及び供御を増し慶典を起し朝威舊に復したのである。

第六 外國との關係

一、足利時代の外交 支那との交通は弘安の役から後は斷絶したのであるが個人としては僧侶や商人の往来する者があつた。足利尊氏は京都に天龍寺を建てて費用を得る爲に元國に貿易船を送つた。その中に明國となつてから義滿、義教、義政等はこれと交通した。當時彼地に赴く者は皆幕府から勘合符といふ割印を押したものを得て渡航した。後になつて大内氏が勘合の印を掌つたのであつた。

二、倭寇 吉野朝の頃から内地で志を得ない者や西南地方の浮浪の徒などが海賊となつて頻りに朝鮮や支那の沿岸を侵し、明の初め頃が最も甚しかつた明からは幕府に交渉して之を取締ることを請求したけれど足利氏はこれを抑へる事が出来なかつたのである。彼の地の人はこれを倭寇と呼んだ。

三、歐洲人の來航 當時歐洲では地理上の知識が大に進んで航海術も發達し殊に葡萄牙人、西班牙人は最も航海に長じ次第に印度、支那、南洋地方に植民地をつくつて居たが天文十二年葡萄牙人種子島に來着して鐵砲を傳へ、ついで西班牙人も渡來して貿易を開いた。

四、キリスト教の傳來 歐人が渡來するにつれてキリスト教の宣教師も來り天文十八年には西班牙

○當時はキリスト教を切支丹又は天主教といつて居つた。

○古河御所では成氏の孫の高基と義昭とが互に家督を争つて居た、氏綱は高基を助けた。

○當時代の重要事件の年表をかゝぐ。天文六年河越の戦。

同七年鴻の臺の戦。

同十二年鐵砲傳來。

同十八年キリスト教の傳來。

同二十年大内氏滅亡

弘治元年晴賢亡ぶ。

永祿三年桶狭間の戦

四年川中島の戦。

人フランシスコ、ザビエル始めてキリスト教を傳へ、豊後の大友氏、肥前の大村氏、有馬氏の如きは熱心なる信者となり、周防の大内氏は之を保護し信長も佛教徒の専横に對する政策上大に之を保護したので忽ち多數の信者を得たのであつた。

第七 群雄割據

一、北條早雲 小田原を根據として居た北條早雲は關東の強族となり房總の里見氏と對抗して居た。早雲の子氏綱その子氏康共に才略があつて益々榮えて居つた。當時古河公方の勢振はず、里見氏は公方成氏の孫義明を下總の小弓に奉じて居る中に氏綱と下總鴻の臺に戦ひて敗れ、小弓公方も亡びてしまつた。氏康は更に高基の子晴氏と争ひ、遂に古河公方の兩上杉との聯合軍を河越に破つて扇谷上杉を滅ぼし、山内上杉憲政は越後に走つて長尾氏に依り古河公方も亡びたので關東八州の地は殆んど北條氏の手に歸した。

二、長尾氏と武田氏 越後の長尾景虎は代々上杉氏の臣下であつたが、今や憲政は景虎に上杉の氏と管領とを譲つたのである。以來景虎は上杉謙虎と稱し謙信と號し、屢々北條氏と戦つた。當時甲斐には武田晴信(信玄)が居つて勢強く信濃の村上義清を破り、謙信に迫つたので武田、上杉二氏は屢々川中島に戦つたが勝敗決しなかつた。後に和睦を結び、信玄は入洛の希望があるので先づ兵を駿河に出し今川氏真を亡して遠江に入り、元龜三年織田、徳川の聯合軍を三方ヶ原に破り三河に侵入したので

同六年鴻の臺の戦。

同八年松永久秀義輝

を弑す。

同十一年義昭信長入

京。今川氏亡ぶ。

元龜元年姉川の戦氏

康死す。

同三年三方原の戦。

天正元年信玄死す淺

井朝倉亡ぶ。

同三年勝頼敗る。

同六年謙信死す。

同十年武田氏亡ぶ本

能寺の變、山崎の

戦。

同十一年賤ヶ嶽の戦

同十二年小牧山の戦

大阪城成る。

同十三年秀吉關白と

なる。

同十四年秀吉太政大

臣となり豊臣氏と

稱す。

同十五年島津征伐

同十六年築紫行幸

同十八年北條氏亡ぶ

家康江戸に入る。

あるが間もなく陣中に死んだ。其子勝頼は天正十年信長の爲に亡されてしまつた。

三、宗門一揆

應仁の頃一向宗では親鸞上人七世の孫に當る蓮如上人(兼壽)出で、大に門徒増加

したが、其門徒は亂世に乗じ兵を擧げて領土を奪ひ、加賀の富樫氏を亡し其勢力北陸、近畿に及びて既

侯を凌ぐ勢であつた。

四、近畿中國の群雄

近畿には越前に朝倉義景、近江に淺井長政あり、中國では備前の宇喜多氏、

出雲の尼子氏、周防の大内氏がある、殊に大内氏は最も富強を極め山口は當時全國第一の大都會であつ

たが義隆の時その臣陶晴賢の爲に亡され毛利元就之に代り晴賢を殺し尼子氏を亡してしまつた。

五、四國九州の群雄

四國では管領家の一族細川氏が衰へると長曾我部元親土佐に起りて殆ど四

國を併せ九州では筑前の少貳氏、肥後の菊池氏衰へて豊後の大友義鎮・肥前の龍造寺隆信薩摩の島津義

久の三氏互に勢力を争て居た。

六 戦術の一變

かゝる戦亂の時代であるから、兵法や武藝は大に進歩したのである。殊に鐵砲が

傳來せられて以來、戦術は全く一變し、築城の法も攻守の術も共に進んで戦争はますます猛烈となつた

のである。

近世史

第一期 織田、豊臣時代

第一 織田信長

○正親町天皇は信長の武名を聞召され永祿十年勅使を下して御料所の恢復を命じ給ひしにより信長は深く之に感激し勤王を以て己の務としたので一日も早く入京しようと望んだのである。

○朝倉義景は越前の領主である天正元年八月信長に攻められ遂に自殺す。

一、織田信長 織田氏は斯波氏の家臣で尾張に居つたが、信秀の時に自立して強大となり、その子信長大志を抱き天下を平定せんとし、永祿三年今川義元と相狭間に戦つて之を破り、後に三河の徳川家康と結び美濃の齋藤氏を亡し、甲斐の武田信玄と和して後顧の憂を除き入京の準備をした。此時足利義昭は越前から信長の所に來たので信長は先づ近江を定め永祿十一年義昭を奉じて入洛し三好長慶、松永久秀等を平け義昭を將軍とし、皇居を修理し御料を上り公卿を救助し篤く王事に盡したのであつた。

二、近畿平定 此時越前の朝倉義景は近江の淺井長政と謀り信長を討たうとしたので、信長は家康と聯合し二氏の兵と大に近江の姉川に戦つて之を破り、ついで二氏を助けた延暦寺を攻めて之を焼き悉く僧徒を殺して山法師を全滅した。然るに將軍義昭は密に淺井、朝倉、武田等と通じて信長を討たうとしたので信長は義昭を逐ひ二氏を亡して近畿を平定し、天正四年近江の安土に七層の天主閣を有する城を築きこゝに居つた。其後武田信玄と遠江の三方が原に戦つて破れたが幸にして信玄は病死し、天正三年その子勝頼を三河の長篠に破り、天正十年遂に武田氏を甲斐の天目山に亡した。

○秀吉が備中から西進する事が出来なかつたのは當時毛利氏が優勢なる海軍を有して居たので後方を断たれる恐があつたからである。

○光秀が信長に叛いたのは權勢を得んとしたの目的ではなく單に私憤を洩したに過ぎないのである。

○信長に特筆すべきことは勤王心の厚かつた事である。伊勢脚宮をも改造し宮廷を修治し丹波の國で供御田若干を奉つた又徳政令を發して土地所有權の亂れて居るのを舊に復し公卿を救助などした、故に朝廷では特に信長を重ぜられ正二位に叙し大納言より右

三、毛利征伐 中國では毛利元就の孫の輝元山陰山陽十餘國を領し、其叔父吉川元春、小早川隆景之を輔佐して強大であつた。信長は之を征伐する事になり先づ部將羽柴秀吉を遣つて中國を征せしめた。秀吉は尼子、宇喜多等を服して但馬因幡の諸城を從へ進みて備中の高松を攻め毛利氏の大軍と相對抗する事となつたので信長に援兵を乞うた、信長は自分が將として之に赴く積でその子信忠と共に京都に入り、本能寺に宿泊して居ると、其臣明智光秀の爲に襲はれて父子共に死んでしまつた。

第二 織田氏の法制

一、京中制度 信長は常に天皇を奉戴し朝廷を尊敬する方針であつたから天下を私するの意なく道徳を以て覇業の基本とし常に部下を戒めて公平を誤まる事のない様にして居つた。この事は嘗て義昭を諫めた十七ヶ條にも明に見えて居る。天正元年京中制度を發布したのを見るに民を愛撫する主義が明である。其の全文をあけて見ると、

今度義昭公惡逆の御勅故上京炎上に及ぶこと最も不便なりとて赦免せらるゝ條々

一、京中地子錢永代令ニ赦免一畢、若從ニ公家寺社方一地子錢之内收納有來る分者相計ひ替地を以可レ致ニ沙汰一事。

一、諸役免除之事。

一、鏑寡孤獨の者見計ひ扶持方可レ令ニ下行之事。

大臣右近衛大將に任ぜられたるも天正六年其任を辭せり。

○信長の政畧は旗下の功臣を諸國に封じて己は之を統御し天皇を戴いて自らその將軍となりて、天下に號令せんとした様である、人材登用の如きは信長がこの政策の爲に用ひた方便の一であつた、信長が死んだ時全國の半分は統一したのであつた。

○秀吉は尾張中村の足輕木下彌右衛門の子であつて木下藤吉郎と云つた幼にして父を喪ひ母が再縁した時父の遺錢を以て清須に出て木下針を

一、天下一の號を取者何れの道にても大切なる事也但京中諸名人として内評議有て可三相定事。
一、儒道の學に心を碎き國家を正さんと深く志を勵す者、或は忠孝貞烈の者最も大切なる事に候條下行等他に異なりて可三相計一又其器の廣狭よく尋問可三告知二之事。
右條々相計ひ可三申付二者也

元龜四年七月吉日

村井長門守信長

二、關東制度 天正十年瀧川一益を關東の管領とした時に立てた法度十五ヶ條も見るべきものである。これも其要領は國を治め民を安んずる趣意のものばかりであつて、戰亂の時代の制度としては誠に適切なものである。信長が志を得てから僅に數年の後に斃れたのであるから制度の傳はるものが少ない。

第三 豊臣秀吉

一、羽柴秀吉 信長の臣下である秀吉が天下を平定したのは實に電光石火の如き早さであつた。天正十年六月に本能寺の變があつて同十八年には全國を平定したのである。今年代順に云つて見ると、

天正十年六月二日本能寺の變があると秀吉は毛利氏と和して六日に姫路城に入り、十三日山崎で光秀と戦つて之を破り、十八日清洲城に大會議を開いて織田家の後継者として三法師丸を立てる事とし岐阜城に移つて叔父信孝をして之を輔けしめ、柴田、羽柴、丹羽、池田の四氏交代して吏を京都六條に居ら

買ひ行商して濱松に至り久能城主松下嘉兵衛の下僕となる機敏を以て主に愛せられたが同輩に嫉まれ尾張に歸り木下藤吉郎と稱し信長の足輕となる信長其才を奇とし拔擢して士となす藤吉郎屢々奇計を用ひて軍功を立つ就中桶狭間に於ける功名拔群であつたので信長之を重用し羽柴秀吉と改稱せしめ淺井氏の長濱城二十二萬石を給した。

○柴田勝家の妻は信長の妹である先に淺井長政に嫁し三女を擧げて居たが長政が信長に背きて敗死した時夫と三女も信長に送り置したので其のまゝ織田家に居しめて庶務を決し、論功行賞を發表した。其後秀吉は上洛して從四位下に叙せられ、右近衛中將に任ぜられしも之を辭し、從五位上左近衛少將に昇叙され十月十一日より七日間信長の追善供養を盛大に行つた。此に於て秀吉の勢力は同輩を凌ぎ織田氏を凌ぐ有様となつたので、信孝及び柴田瀧川等に密に秀吉を討たうと計つたので十一月に入つて秀吉は柴田勝家の所領であつた近江の長濱城を攻めて忽ち之を降し、兵を轉じて美濃に入り岐阜に信孝を攻めて亦之を降し、三法師丸を安土城に居らしめ長濱城の守備を嚴にして山崎に歸つた、時に十二月二十九日である。秀吉は一ヶ月の中に美濃を平け其勢は旭日の天に上るが如き有様であつた。

天正十一年正月に入ると秀吉は織田信雄と共に安土に在り、伊勢に瀧川一益を征す。三月になると柴田勝家が近江に侵入したとの通知に接した。勝家は佐久間盛政を先鋒として先づ近江に入らしめた。秀吉は急に伊勢より近江に入り三月十七日賤ヶ嶽に至り天神山に陣を張つた。勝家も前田利家等と共に來り兩軍對峙の折柄岐阜に居つた。織田信孝は秀吉の背後を斷さんとし秀吉の形勢頗る危険となつた。秀吉は兵を長濱に退け自ら一部の兵を以て岐阜城を一舉に居らんとして大垣に陣す。此の機に乗じ勝家は四月二十日佐久間盛政に命じ賤ヶ嶽に進み秀吉の部將中川清秀の陣を襲うて之を殺した。秀吉はこの急報に接し、兵を大垣に留めて自分は急行して賤ヶ嶽に歸り盛政と戦はうとした盛政は豫て勝家から召還せられて居たので秀吉到ると聞き二十一日の曉に退却を始めると秀吉は之を追撃して大に之を破つた。勝家も出馬して奮闘したが大勢はもはやどうともする事が出来ないやはり退却して北の庄に入り、

たが清洲會議の後柴田勝家の許に三女を連れて嫁した間もなく勝家は秀吉と争ひ北の庄城にて自殺する時夫人を去らしめんとしたが聽かない途に三女を秀吉に送りて保護を托し夫人は勝家と共に自刃した。その長女は茶々と云ふ後に秀吉の側室となり秀頼を生み秀吉の寵愛を一身に鍾めた。二女は京極高次に嫁し、三女の阿江與は徳川家忠に配し家光忠長を生んだ。

○瀧川一益は信長に仕へて殊功あり大に重用せられたので秀吉の下風に立つことを喜ばない、秀吉に破らるゝや越前に流溼して客死した。

盛政は敦賀で土人の爲に捕へられて秀吉の陣に送られた。前田利家も北に逃れて府中城にあつたが秀吉之を降し、直ちに兵を進めて越前に入り二十三日北の庄を圍んで攻めた。二十四日勝家は夫人と共に自殺した。北越地方既に秀吉に抗する者なく、勢に乗じて加賀を定め能登、越中皆降る。上杉景勝も質を獻じて和を請うたので之を許し、前田利家を金澤に置いて北陸を鎮めしめた。五月二日信孝は尾張で自殺し瀧川一益は降を情うた。かくて秀吉は入京すると從四位下に敍し參議に任ぜられた。今や秀吉は前田玄以を京都の所司代となして事を行はしめた。號令明晰にして下民威服した。

天正十二年秀吉は始めて天下第一統の希望を起したのである。それには先づ根據地を定める必要があるので攝津の大坂を選んで堅固壯大な城を築いた。今や秀吉は三十餘國を服して無比の勢力を有したのであるが丹羽長秀、池田信輝、前田利家等は同列の士である、徳川家康は先君信長と對等の交際をした人で、しかも其勢は侮られない、織田信雄は主人筋である、秀吉はそこで丹羽、池田、前田の三人には待遇を厚うして下風に立たしめたが家康と信雄とはどうする事も出来ない上に家康は折が有つたらば秀吉と對抗せんとし信雄と接近して居たのでどうしても衝突は免がれない、そこで小牧山の戦が起つたのである。三月二十一日十二萬の兵を以て秀吉は大坂を發し家康と小牧山に對陣して戦はす秀吉の部將池田信輝は家康の本據三河を衝かん事を主張して出陣し四月八日長久手の戦となり信輝も森長可も戦死してしまつた。さうして小牧山のほうでは依然として戦はない、秀吉は五月一日一軍を率ゐて美濃に入り信雄に屬する諸城を攻めて頼りに之を陥れて大垣に陣し、家康も亦清洲にあり、信雄は伊勢の長

秀吉が急に信雄と和したのは紀州根來雜賀の一揆が四國の長曾我部元親と連合し共に大阪を襲はうとしたからである、

秀吉は家康を憚り先づ信雄と和し之を利用して家康と和したのであるが家康は之を察し秀吉と會見せず秀吉が家康の子を養なつたのは世間に對しては家康から人質を取つたといふ風にしたのである家康は之を知りながら態と之を承諾して謀を定めたのである家康は子を殺しても勢を支持せんとし秀吉は之を得たるを名として其面目を保たんとした信雄に至ては初から両者の道具に

島城に入つた。秀吉は一旦大阪に歸つたが八月十五日再び尾張に入りしが家康持久して出でず、依つて又もや大阪に歸つた。十一月六日三たび大阪を發し伊勢に入り信雄と講和を議して成る。秀吉は使、濱松の家康に送りて和し、其後家康の子於義丸を養うて子となし名を秀康と改めしむ。秀吉は四國を平け紀州を征し、佐々成政を服した後再び大舉して家康と信雄に臨まうといふ企望が有つたのであるがこの考は實行する事が出来なかつた。

天正十三年三月二十一日十萬の兵を以て紀州に向ひて之を平定し四月九日凱旋す。秀吉は元來卑賤であるから征夷大將軍となつて名實共に權力を其掌中に握らうとしたので、當時備後の鞆に流浪して居る前將軍義昭に説き秀吉を猶子として將軍職を讓らしめんとしたが義昭は承諾しなかつた。そこで秀吉と親しき右大臣今出川晴季の周旋で前關白近衛前久の假子となり七月十一日關白宣下があつた。藤原氏の嫡流でなくて關白となつた例はないので時人皆仰天して驚いた。以來秀吉は朝政にも關係し天下又敵なき有様となつた。九月秀吉は自ら豊臣といふ姓を選び朝廷許可を得て之を稱す。これより先五月には部下の將を四國に派し秀吉は和泉の岸和田城に在つて指揮し長曾我部元親を降して四國を平定した。かくて八月に入ると秀吉自ら佐々成政を征伐して之を降した。

天正十四年秀吉は家康を平和の間に屈服せしめんと苦心し、家康が正妻を喪つて居るのを利用し、他に嫁して居る自分の妹を離縁せしめて之を家康に配せんとした。家康は東に北條氏といふ大敵を控へて居るので、其女を氏直に嫁せしめて居る、その北條氏は徳川氏と聯合して秀吉に當らうとして居るの

利用せられたのであ
る。

○天正十三年秀吉は
五奉行を任命した即
ち前田玄以は京都所
司代として全權を委
任し、長束正家をし
て財政を司らしめ、
淺野長政、増田長盛
石田三成の三人を顧
問として大事を處理
せしめた。

○家康を初め三河武
士は秀吉の心を疑つ
て決して西上しなかつた然し秀吉は家康
を誘ひ出して殺さう
といふのならばとへ
母を犠牲にしても決
行したかも知れぬが
實はそんな野心はな
いのであつてたゞ家
康の上に立てばそれ
で満足したのであ
る。

である。然し家康は天下の形勢が秀吉に利であるのを見て取り秀吉の申込を承諾し後日に至つて大に雄
飛しようとして遠大な計畫を立てたのである。かくて五月十四日濱松で結婚式を挙げた。其後秀吉は母を瀆
松に送り家康の上坂を勧めたので十月二十六日家康は初めて秀吉と會した。之より秀吉は家康と共に入
洛し奏請して家康を正三位に叙した。斯して秀吉は事實上家康を屈服せしめたのである。十一月後陽
成天皇が御即位になると秀吉は太政大臣に任ぜられた。今や秀吉は天下の事自分の意の如くならぬ事は
なくなつたのである。

天正十五年此時九州では大友氏も龍造寺氏も皆秀吉に従ひたゞ島津氏だけ命を奉じなかつたので三月
一日秀吉は京都から出征し連戦連勝の結果島津義久は遂に降参し、七月十四日大阪に凱旋した。

天正十六年世は泰平となり三軍を叱咤し死生の間に馳驅した猛將は茶の湯を弄び詩歌管絃を弄する
様になつた。秀吉は此に於て延暦寺を再興し、方廣寺に大佛を造營し、聚樂邸を京都に築きて壯嚴華麗
を極め、四月十四日行幸を奏請し御滞在五日に及び或は北野に大茶湯の會を催した。

天正十八年今や秀吉が兵を用ひない所は關東と奥羽とだけである。北條氏政と其子氏直は天下の大勢
に明かならずして秀吉に反抗したので三月一日秀吉は十二萬の兵を率ゐて京都を出發し、直に小田原城
を圍み長圍持久の策を取り諸將各妻妾を陣中に招き秀吉も淀君を招いて遊戯に日を送つて居つた。遂
に氏直は秀吉に開城を申込む様になつたが、氏政は自殺を命ぜられた。氏直は高野山に入り、北條氏の領
土は家康に與へた。かくて秀吉は直ちに奥羽を巡視して處分を定め九月京都に凱旋した。之で天下は全

○秀吉は築樂行幸の御禮として帝室の御料を定め奉つた即ち

京中の銀地子五千五百三十兩を禁中御料となし、米地子八百石の内三百石は院御所五百石は六宮關白領とし、又近江高島郡にて入千石、諸門跡諸公家衆に贈與した。

○此時秀吉は織田信雄に三、遠、駿、甲斐を與へんとすると信雄は舊領に留ることとを望んだので秀吉は怒つて秋田に貶謫してしまつた。

○文祿元年は紀元二二五一年に當る。

○講和條件

一、明王の女を日本の后妃に迎ふる
こと

く平定したのである。

二、秀吉の外征 秀吉は天下泰平の中に靜かに老後を樂しむ事の出來ない人である、今度は海外に

我が國威を顯かさうといふ希望で明國征伐を思ひ立つた。

而して先づ朝鮮王をして先導としようと命ずると朝鮮王は承知しない、それでは先づ朝鮮から征せよ

といふ事となつた。秀吉は關白を養子の秀次に譲り肥前の名護屋に行きて全軍の指揮を取り、後陽成天皇の文祿元年宇喜多秀家を總大將とし全軍凡そ十六萬破竹の勢を以て諸城を破り尋いで京城を陥れ

しかば國王は北に走り、小西行長は平壤を取り加藤清正は咸鏡道に入りて二王子を擒にした。明國は祖

承訓を將として援軍を出したのを行長は破つたが、李如松には敗れた。小早川隆景は大に之を碧蹄館に

破つた。かくて明は沈惟敬をして和を講ぜしめたので行長は先づ休戰條約を結び明使來朝して秀吉に講

し講和條件七ヶ條を議定したので秀吉は外征軍に引上げを命じ守將を釜山に置いた。然るに明は一もそ

の條約を實行しないばかりでなく慶長元年明の使者が來朝して奉呈した國書の中に秀吉を封じて日本

國王となすといふ意があつたので和約は破れて再征となつた。

今度は小早川秀秋を總大將とした、この役にも大將を獲たけれど文祿の役に比べると振はない、慶長

三年八月秀吉は伏見城で薨去したので遺言により外征軍を引きあげ要領を得ないで終つた然し我國の武

威を海外に輝し國民進取の氣象を促したこと多く、國民の對外思想は倭寇時代よりも一層の進歩をし

たのであつた。

二、貿易の復舊
三、兩國の修好を變ぜざる爲彼我大官の誓約
四、八道を分割して四道を我にて領する
五、四道を彼に與ふる代りに王子及び大臣を質とする事
六、二王子を放還する
七、朝鮮の大官より誓詞を出すこと
○大関式目といふのが七十三ヶ條あるが眞偽は分らぬ且つこれは法律ではなくて寧ろ日常生活に於て諸人の注意すべき要件を列擧したものに過ぎないのである
○大判は其重量と形状の大小は製作の年代に因て差があるが大抵縦五寸横三寸重

三、秀吉の政治

文祿三四年の頃諸大名の中重望ある徳川家康・前田利家・宇喜多秀家・毛利輝元・上杉景勝(初めは小杉景勝)の五人を大老となし五奉行の上に置き大事を議せしめた。又田制の政理を行つたことは著大の事業である。古來三百六十歩を以て一段としたのであるが、田尺整理のため三百歩を一段に改め檢田使を發し五畿七道の田を丈量せしめ、歷代田籍詐偽の宿弊を正し此の結果全國の田高が一千八百二十五萬〇四百七十七石一斗五升となり田租に上田・中田・下田の別あるも其收入を三分して二分を公收し人民は其一を得る事とした。又從來久しく打絶えた貨幣鑄造をなし大判・小判・丁銀などを鑄た。

第二期 徳川幕府

第一 徳川家康

一、家康の興起 徳川氏は新田義重の子孫であつて代々三河に居つた。六歳の時から今川氏に質として二十歳まで束縛せられ永祿四年信長と和し二十九歳にして三河・遠江を平定して濱松に移り、小牧山の戦で秀吉を惱まし四十五歳の時上京して秀吉と和し四十九歳北條氏の舊地を受けて關東の主となり五十七歳の時秀吉薨す。此時秀頼八歳。家康は江戸を居城と定めた。秀吉の遺命により前田利家は大阪に在て秀頼を輔佐し、家康は伏見に在て政を行つたが間もなく利家死し、家康の威名獨り盛となつた。

二、關ヶ原の戦 石田三成は秀吉に信任せられて居たが、家康の權勢を忌み且つ豊臣氏の爲に不利

慶長四十九年前後はある秀吉は天正十六年に歸たので之を天正大判と云ひ慶長六年家康之を改鑄して慶長大判といふ十兩に通用して居た。小判も金貨の一種で大判に對して判金の小さいものないふ銀で鑄たこともある大抵縦二寸二分横一寸二分重量四匁二分内外で其種類は澤山ある。一兩として通用した丁銀は銀貨である丁さいふ字は錢に作るべきみ挺に作り又丁に略したのである大抵四十三匁内外で十兩を一挺とした其種類多し。

○すべて金銀貨の計り方は兩、分、朱の別がある兩は斤の十六分の一分は兩の四分の一朱は兩の二十四

であると思つたので之を除かんと計り毛利輝元・宇喜多秀家・小西行長・長束正家等と結び、又會津の上杉景勝と遙に通じ、先づ景勝をして兵を擧げさせた。家康は自ら將として東國に向ふや三成乃ち秀頼を奉じて西國諸大名の兵十三萬人を集め先づ伏見城を陥れ進みて美濃に至る。家康之を聞き長子秀康を留めて景勝に當らせ直に西に向つて關ヶ原に會戰す。東軍凡そ七萬五千、戰酣にして東軍の勢稍危急の折から小早川秀秋等西軍に背いて東軍に内應したので遂に家康の勝利に歸した。三成以下或は死し或は殺され或は降り以來政權家康に歸し、秀頼に攝河・泉の三國を與へて、豊臣氏はたゞ一大名となつてしまつた。時に慶長五年九月である。

三、江戸幕府の創立と其特色 家康が征夷大將軍に任ぜられたのは慶長八年であるが、幕府の創立は實際上秀吉薨去の日即ち慶長三年である。秀吉の死後は何人も家康を凌ぐ者はなかつたからである。江戸幕府の特色は花より團子といふ主義で名を後にし實を採るを主とした事である。後段に説明する老とか老中とか或は若年寄などいふ幕府の職制も始めからかゝる名稱をつけたのではなかつた。大老も老中も云はゞ徳川内閣の大員である。この重要な職掌に對して何とも名をつけなかつたとは實に無頼着な一例である。

四、家康と豊臣氏 家康が將軍宣下を蒙つたので大阪一派の者は大に驚いた今までは家康を非常に信用し秀頼の成人するまで家康が代つて天下の政務を執るのであるとばかり思つて居たのに今や將軍となつたので急に朝廷に奏請して秀頼を内大臣にして貰つた。つまり家康から家來扱ひにされるのを避け

分の一で共に斤兩の名であるのを其の値の名としたのである。朱は後に十六分の一即ち分の四分の一となつた此外に西さいふのがある鏡の西より起つたもので即ち四貫文を一兩とした舊制により一分を百匹とした。

(秀吉の遺命に政務を秀頼を家康、利家、輝元、秀家に托したのであるが、此時から他の三人は皆家康を重んじて其裁決を請ひ事實に於ては家康が一人で政務を爲すと同様であつた。(戦國時代の婚姻は人質の意味、懇親の機關、先方の情況偵察の便利、陽に懇親を表して他日苦情の種をつくる、さいふ

る手段である。家康はこの形勢を見て豊臣氏の激昂を緩めようと思ひ、かねて秀吉の遺命であつた孫の千姫を秀頼に嫁す事を實現し慶長八年俄に大阪城に入興せしめたので大阪方は果して大喜びであつて家康に對する疑心も少しは晴れたのである。

五、朝鮮と家康

家康が心中に非常に心配したのは豊臣氏でもなく諸侯でもない朝鮮と明國とである昔の元寇の時の様に逆寄せをせられては大變だと心配したのである。それで對馬の宗義智に命じて講和の申込をさせたのである。この交渉は却々困難であつたが豊臣氏が後に滅亡すると朝鮮は之を徳とし元和三年に至り始めて朝鮮信使の來聘を見るに至つた。従つて幕府が之を待遇する方法も厚遇を極めたものであつた。家康は講和が緒に就くと上奏して秀忠に將軍職を讓つた(慶長十二年)さうして駿府に隠退し大御所と稱した然し朝鮮との和議が成立して信使の來朝した時、豊臣氏が大阪で威張つて居つては誠に都合が悪い、いよゝゝ家康の眞意である豊臣滅亡を實現する必要が起つた。大阪では秀頼に早く關白宣下を受けさせて將軍の上位に置かうといふ目的で奏請して右大臣に昇進した、それで家康は奏請して今後武家の官位は悉く幕府の奏薦でなければ任叙のない様にといふ事にしたので大阪では秀頼を關白とする希望も絶えてしまつた。

六、豊臣氏の滅亡

大阪の片桐且元は家康も既に老齡であるから其死後を待つて大に事を爲さうと自重して居たが淀君などはかゝる深慮遠謀がない、大阪領の土地は全く幕府の制裁を受けしめずして獨立國の有様であつたので家康は次第に高壓的の方針を取りだした。此時秀頼が修築した京都方廣寺の大

意味を含んで居る秀吉以前の二つの意であつて家康が承知したの後は後の二つの意である、何となれば此時秀頼十一歳姫は僅に七歳に過ぎなかつたからである。

○宗氏は征韓以來彼地との通商が止みし爲、上下一般に非常に困つて居たから家康の命令を非常に喜び非常な骨を折つた。

○家康は大阪の財力を滅殺する手段として秀吉の誘替した社寺の修繕に勤め以て秀吉の冥福を祈り一け秀頼の名を萬世に傳ふべき旨を以てしたので淀君は靡くもこの計にのせられ社寺の修造に多大な金

佛が落成したので勅許を得て慶長十九年八月十五日を期し供養法會を執行する事となると、其期になつて家康は急使を派し、鐘の銘文に家康を呪うた句があると云ひ立てた。片桐且元は誠意を盡して辯解し其結果淀君を江戸に移住せしめよとの事を傳へられた大阪城では非常に激昂し且元の心事を疑ひ遂に之を追放し、淀君は大野治長と謀り慶長十九年十月兵を擧ぐ、然るに來集した者は眞田幸村・木村重成等の浪士ばかりで諸大名に至ては一人も來なかつた。家康は秀忠と共に大軍を率ゐて來り攻めたが城が堅固な爲に容易に屈せず、終に和睦し外壘を撤し總濠を埋める事を約して落着した。然るに東軍は約に背いて二の丸の濠まで埋めたので紛議起り翌元和元年五月再び開戦し大阪の諸將皆戦死し、定宿も秀頼も自殺した。これを大阪夏の陣と云ふ。秀頼時に年二十三、秀吉の死後十七年で豊臣氏は全く滅亡し家康は目的を達したのである。

第二 徳川氏の法制

一、幕府の組織 將軍の下に大老・老中・若年寄を置く、大老はいつでも置くといふのではない、老中は將軍を輔けて政務を總べ特に朝廷及び大名に關する事を掌り、若年寄は老中を助けて政務に參與し、旗本の武士即ち徳川家の家人を統べ別に寺社を掌る寺社奉行、財政を掌る勘定奉行、市政警察を掌る江戸町奉行の三奉行を置き、諸大名を監察する大目付、諸士を監察する目付あり。地方には京都に所司代をおきて禁裏及び近畿のことを掌らしめ、二條・大阪・駿府とは城代と町奉行を置き、長崎・山田・

銀を費したのである

○大阪陣の原因は家康の苦肉の計が成功したためである即ち片桐且元を疑はしめて之を退去せしめ同時に大阪方から兵を擧げる様に仕向けたのである。

大老 譜代大名十萬石以上の者を任じ萬機に關與し苟も大老が可否した事について將軍は離之を變更することば出来ない、但し將軍に大老を罷免して自分の意見を行ふ事は出来る、今の總理大臣以上の特權を有したものである。

老中 ば定員五名三萬千石以上の譜代大名に限る。五名の中財務を司る者一人を置き之を勝手掛と云ひ之を首座とす今の總理大臣に當る。

奈良等の要地に奉行を置き、幕府直轄の地には郡代・代官を置いた。

若年寄

は三名乃至五名、これも譜代大名に限る、將軍に直隸して老中支配以外の諸役人を支配す。

大目附

は老中の支配を受け、四名乃至五名。**目附** は若年寄の支配を受けて十數名あり。**所司代** に室町時代から置いた職で侍所の所司の代官をいふのである、京都所司代に江戸幕府から始まる、京都町奉行及び伏見奈良の兩奉行を管理し、訴訟社寺の事を總掌するが眼目は禁中守衛でつまり朝廷に對する大目附である三萬石以上の譜代大名を以て任じ最も要職である。

大坂城代

は豊臣滅亡後に設けたもの、關西の治亂を察し、防

松警備を掌り大阪町奉行及堺奉行を管す。

奉行

は町奉行の小さいものであつて市政津港を監護し訴訟を裁決す。**郡代** はもろ郡邑の代官といふ意にて守護代の別名であつたが後に變じて幕府から任命せられて直轄地を支配する者を稱する事となり大代官ともいふ室町時代から有つた、民政を掌る職である。郡代も**代官** も職掌は全く同様であつて、其管する區域の廣大なもの、須要なる形勢の地に在るもの、大諸侯の附近にあるものなど郡代と稱し、其他は代官と稱したのである。普通支配地十萬石以上は郡代とし、以下は代官とした。郡代は一名奉行とも云つた。

二、武家諸法度

諸大名の遵奉すべき憲法であつて元和元年七月秀忠の時に發布した、林信勝と金地院崇傳の立案で一般に元和令といつて居る、其後七代の家繼と十五代の慶喜を除く外歴代の將軍は就職の初に諸大名を召集して之を頒布するのを例とした。但し多少は訂正をした事もある。これは十三ヶ條ある其要領を記すと。

一、文武弓馬の道専ら相嗜むべき事

二、群飲供遊を罰すべきこと

三、法度に背く輩は國々に隠し

武家諸法度は林信勝と金地院崇傳の立案である。

(この第一條は全く形式であつた諸侯の中まじめに此法度を守り武事を勵んだ者は幕府から嫌疑を受け中には封土を沒收せられたものもある近くは水戸の徳川家が嫌疑を受けたのも武事の獎勵が原因であつた、故に幕府は表面では武事を獎勵しながら裏面ではこれを抑制したのである。

(慶長十二年宮中女官と公家衆と踐行ありし者男女十餘人を悉く流刑に處し其首たる猪熊左少將を死刑にしたので以來公家衆に大に幕府を畏

置くべからざる事 四、國々大小名竝に諸給人各士卒を相拘はし叛逆をなす人を殺害するを告ぐる者あらば速に追出すべき事 五、自今以後國人の外他國の者を交ぜ置くべからざる事 六、諸國居城は修補たりと雖必ず言上すべし況や新儀の構營は堅く停止せしむべき事 七、隣國に於て新儀を企て徒黨を結ぶ者あらば早く言上致すべき事 八、私に婚姻を結ぶべからざる事 九、諸大名參觀作法の事 一〇、衣装の品混雜すべからざる事 一一、雜人恣に乗輿すべからざる事 一二、諸國詣侍

儉約を用ひらるべき事 一三、國主は政務の器用を選びべき事

三、朝廷に對する政策 家康は秀吉が朝廷より大に御信任を受けて其關係が極めて親密であつたのを見て大に運動して秀忠の女を東宮(後水尾天皇)の女御に供せん事を望み遂に目的を達し、前權大納言日野輝資を駿府に呼下して顧問とし公家衆法度五條及び禁中竝び公家衆諸法度十七條を出して抑壓的手段を取つた。

四、山寺制度 家康は佛教に對しても綿密なる制度を發布した、元和元年諸寺に通じて僧家諸法度を定む其外淨土宗諸法度・五山十刹諸法度・大徳寺諸法度・永平寺諸法度・眞言宗諸法度・妙心寺諸法度・高野衆徒諸法度等は皆元和元年に制定したのである。本願寺を東西に分けて相抑制せしめる策を施したのも家康である。天下に令して其歸依する宗旨を一定させたのは家光の時であつてこれはキリスト教嚴禁の結果である。又社寺をして庶民の戸籍を堂司せしめたのは後代の制度であるが、其本源は皆家康の寺院制度に在るのである。

信するに至れり。

○徳川氏は三河以來淨土宗信者である。

○京都五山に南禪寺天龍寺、相國寺、東福寺、萬壽寺なり。鎌倉五山に建長寺、圓覺寺、壽福寺、淨知寺、淨妙寺なり。十刹は五山に次ぐべき寺格にて京都にも鎌倉にも各十ヶ寺あり。

○徳川一家の家憲ともいふべき家康百箇條といふのがある子孫を教へる遺訓である。これは公表しなかつた、別に徳川百箇條といふのがあるがそれは徳川氏の刑律を編纂したもので松平定信の手になつた。

五、公武法制

以上記述した法度の中、武家・公家・僧家の三つを三法度と稱すついで公武法制應勅十條を發布す、即ち天皇の勅を奉じて朝權の由來を説き朝廷と幕府との關係を明にしたものである。先づ第一に日本の君主は天皇であるを明かに認め三種神寶を尊重し伊勢神宮を經營し、次に關東將軍は天皇の委任に依り奏聞を経ないで政治を行ひ四海亂れし時は自ら其實に任すべきものなる事を誓ひ、關白の職權を以て親王攝家以下を支配する事を定め朝臣は全く政事の外に措きて傳奏・朝禮・故實を修めしめ、又諸侯の參朝を禁じて武家と朝廷との直接の交通を絶ち公家と武家との縁組は將軍の許可を受けしめ、又爵位は必ず將軍の奏薦又は經由を要する事とした。

六、幕府と諸大名

家康は關ヶ原の戰が濟むと諸大名の配置をかへ、親藩譜代外様を相交へて互に相制せしめ近畿・關東の要地には親藩と譜代大名とを置き外様大名は大抵僻遠の地に移した。親藩は徳川氏の一門であるが、中にも尾張の義直・紀伊の頼宣・水戸の頼房を御三家と云ひ最も重んじ、譜代大名は三河以來の家臣、外様は新に徳川氏に従つたものである。親藩には多くの領地を與へて要地に封じ、譜代の領地は大抵少ないが幕府の重職に任じ外様は領地は多いが幕府には關係させない方針であつた。又家康は諸大名を抑制する手段として參覲交代の制を定め諸大名は一定の時期に江戸に居住し又は本國に歸住する前者を參覲といひ後者を交代といふ、さうして大名は妻子はいつも江戸に居らしめた。これは人質の意である。

第三 三代將軍家光

ものである混同すべからず。

(大名といふ稱 王朝時代には名田即ち私田の一種を多く領有したる者なれば武家時代には多大の地を領有せる者を云ひ江戸時代には幕府に直隸せる萬石以上の土地を領したる者を云つた固より通稱であつて制度上に於ける稱呼ではない諸侯といふの同じことである。

(家光の乳母春日局は珍しい女丈夫でよく家光を補導教育した從つて家光時代に春日局の勢力は著しいものであつた。

(天主教を信じた大名の中、大友氏有馬氏などは天正年間

一、家光の襲職 元和九年秀忠は其子家光に將軍職を譲つた。家光時代が徳川幕府二百六十餘年の間の最も盛な時である。家光が就職すると外様大名を招集して云ふには我が祖家康と秀忠はもと諸君と同列であつて後に將軍となつたのであるから特に禮を加へて譜代大名と同様にしなかつた然し自分を生れながらにして將軍たる資格を有して居たのであるから今後諸君を譜代同様に待遇する、これを不可とする者は三年の暇を與へるから去就を決せよと云つたけれども諸侯一人として命に背く者はない、以來徳川幕府の權勢は大に定まつたのである。

二、外海渡航をキリスト教の禁制

家康は海外との通商を奨励したので邦人は盛に貿易をなし中には太平洋を横斷してノバ、イスパニア即ち今のメキシコに赴いた者もあつた。當時この海外渡航の船には幕府の朱印のある免許狀を得て居たので、これを御朱印船と云つた又海外に行つて大に武功を立てた者もある。暹羅に行つて成功した山田長政、臺灣で和蘭人を懲した濱田彌兵衛等である。天主教は盛に行はれて居たが秀吉の時には宣教師等が民心を收めて領土擴張の手段とするといふ噂があつたので斷然之を禁じ家康も亦其方針であつた。家康は海外と通商貿易は盛に行ひたいが天主教は信じさせないものであつた。然るに家光は到底この希望は達せられないと思つたので天主教を嚴禁すると同時に外渡航をも禁じてしまつたのである。

使をローマに遣した
又慶長十八年に伊達
政宗が其臣支倉六右
衛門を羅馬に遣し前
後八年を費して歸朝
した。

○當時島原の領主た
る松倉勝家江戸に
參觀中であつて留守
居の家臣等之を制
する事が出来ないの
で九州の諸藩に援兵
を求めた然るに武家
諸法度に隣國何様の
異變ありとも御下知
なきに人数を出すべ
からずといふ簡條が
あるので出兵するこ
とが出来ないその中
に叛徒の方では著々
と戰備をしたのであ
る。

○出島はたゞ一の橋
を以て陸地と接し四
方に番所あり表門に

三、島原の亂

家光時代の最大事變は島原一揆である。初め小西行長は肥後を領し深く天主教を信じて居る。行長が關ヶ原の戰で失敗すると其遺臣等大に徳川氏を怨み、又天主教を嚴禁せられてますます不平となり、益田時貞を首領として肥前本草に亂を起した。集まる者三萬五千人、其一部は島原に渡り原城に據る（寛永十四年十月）。十一月に入つて此報が大坂に達すると城代阿部正次は獨斷を以て、九州諸大名に警備を命じて置いて江戸に申告した。幕府ではこの騒亂を輕視し板倉重昌に命じ九州諸藩の兵を督して鎮定させたのであるが漸く其形勢の容易でない事を知り、更に老中松平信綱をして兵を督せしむ重昌は度々城を攻撃したが賊の勢が盛でいつも失敗であつた今や信綱が來ると聞いて大に恥ぢ十五年正月一日總攻撃を始め流丸に中つて戰死を遂げた、家光は九州全藩主に出兵を命じて信綱の指揮を受けしめ、上下共に大狼狽の體であつた。信綱は賊の糧道を絶ち城を包圍して戰はなかつた。果して城中食盡き大に急迫したのを知つた信綱は二月の末に總攻撃を始めて城を陥れ時貞以下大抵之を斬殺又は燒殺せしめたのである。

四、鎖國政策の由來

前にも述べた通り家康以來貿易には熱心であつたが、家光は内政の整理に熱心であつたので、外國と事件を開く如き事があつては國內の動搖を來し幕府の基礎を危くするものであるから、むしろ消極的の政策を立て、内外の交通を絶ち天主教を嚴禁する事となり寛永十年に御朱印船を除く外邦人の海外渡航を禁じ又外國に居住して居る邦人の入國をも止め同十三年には御朱印船をも禁じてしまつた。然し長崎港内に島を築き葡萄牙の商人をこゝに居住せしめ天主教の傳播を取締つた島

は門番衛士があつて出入を檢査し居住外人も一年何回も數々定めて長崎の散歩を許すに過ぎなかつた總坪數約四千坪。

○宗門改めは又宗旨人別改めともいふ耶蘇教徒の禍は佛教の幸となり全國民必ず佛教の宗に歸依する事となり此寺を且那寺又は宗門寺といふ此寺から寺手形及び宗旨手形を出して改宗の證とした島屋の亂後宗門改帳を作つて宗旨を明にしたこれは信徒の族籍生死嫁娶を記したもので實に當時の戶籍簿であつた。踏繪は耶蘇の肖像を土足にて踏ませるのである。

原の亂後は益々天主教の禁を嚴にし、支那人と和蘭人の外は渡來を禁じ出島に於てのみ居住を許した天主教の取締方法として全國上下の人をして悉く佛教を信ぜしめ宗門改めを行ひ疑はしい者は踏繪に依つて信否を正した。斯て我國と西洋人との交通は殆ど絶え海外の事情はたゞ和蘭人の手に依て知るのみとなり、通商貿易は殆ど廢絶してしまひ、之から嘉永六年まで凡そ二百二十年の間は鎖國の有様となり世界の進運に後れる事となつた。然し又一面には此間に國內の文運は自然の發達を進め日本國民の文明が圓熟の域に達したのである。

○當時和蘭は毎年一回の貿易船の入港を許し、支那人は市内から唐人屋敷に移し毎年三回入港を許したに過ぎなかつた。

○明人の歸化 當時支那では清朝が新に起つて明朝は亡びたのでその遺臣の中には恢復を計り日本の出兵を願つたけれど幕府は許さなかつた中にも鄭成功は明人鄭芝龍の子で母に我が平戸の人であつたが戰敗れて後、臺灣に據り其の孫の時に終に清國に併せられた。又黃髮派を傳へた僧隱元及び水戸光國が仰いで師とした朱舜水等皆明の遺民である。

第四 文教の振興

一、四代家綱 慶安四年家光薨じ其子家綱十歳で職を襲ぎ家光の弟會津侯保科正之が大老井伊直孝と共に之を輔佐し酒井忠勝・松平信綱・阿部忠秋等前代の良臣が老中となつて居たので國內よく治まり加賀の前田利常は常に鼻毛を延して痴愚を裝ひ、伊達正宗は木刀を佩びて殿中に醉倒し以て嫌疑を避

○由井正雪は江戸に出で軍學を教授し大に名聲を博し大名の中にも門人ありしため多數の浪士を養へり然るに世は泰平となりて浪士等け身の振方に窮し又人心漸く幕府を離れんとすさ歸定し若し舉兵せば天下必ず呼應するものあるべしと思つて企てた野心であつた。

○孔子の廟は初め尾張大納言義直が林信勝の忍ヶ岡に建てたのであつたが狹隘であつた上に佛寺と接近してゐたので綱吉が改築したのである。

○家康は戦國の間には生長しながら深く學問の必要を認め藤原

ける状態であつた。然るに駿河の浪士由井正雪は江戸の人丸橋忠彌と密に亂を謀り正雪は久能山に據り忠彌は江戸城を襲ひ東西同時に起らうとしたが事顯はれて平定されたが大に幕府を驚かしたのであつた。家綱は多病で政治を省みない良臣も大抵世を去つて後には大老酒井忠清政權を専らにし幕府の紀綱はやも弛み始めたのである。

二、五代綱吉

延寶八年家綱病むや其の弟綱吉が上野館林に封せられて居たのを急に養子となし職を襲がせた。綱吉は酒井忠清の大老職を免じ堀田正俊をして之に代らしめ大に前代の弊政を改め又大に學問を奨励した、正俊の政治は嚴峻に過ぎたので後には綱吉も之を忌み上下一般から怨まれたので貞享元年八月若年寄稻葉正休の爲に殿中で刺し殺されてしまつた。

三、文學の奨励と學者の輩出

綱吉は元祿四年に本郷湯島に孔子の廟を建て官祀となし親ら大殿の三字を額に書し其地を昌平阪と名づけ祭田千石を寄附して春秋二回の釋奠に供した。又列藩に獻納せしめて廟側に學校を設け後これを昌平校といふ幕府及び諸藩の士の才藝ある者をして留學せしめ、林信篤を大學頭として教授せしめたので文教大に振起し諸大名も競うて學者を聘し學問を奨励した中にも水戸の光圀は尊王の志あつく史館を開いて大日本史を編纂し國學をすゝめて國體を明かにした。従つてこの時代には有名な學者が輩出した。以前家光の時代には近江に中江藤樹出で學問篤行を以て大にその地方の人を感化し近江聖人と云はれ、其の門人熊澤蕃山は政治の才に富み備前侯池田光政に仕へて功があつた。この頃京都に伊藤仁齋及び其子東涯あり、江戸には狄生徂徠あり又木下順庵の門下から新

僧侶及び其門人林道春をして書を講ぜしめ且廣く遺書を求めて之を出版した、道春は又羅山ともいふ。

○大日本史は三百九十七卷二百二十六冊別に附録五冊あり神武天皇より後小松天皇に至る間の史實を紀傳體に編述したるものなり明暦三年初めて著手し明治三十九年に至りて全く成る。

○貨幣の改鑄は金には銀銅を混鑄し、銀には銅錫を混鑄すること以前の倍量である爲に五百萬圓を得た此時改鑄したので元祿金又は元字金といふ。
○綱吉は益々吉保を

井白石(君美)室鳩巢(直清)等が出た。國學者では先づ僧契仲出で古語を明かにし京都の荷田春滿これをつぎ北村季吟は國文の普及にとめ、淨瑠璃文では近松門左衛門、俳諧では松尾芭蕉が有名である。又筑前の貝原益軒は平易なる文章を以て世人を教訓し大に世道人心を裨益した。

第五 元祿時代

一、綱吉の弊政 綱吉は中年以後柳澤吉保を任用して政治を一任し常に遊宴に耽つてゐたので紀綱再びゆるみ、風俗も大に亂れてしまつた。綱吉は嗣子のないのを憂へ僧侶の言を信じて生類憐れみの令を出して殺生を禁じ自分が戊の年の出生なので、犬を保護せしめ犬小屋を造つて數萬頭を養つたので世人綱吉を犬公方と呼んだ。この頃又大火・地震などの變災が打續き爲に幕府の財政は困難となつたので度々貨幣を改鑄して一時の急を救つたが却つて不信用を招き爲に物價は騰貴し下民は困窮を極め財政は益々紊亂した。

二、元祿風 當時太平打續きて勤儉尙武の風すたれ、上下共に奢侈に流れ遊興を好むの風となり、能樂・芝居・淨瑠璃等の遊戲盛にして、衣服・調度も華美を極め世に元祿風といつて居る。然し文學や美術工藝は大に進歩したのである。

三、美術工藝 繪畫は寛永の頃狩野探幽・土佐光起出で、各々その流派を中興せしが元祿の頃は英一蝶・尾形光琳等それ、新派を興した。光琳は蒔繪にも巧みであつて本阿彌光悅と併び稱せられて居

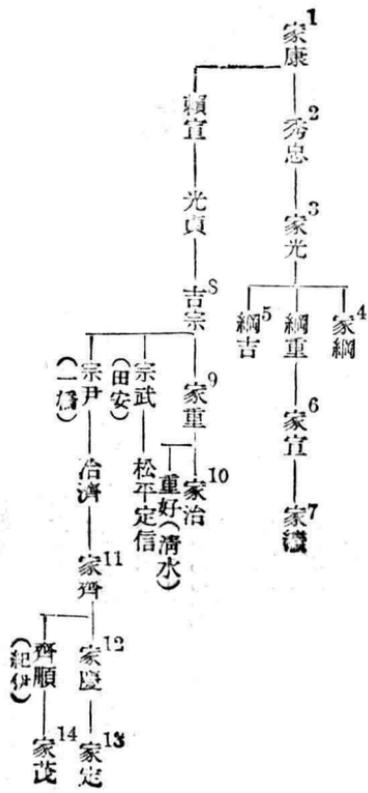
館し之に百萬石を加増せんと約て將軍の夫人近衛氏内嬖の爲に徳川氏百年の儉業を空うせんことを憂へ老中井伊直興と謀り百萬石の命を發するの前後將軍を刺殺し己も亦自刃す、時に寶永六年正月十日元祿十五年十二月赤穂義士の一件があつた。

○交通の發達 前に角倉了以は富士川等を開鑿して交通の發達を圖つた、此の頃江戸の市區は改正せられ、玉川清右衛門は玉川の上水を江戸に引き、河村瑞賢は沿海の運漕業を盛にし、大阪と奥羽との連絡も開けて、江戸は年々共に進めり。○新井白石は家宣が

る。又菱川師宣は岩佐又兵衛の後をうけて浮世繪を傳へた。

第六 幕府の中興

一、新井白石 綱吉死して其甥家宣甲府より入つて將軍となり、新井白石を任用して大に前代の弊政を改革し、先元祿の票貨幣を改鑄し、又貿易に關する制度を改めて金銀貨の外國に流出するを防ぎ朝鮮の使節に對する優遇の過たるを改めた又當時の親王家は僅に伏見・京極・有栖川の御三家に過ぎなかつたので白石は皇統の絶ゆることが有つては一大事であると思ひその建議によりて家宣之を中御門天皇に奏請し皇弟直仁親王を立て、閑院宮を起し奉つた。



また甲府に居つた時召されてその師と成り家宣の江戸に入るや又之に従つて幕府に入り政治の顧問となつた。吉宗が將軍さなるに退隱し専ら著述に業とした従つて著書は百餘種あり藩論譜、讀史餘論、折焚柴の記、西洋圖説、采覽異言等有名なり。

○吉宗は學問や教育にも力を用ひたが、新井君英とは方針を異にし専ら實學を獎勵した。即ち室鳩巢に命じて六諭衍義の大意を書かせて刊行し兒童に教へて教育の普及を計り洋書も宗教の關係のないものは讀むことを許し卑近の醫書を出版して

二、八代將軍吉宗

吉宗は徳川幕府中興の英主である。就職後勤儉尙武を獎勵して士氣を養成し、又室鳩巢を用ひて政治の顧問とし種々の改革を行つた。先貨幣を改鑄してほど慶長の昔に復し參觀交代の年限を短くして隔年とし在府年月を縮め、又諸大名に上げ米を上らしめて府庫の窮乏を補ひ、又足高の制度を作つて人才登用の道を開いた。(幕府舊來の例は固より封祿ある者を以て政務に任じたので封祿の少な加増する時は永く其家格を高くするので他家の不平を招く恐があつた、夫で吉宗は家祿と職祿とを分離し、以て人才も自由に登用する事にしたのは美事であつた。職祿はこれを足高と云ひ職をやめると庶祿に復するのである)又公事方定書を制定して裁判の據る所を明かにし目安箱を設けて人民の投書を受け冤罪を受くることのない様にした。當時の江戸町奉行大岡忠相は名奉行として有名であつた。

三、殖産興業

吉宗は産業にも心を用ひ砂糖の輸入を防ぐ爲に甘蔗を諸國に植ゑしめ、又青木文藏(昆陽又敦)をして甘藷の栽培法を記さしめて之を諸國に分ち以て凶荒に備へしめ其他相模・薩摩の煙草兩野の織物、上野・信濃奥羽の繭絲・阿波の藍・紀伊の蜜柑・土佐の饅頭、四國・中國の製鹽等の諸國の物産も皆この頃から盛となつた。

第七 露人の來航より明治戊辰の役まで

一、露西亞人の來航 露西亞は既にシベリア全土を併せて次第に東方に進み、家齊將軍の時代には勘察加半島を経て遂に千島を略し、國後島に到達した。幕府は山口鐵五郎等に命じて蝦夷地を巡視せしめ、大石逸平・最上徳内等之に隨行したが、徳内は獨り國後島から樺提島に渡り、在留の露人を逐ひ、

世にひろめ青木文藏
をして蘭學を學ばし
め其他天文曆學の研
究をなし日本全圖を
作りしめた。

○上げ米は萬石以上
の諸侯にその石高の
百分の一づゝを幕府
に上らしむこの制を
十年行つて府庫充實
したので之を廢し又
參覲交代の年限をも
さの如くにした。

○露國は我が室町時
代の中世に起つた國
であるが、次第に領
土を廣め、十七世紀
の中頃には黒龍江の
上流に達して清國と
境を争ひ、有名なる
ペートル大帝の時に
は勒察加半島をも略
し、太平洋の沿岸に
其勢力を張らうとし
て居つた。

得撫島にも行つた。寛政四年になると、露國の使節ラツクスマンが根室に来て通商を請うた。幕府は此に於て大に驚いて、露使に對しては外國使節の應接は長崎に限る事を諭して歸らしめ、以來俄に海防の用意にかゝり、松平定信は自から相模・安房等の沿海を巡視し、諸大名にも海岸防禦の事を命じ、蝦夷に松前奉行を置いて露人の侵略に備へなとして居つた。

二、北邊の探險と測量 此頃の蝦夷島即ち今の北海道は松前氏の領地であつたが、その領土は現今の渡島の半分もなかつた。其後露人は續々と來つて得撫や擇捉には永住の準備をしたので、幕府は益々北方の急を感じ、寛政十年近藤重藏(守重)・間宮林藏等を派遣して探險せしめた。重藏は擇捉に渡りて露人を追ひ、露人の標木を抜き捨て、「大日本惠土呂府」と書いた標木を建てた。林藏は樺太島を探險し遂に海を超えて大陸に渡り黒龍江を溯つて歸つた。又幕府は伊能忠敬をして蝦夷其他の諸地方を測量せしめたが、忠敬は十八年かゝつて日本輿地實測圖を完成した、又幕府は堀田仁助に命じし江戸三根室との間に直航路を開かしめ、又高田屋嘉兵衛に命じて擇捉に漁業場を開かしめた、かくの如くにして蝦夷地の拓殖は漸くその緒を開いたのである。

三、露人との交渉 文化元年露國は更にレザノフを長崎に派遣し、再び通商を求めた。幕府は之を許さないうて退去を勧めたので、レザノフは要領を得ないで長崎を去り、歸途勒察加に寄り、國人を煽動して樺太と擇捉の我が漁業番屋や守兵を襲はしめた。其後利尻島にも國後島にも來襲し高田屋嘉兵衛を捕へて勒察加に去つたが、二年の後之を返して、先に利尻島で日本の守兵に捕へられた露の船長等の返

の之より先林子平は我が北邊に露人の來らん事を豫想し、海國兵談を著して海防の急なる事を説いた然るに幕府は治安に妨害あるものごなしてその書を燒き、子平を罪した然し間もなく果して露人は北海道に來たのである子平の歌に「親もなし妻なし子なし版木なし金もなければ死にたくもなし」といふのがある。

○文化八年五月廿七日露艦ヤナーナ號は國後島ケムライ崎に來り上陸して酒米を購つた當時此處には南部津輕の兵士が居つたが遂に其船長以下八名を捕へた之をヤナーナ號拿捕事件と云ふ。

還を求めたので之を許した。其後露人は來らなかつたが、樺太には盛に移住して居つた。然し幕府は之を追はなで捨て、置いたのである。此頃から海防論は盛に起り、幕府は和蘭から軍艦や鐵砲を求め、又高島四郎太夫(秋帆)や江川太郎左衛門坦庵をして、砲術を練習せしめ、兵器を造らしめた。諸侯の中でも水戸の徳川齊昭や、薩摩の島津齊彬等は、大砲を鑄造し海防の策を講じて居つた。

四、英船の來航

和蘭は日本に對しては貿易事業を獨占して居つたのであるが、當時印度の經營漸く其基礎を完成した英國は、日本との通交を舊に復したいといふ希望があるので、和蘭が邪魔になつて仕方がない。恰も文化五年の頃西歐の天地はナポレオンの爲に一大動亂の地と化し、和蘭は暫く獨立の地位を失ひ、佛國の一屬邦として存在して、其餘波は遠く東洋に及び、佛國は東洋に於ける和蘭の殖民地をも併呑したのである。そこで佛國の敵手である英國は一は和蘭に報い、一は佛國と争ふ爲に、文化五年英の水師提督ドルリーは和蘭商船捕獲の目的を以て暫らく日本近海を遊弋し、遂に八月十八日和蘭國旗を掲げて長崎の港外に到着した、長崎在留の和蘭の官吏は二名の部下をして長崎奉行の屬吏と共に其船に赴かしめると、英人は直に蘭人を囚禁し我が屬吏は驚いて逃げて歸つた。當時の長崎奉行松平康英は此の報に接して大に驚き、直に蘭人を奪ひ返す爲に、當時長崎警備の任に當つて居つた佐賀藩の兵を出して英艦を攻めんと計つたが、英人は上陸して和蘭の商館を襲ひ薪水を取つて去つてしまつた。廣英大に憤慨し、自殺して其罪を謝した。以來英船は頗る頻繁に我が近海に出沒するので、幕府には攘夷論大に起り、遂に文政八年二月外國船擊攘の令を發した。

○長崎奉行松平康英は武藏河越の藩主であつて本性は松井氏である。英船の長崎に入りて蘭人を捕ふるや、守兵である佐賀の藩兵を指揮して英船と戦はうとしたのであるが、經濟上の都合で私かに守兵を減じ且つ隊長の不在なりしたため、何ともするところが出来ない。その中に英人は大に亂暴を働いて、出帆してしまつたので康英は其責任を負うて自殺したのであつた。

○前野良澤、杉田玄白は桂川甫周、中川淳庵、石川玄常等と謀つて人身生理を説いた。蘭書を翻譯し

而して之よりは我が海岸に近づく外國船は命を待たずして悉く之を打拂ふべき事と、我が商船でも漁船でも海上では一切外國船に近寄つてはならぬ事とを令し、鎖國政策を勵行する事となつた。然るに西洋の事情に通じて居つた當時の蘭學者は之を以て無謀千萬の命令であるとし、高野長英や渡邊華山の如きは書を著はして之を論じ、遂に幕府の爲に罪せられた。

○渡邊華山は三河國田原侯三宅氏の世臣で家老職となつた人である。高野長英等と親しく交はり、政治經濟の方策を研究して居たが、外國船打拂の令に對し、憤機論を著して反對の態度を取つたので禁錮せられた。華山は累を藩主に及ぼさんことを恐れ、天保十二年十月自殺す、華山は、又尤も繪畫に長じ、優に一派をなして居つた。明治二十四年正四位を贈らる。

○高野長英は陸奥の人であつて、代々典醫である。文政八年長英は長崎に赴き蘭醫シーボルトに就て學び後江戸に出で大に名聲を振ふ。夢物語を著はし幕府の方針に反對したるため終身禁獄に處せられたが弘化二年出火の時脱獄し嘉永三年捕吏に圍まれて自殺す。明治三十一年正四位を贈らる。

五、蘭學者 先に新井白石が西洋紀聞・采覽異言等を著はして西洋の事情を説き、將軍吉宗は、青木文藏を長崎に遣つて蘭學を學ばしめ、洋書輸入の禁を弛めて以來蘭學を學ぶ者漸く多く前野良澤津藩の(醫)杉田玄白(若狭小濱)桂川甫周(幕府の)大槻玄澤(仙臺藩の)等何れも刻苦勉勵の末始めて和蘭語に通ずる事を得、醫書・文法等を翻譯をしたので蘭學は次第に弘まり、將軍家定の頃は蕃書調所といふ學校も設けられた。それで、此等蘭學者の中には、海外の形勢に通じ、開國説を唱へる者が多かつたので

ある。

六、米國使節の來航

孝明天皇嘉永六年六月亞米利加合衆國の使節水師提督ペルリは船艦四隻を率ゐて浦賀に來り、大統領の書を幕府に呈して通商を請はんとした。幕府は事件の重大なるを見て、大學頭及び浦賀奉行をしてペルリと相撲の久里濱に會見せしめ、其の國書を受取り、取敢ず明年返答すべき旨を告げて歸らした。

四年かゝつて出來上つた。即ち人身内景圖說であつて、我國で蘭書を翻譯した始である。又前野良澤の門人である大槻玄澤は、天明年間に蘭語階梯を著し、其子玄幹は文化十三年に蘭語の文法書を著して、文政年間幕府は翻譯局を置き、大槻玄澤等をして外國文章を解釋せしめた。

米國が日本との交通を開かうとするのはその宿志である。今やペルリが來朝した理由は二つある。米國は次第に膨脹してその領土太平洋沿岸に達し、從つて亞細亞方面に着目し、既に清國との通商條約もなり、其貿易事業は年と共に盛況を來したのであるが、清國と直接航路を開始するに當り、中間の石炭の供給地を得るの必要がある。そこで日本が石炭に富んで居るといふ事が第一の理由である。又當時大頭鯨は北太平洋に多く產出したので、米國の捕鯨業者が日本近海に出沒する者多く、從つて薪炭糧食の缺乏又は難破の厄に罹る者も多かつたが、日本はこれを極めて冷酷に取扱つたので、之が救済策として日本の開國を希望するといふ事が第二の理由である。

此の米使の渡來は意外の處に影響を與へた、即ち幕府衰亡の一原因となつた事である。此時幕府は狼狽の餘り從來の幕府獨斷の慣例を破つて、一件の始末を朝廷に奏上し、又廣く諸侯の意見をも言はせたので、以來幕府は上下に制肘せられ、其の威令が行はれなくなつたのである。

幕府はます／＼多事である。米國に對する態度がまだ決定しない中に、露國の使節海軍中將ブーチャ

國內では銷國の夢を

見て居つても、外からその夢を覺醒せんとするに立至つたのである。

(徳川氏政權を握り十七條の禁中條目を定めて朝廷上下を牽制し來つてより、天皇も専ら御學問に力な盡して、政治に遠いつて御ゐでなつたが、この時以來朝廷と幕府との關係は一轉するの形勢となつた。

(神奈川條約に對しては、水戸の徳川齊昭を始として諸侯大抵開港に反對した。長州の土吉田寅次郎(松陰)は國事を憂ふるあまり、私かにペルリの船に便乘し海外に赴き、外國の事

チンも又長崎に來り、樺太の國境を定める事と通商を開かん事とを請うた。幕府は東員筒井肥前守と川路左衛門尉を派遣して露使と會見し、第一樺太の境界は從來北緯五十度を以てする事と定まつて居るの露國の之に同意せざる理由を解せず、依つて實地の踏査を試み然る後に商議する事。第二和親通商の事は大事件なり、之を朝廷に奏し、諸侯に諮詢し、然る後に議すべし即答する事を得ず、若し他日他國に通商を許す事あらば露國にも亦之を許す事を約すべしと述べたので、ブーチヤチンは返す詞もなく退去した。この混雜の折に將軍家慶覺して其子家定職を繼いだ。幕府は外國の處分に苦しんで居ると、憂國の士は東西に奔走し、或は攘夷を説き、或は開港を論じ世の中は誠に騒がしくなつて來た。

七 和親條約(神奈川條約) ペルリは約東通り翌安政元年正月船艦七隻を率ゐて再び浦賀に來た幕府ではまだこれといふ意見は定まつて居なかつたが、止むを得ず委員を遣はして之と談判せしめた。ペルリは頗る強硬の態度を取つて動かない。幕府は到底敵すべからざるを見て、三月に和親條約十二條を締結した、之を神奈川條約といふ。その要領は、伊豆の下田と北海道の函館の二港に碇泊するを許し薪水食糧等を給する事を約し、十八ヶ月を経て施行する事とした。此年八月には英國十二月には露國翌年十二月には和蘭とも同様の條約を結ぶ事となつた。

八、米使ハルリスと通商條約 安政三年七月になると、米國はハルリスを總領事として遣はし下田に駐まりて前の和親條約を更めて通商條約を締結させようとした。ハルリスは遂に將軍に謁し、國書を呈して世界の大勢を論じ、歐洲諸國の強大な事と貿易を開く事の利益とを説いた。幕府は時勢の已む

情を詳かにせんさし
事表はれて刑せられ
その師佐久間象山も
亦之に坐して捕はれ
た。

○元來歐米人渡來の
目的に貿易事業に利
を得んとするのであ
る。たゞ薪水食料を
給せらるゝ事だけで
は満足しない。ペル
リの渡來に當つても
其目的は素より明か
であつたが、此問題
の解決は暫らく後年
に延したのである。
故に神奈川條約が成
立して間もなくハル
リスの來航となり、
遂に通商條約を結ぶ
こととなつたのであ
る。安政五年六月十
九日、江戸で調印し
萬延元年四月三日華
盛頓で本書の交換が

を得ざるを察し、土岐頼旨・川路聖謨等をしてハリスと前約を審議せしめて、通商條約の草案を作り
明年三月を以て連署交換すべきを約したこの條約は下田と函館の外に神奈川・兵庫・長崎・新潟の四港を
開き、神奈川開港の後は下田を閉づべき事を定めたのである。幕府は乃ち諸藩に下して其得失を議せし
めて見ると、皆不可と答へた、獨り越前侯松平慶永は鎖國の宜しからざるを論じ、朝廷の允許を受くる
事を勧めたのである。それで老中は連署して、安政五年老中堀田正睦を上京せしめて、勅許を仰ぎ奉つ
たのであるが、朝廷では御許しがない。正睦は空しく江戸に歸り、頗る其處置に苦しんで居つた。

九、假條約調印と伊井直弼

外交問題に就て幕府は頗る困難を感じて居ると内には將軍職繼嗣の事

についても争端が起つて居り、天下の議論は攘夷とか尊王とか頗る騒がしく、此の際幕府は有爲の人物
を上立てて大に手腕を振はせなければ、如何ともする事が出来なくなつた。此に於て彦根の藩主井伊
直弼を擧げて大老となし、この難局に當らせる事となつた、此時ハリスは幕府に調印を逼ると、幕府
はまだ勅許が得られないから待てといふ、ハリスはまだ將軍の上に朝廷のある事を認めて居ないから
頻りに其違約を責めて止まない、五年六月米露の軍艦横濱に來り、英佛の連合軍が支那と戦つて之に勝
つた事を種にして「英佛の軍艦も近々の中に来て條約を請はんとして居る。若し貴國が之を拒絶せば、
彼等は戦勝の勢に乗じて如何なる事を遣るか分らない。若し今我等に之を許さば、互に相調和する事
を勉めよう」と氣味の悪い事を忠告した。直弼等は相議したる結果「まだ勅許を得ないが、我が國の危
急は目前に迫つて居る、坐して清國の二の舞を演ずるよりも、寧ろ假に條約を締結して其念を濟つた方

あつた。

○日米修好通商條約は十數回の應接を重ねた後、ハルリスと我全權委員井上信濃守、岩瀬肥後守との間に締結せられ、安政五年六月十九日調印をした。我國で古來先例のない通商條約を大なる失體なくして結んだのは、この二使の功である。

○我國最初の國使として新見豊前守、村垣淡路守、小栗豊後守以下一行七十人米國に赴き、大統領アツカナンに謁し、批准交換を終へた。

○徳川齊昭は其子慶喜を將軍として以て自説を舒べんとし、松平慶永、松平慶恕、島津齊彬、阿部正弘

が國家百年の良計であらう。」といふので遂に勅許を得ないで先の草案を假條約とし、五港を開いて貿易を許した。ついで蘭・露・英・佛の諸國とも條約を締結した。これが現行條約の始めである。

一〇、將軍職繼嗣問題 當時將軍家定にはまだ子なく、しかも多病であつたので既に安政三年頃から繼嗣問題が起つて居つて、賢良公明の嗣君を設けて輔弼の地位に居らしめ、終に其職を繼がしめんと希望を皆有して居つた。それについて多くの者は徳川齊昭の子一橋慶喜に望を囑して居つた。然るに井伊直弼は慶喜の父齊昭は熱心なる攘夷説であるから、若し慶喜が將軍となると、自然齊昭が政治に參與し、鎖國説を實施するかも知れないといふ事を憂へ、家齊の孫に當る紀州家の徳川家茂が將軍家定と最も血縁が深いといふ理由で、衆議を排して之を迎へて繼嗣とした。家茂時に年十二である。此に於て直弼の專斷を非難する者多く、齊昭を初めとして越前の松平慶永は盛にその違勅專斷を責め世の勤王攘夷の論者も之に加はり、大に幕府を攻撃した。既にして家定薨じ、家茂が將軍となつた時に年十二。

一一、安政の大獄 直弼は果斷的に事を處した。外交問題でも將軍問題でも皆さうである。此に於て政敵は四方から肉薄して直弼を攻撃し、其方針に反抗した。それで直弼は更に猛烈に自己の信ずる點に向つて進み幕府の方針に反對する者は誰彼の區別なく引捕へた。所謂安政の大獄を起したのである。畢竟幕府が従來の慣例を破つて、時々事を朝廷に奏し、其威嚴をかりて時局に當らうとしたのが、抑々の失敗の原因であつて、討幕論の起つた理由である。朝廷では外交問題について、幕府の專斷を憤り勅旨を傳へて三家若くは大老の上洛を催促なされた。當時朝野の士悲憤慷慨皆幕府の處置を憤り、尊王攘夷

等と意見を等しくしたが、直弼は血統上家定に最も近き者を迎へんとし、辯難攻撃を重ねた。齊昭は此の多難の時局には幼君ではいけないといふ、直弼は少長によらず親疎によらなければならぬと云ふ途に家茂にきめて之を斷行したのである。

○井伊直弼は家康四天王の隨一であつた井伊直政の子孫であつて、彦根三十萬石を領し、譜代大名中第一の門閥家である直弼の外交政策は實に時勢の止むを得ざるに出で、一身を犠牲にして公事に勤めたのであつたが、自己の意見を貫徹する

の論旨しく、殊に水戸の藩士は將軍問題を痛切に憤慨して居つた。直弼は老中間部詮房を上京せしめて條約調印の已むを得ざる所以を奏し、又酒井忠義を所司代に任じ御催使に應じて自身上洛を企てたが、丁度家定の喪に逢つて實行する事が出来なかつた。此時京都では尊融親王、前内大臣三條實萬等皆幕府の處置に不平である。殊に關白九條尙忠が意を幕府に寄せて居るのを見て、奏して其職を免ぜんとした。此時間部詮房は上洛して彦根の臣長野主膳と謀り、所司代及び町奉行の偵吏をして京都の動靜を窺はしめると、應司輔照・三條實萬・近衛忠熙等は水戸齊昭と連絡し、遂に九條尙忠を辭職せしめ、又齊昭に密勅を下して幕府を改革せしめ、直弼を斥けて、慶喜を將軍たらしめんとし、梅田源二郎・梁川星巖・頼三樹三郎・西郷吉之助・大樂源太郎・吉田寅次郎・橋本左内等盛に一部の公卿と往來して、大に之を輔翼し又僧月照・小林良典・高橋常安・近衛家老女村岡等も攘夷の説に賛し、互に相策應して非常に賛成盡力し、幕府を抑へて水戸藩を擧げんと計つて居る事が知れた。此に於て直弼は一令の下に安政五年九月八日前記の人々を捕縛して或は死刑、或ひは流刑、或ひは禁錮に處し、九條尙忠の官職を復し、應司政通・三條實萬を退け、遂に奏して尊融親王を幽し、翌六年八月には水戸齊昭・尾張慶恕・越前慶永等を禁錮し又土佐の山内容堂・宇和島の伊達宗城を致仕せしめ、又安島帶刀を自殺せしめ水戸慶篤が其父を誅めなかつたといふ理由で之を黜け、慶喜及び慶勝を屏居せしめ、外に幕府内に於ても鎮國主義を取つた者は皆罪せられたのである。

一一、櫻田の變

然し此の大獄は益々天下の反動を起した。殊に水戸の藩士は非常に憤慨した。中

爲に手段を選ばず、大獄を起して有爲の士を殺したのは實に失態であつた。

○櫻田の變に參與した人は左の如し。

- 佐野竹之助 自殺
 - 黒澤忠三郎 自首
 - 大關和七郎 自首
 - 森 五六郎 自首
 - 山口辰之助 自殺
 - 岡部三十郎 西走
 - 廣田子之次郎 自殺
 - 増子金八郎 西走
 - 關 鐵之介 西走
 - 齋藤 監物 自首
 - 鯉淵 要人 自首
 - 杉山彌十郎 自首
 - 稻田 十藏 即死
 - 蓮木松之助 西走
 - 廣川市五郎 自首
 - 森山繁之助 自首
 - 海後磯崎之助 自首
 - 有村治左衛門 自殺
- 和宮親子内親王は

にも佐野竹之助等十八人は薩藩の士有村治左衛門と共に、萬延元年三月三日(舊)降雪に乗じて直弼の登城を道に要して之を刺殺し、老中脇阪安宅の邸に至りて罪を請ひ刑に處せられた。

一三、公武合體

直弼が死んだ後は、老中の安藤信正と久世周廣が幕政を執つたのであるが、統御益々困難となり、殆ど無方針の有様であつた。又天下の人心は悉く朝廷に聚まり、其の勢ひ甚だ盛であつて、終には全く幕府を壓倒せんとするに至つた。信正等は之を見て、到底幕府は孤立する事は出来ないと思つたので、公武合體即ち朝廷と幕府と合同し、海内一致して攘夷の功を奏せんことを期するといふ口實で、實の所は幕府の威信の恢復を目的として、皇妹親子内親王(和宮)を將軍家茂に降嫁せられんことを奏請した。却々御聽許がなかつたが、幕府では大に運動し、屢々奏請したので、孝明天皇も止むを得ず之を御聽しになり、文久元年十月和宮は遂に江戸に御降嫁になつた。幕府乃ち天皇供御の資を獻じ、親王及び公卿に贈金して、公武一體の状態を装つた。然るに當時在留外人の跋扈甚だしく、此の苦肉策も攘夷論者の銳鋒を靜むるに足らず、浪士の中には和宮の東下を以て幕府が朝廷に強請して皇女を奪つたのだと解釋する者もあつて、信正の處置を以て第二の直弼の出現となし激昂益々甚しく幕府の危きこと風前の燈火の如くなつた。朝廷は此の機に乗じて大勢を一變せしめんとし、文久二年四月先づ近衛・鷹司等の禁錮を解き、九條尙忠の關白を罷め近衛忠熙を以て之に代らしめ給ふ。之より先正月十五日浪士八名阪下門外に於て安藤信正の登城を要して之を傷け、又輪王寺の宮を奉じて兵を日光に擧げんと謀つた者もあつて、幕府の威權は全く衰へてしまつた。

既に有栖川熾仁親王へ降嫁のことに定まつて居たのであるが井伊直弼の發意にて將軍家茂に降嫁の運動に着手し、これを奏請した。朝廷では却々やかましい議論があつたが、九條關白を始め岩倉具視、千種有文等斡旋し、遂に御允可が下つた。文久元年十二月御舉式此時御年十五、家茂とは頗る琴瑟相和して、睦まじかつた後に家茂が大坂で薨ずるや、御悲嘆甚しく、豫て御土産として持參あるべき筈であつた西陣の織物も今は御形見となつたので、宮は之を抱いたまゝ泣き沈み給ひ「空蟬の唐織衣何か

一四、京都の形勢 (イ) 京都の不穩 當時尊王攘夷の論は益々盛となり志士多くは本國を脱走し去つて京都に集まり同志の公卿と往來して、國事を談じ、浮浪の徒之に加はりて市中を横行し、白晝人を殺傷する者があつて頗る騒がしくなつた。薩摩の島津久光は之を聞き、公武合體を完成して過激の行動を抑へ、國論を一致せん爲に入京したが、中には不穩の舉動を企てる者もあつた。先づ幕府に最も同情厚き九條尚忠と所司代酒井忠義を斬りて大勢を決し、以て久光を動かさんとし、伏見の旅籠寺田屋に會合し將に大事を擧げんとした。久光は部下の士を遣つて之を慰諭せしめたが、聽かないので一部の人を斬殺して之を解散せしめた。

(ロ) 攘夷の詔勅 此に於て文久二年五月初廷では大原重徳を勅使とし、島津久光を隨へて江戸に遣し幕政の改革、將軍の上京攘夷の事を命じ給ふ。家茂は之を奉じ、先づ慶喜を後見とし、越前慶永(春嶽公)を政事總裁職とし信正、廣周等凡て直弼に與せる者を退け井伊家の封邑十萬石を削り、諸大名の參觀交代を三年一觀とし、妻子を本國に就かしめた。これ實に朝廷が幕府の政治に干渉せられた始であつて、天下の大權が終に朝廷に歸する端緒であつた。當時朝廷でも過激派と漸進派との二黨あつて、漸進派の久我建通、千種有文、岩倉具視、萬里小路敬直等は退けられ、過激派が勢力があり八月土佐の藩主山内豊範京都に入り、長藩主毛利慶親・薩藩主島津久光と共に闕下を鎮撫すべき詔を蒙り外來薩・長・土の三藩は天下に威望を有するに至つたのである。

(ハ) 將軍上洛 文久二年十月再び勅使の下向があつた。今度は三條實美と姉小路公知とであつて、長

せん綾も錦も君ありてこそ」と詠し給へり。明治十年九月御年三十二にて薨去。

○寺田屋事件は文久二年四月の出来事である。

○大原勅使が京都への歸途、武藏の生麥村で英國の士官がその行列を横切つたので、久光の従士その一人を斬り、二人を傷けた。英國は薩府に償金として十萬鎊を求め、鳥津家に申恤金を要求し、幕府は之に應じた。

○孝明天皇時代の年表

嘉永六年ベルリ來る
安政元年 假條約
同 五年 直弼大老
同 上 通商條約

州・土州の兵數百人を隨へた。實美は從來幕府が勅使を待遇する方法が禮を失つて居ると思つたので、豫め幕府に旨を告げて置いた。それで勅使が江戸に着せんとする時、總裁松平慶永は之を市外に奉迎し、登城の時は將軍親しく之を奉迎したのであつて以前大原勅使の時に比べると大に朝廷の尊嚴を加へたのである。勅使は攘夷の決行を御催促なされたのであつたが、家茂は入朝して勅使を請ひ奉らんと御返事を申上げ、先づ慶喜と慶永とを上京せしめ文久三年三月家茂も入洛した。此時列藩諸侯の入朝する者亦甚だ多かつた。乃ち相議し四月十一日を以て天皇男山八幡宮に行幸し、祠前に於て攘夷の節刀を將軍に賜ふ事となつた。この擧は全國の大忠を救はせ給はんとの微慮から起つた事であるから、朝野感奮しない者はない。公武の供奉警衛壯嚴を極め、大に朝廷の尊嚴を示すに足るべしとしたのであつた。いよ／＼その當日となつた。天皇は始めての行幸である、堂々たる鹵簿で男山に行幸遊ばされた。然るに此際に幕府が一大失策を遣つた、それは慶喜も慶永も共に鎖港攘夷の説を主張し、常に直弼一派の者と意見が合はなかつたがいよ／＼攘夷を決心せんとする時は、海防兵備がまだ十分でない。成否は始から分り切つて居るので行幸の當日と大に躊躇し將軍家茂は病と稱して出ない。それで慶喜に代理を御命じになるとこれも亦急病と稱して辭し、慶永は既に辭表を出し、其の御許しがなかつたので、京都を脱して本國に歸つてしまつたので、今や節刀を受ける者なく大に失態を演じ、折角の行幸も何等の結果なく、空しく還幸遊ばす事となつた。此に於て天下の志士は幕府の無責任を責めて痛憤して止まず、たゞに開港黨を嫌惡するのみならず、先づ幕府を倒して然る後その宿志を達せんとするに至

同 上	大獄起る
萬延元年 上	櫻田の變
同 上	齊昭薨去
文久元年 上	阪下門變
同 二年 上	攘夷詔勅
同 上	生麥の變
同 三年 上	薩の海戰
同 上	長の海賊
同 上	家茂入朝
同 上	七卿脫走
元治元年 上	甲子の變
同 上	長州征伐
慶應元年 上	長州再征
同 上	條約勅許
同 上	家茂薨去
同 二年 上	天皇崩御

り討幕を名として或は十津川に或は但馬銀山に兵を起す者もあつたが、これ等は格別の事もなく平定した、將軍家茂は攘夷の期日を五月十日と定めて之を奏上し、諸藩へも普く布告し、會津の松平容保を以て軍事總裁とし、越前の松平慶永を京都守護職とし、一橋慶喜を禁裏御守衛總督攝海防禦指揮を兼ねしめた。

(ニ)攘夷の實行 五月十日を以て攘夷の期日と定められたので、長藩は下關海峡に砲臺を築き通過する外國船を待ち受けて居ると、そんな事とは知らない米國の商船は長府の海上で砲撃せられ、大に驚いて逃げた。二十三日には壇浦で佛艦を、廿六日には赤間ヶ關で蘭艦を、六月一日には米艦、五日には佛艦を砲撃した。此に於て英國は軍艦二隻を長州に派遣して砲撃の理由を詰問すると、長藩は上命を奉じて攘夷の實功を擧げる旨を答へたので、革艦は直に横濱に歸航して、各國公使に告げ、協議の末、米・蘭・佛・英の四國聯合艦隊十四隻は運送船と共に下關一帯の海岸を砲撃し、互に死傷があつたが、長藩は武器が劣るため散々に砲臺を破られ、大砲を奪はれ、遂に和議を結び、其結果幕府は償金三百萬弗を出す事になつて済んだ。又此年七月には英艦七隻鹿兒島に至り曩の生麥村事件に關し弔慰金を求めた。薩藩之を拒絶し、遂に砲火を交へたが英軍は敗戦に及び空しく鹿兒島を引上げてしまつた。然し幕府は將來の復讐を恐れ、薩藩に諭し金を貸して之を英國に贈らしめ之と和せしめたのであつた。

(ホ)朝議一變 長州藩士は幕府が攘夷の實を擧げる事の出来ないのを見て朝廷に建議し親征を請ひ奉り遂に文久三年八月十三日に天皇神武天皇の御陵に行幸遊されて、攘夷規程の詔勅を下し給はんといふ勅

○會津の藩主は松平容保である、當時京都守護職となつて居た。

○中川宮は後の久通宮朝彦親王であられる。

○七卿

三條實美 (公)

三條西季知 (伯)

東久世通禧 (伯)

壬生基修 (伯)

四條隆調 (侯)

錦小路頼徳 (子)

澤宣嘉 (伯)

○國司信濃は自ら中立賣に向ひ敵を破つて將に宮中に亂入せんとした時陸兵三百餘人の側面砲撃を受けしため遂に天龍寺の陣所に退いた。又

令を仰出された。然るに薩藩と會津藩とは長州藩士の急激に過ぎるのを心配し、中川宮尊親親王及び近衛忠熙、九條尚忠等の温和派と結び、行幸延期を奏請したので朝議俄に一變し、長州藩士の退京を命じ京都の警衛は薩摩と會津の二藩士を以て之に任じ、廷臣の過激派三條實美以下七名の參朝を止めたので七人は長藩士に護衛せられて長州に下向した。それで朝廷では七人の官職を削り、又長州藩主毛利敬親の入京を停め、親征はまだ其の時機ではないといふ勅を仰出された。

(一)元治の變 此に於て長藩は大に會・薩二藩を恨み、武力を以て讐を報い、再び京都の形勢を一新せんとし、表面は藩主及び七卿の罪を許さるゝ事と長兵の入京を請ふ事とを以て、元治元年六月(二五二四年)家老職の福原越後・國司信濃・益田右衛門介等兵を率ひて上洛し、先づ嵯峨、山崎に陣を占めた。朝廷では其請願を御許しにならないで兵士の解散を御命じになつたが、長兵服せず、遂に進みて宮門に逼らうとした。即ち七月十八日の夜になると福原越後は伏見街道より進み彦根、會津と開戦して敗れ、翌十九日には國司信濃の兵が下立賣・中立賣・蛤門の三方面に進撃し薩摩・會津・桑名・彦根・越前等の藩兵と激戦に及んだのであつたが遂に長兵の敗に歸し、三家老は海路歸國してしまつた。

一五、長州征伐

此に於て幕府は長州征伐の勅を請ひ奉り尾張の藩主徳川慶勝を總督とし、二十一藩の兵を率ひて長州を討たせた。元治元年十一月廣島に至り令を諸軍に傳へて開戦の時期を定む。此時長藩では吉田盛物藩論を定め歎願書を呈し、先に京都を騷した責任者である所の國司・福原・益田の三家老に自刃を命じ、其首級を廣島に送つて謝罪降伏の實を表したのである。此に於て朝議藩主毛利

鈴門は來島又兵衛將として進み會桑二藩を破つて公家門に進入したのであつたがこれも薩の小松帶刀の爲に破られ來島以下戦死した者が多い南の堺町門の方面は密に前後より鷹司公の邸内に集つて居つた久坂玄瑞、眞木和泉等が打つて出で勝敗の決しない前に會津の兵が火を放つた爲に長兵散亂し久坂以下戦死した者が多い。

○此の役に長藩は洋式の武器を用ひ服装は筒袖と袴といふ輕便なものであつたが幕軍は鎧や兜を着用

敬親父子に謹慎を命じ、山口の新城を破却し、五卿を大宰府に徙すべき事に決して歸順を允し遂に開戦に至らないで征討の兵を解く事となつた。然し幕府の方では此處置が餘り寛大であるといふので不滿であつた。當時長州でも主戦派と恭順派と二派に分裂して騒がしかつたのであるが主戦論者の高杉晋作等は奇兵隊を編制し、元治元年の翌年慶應元年正月之を率ゐて馬關を襲ひ大に恭順黨と戦ひて之に勝ち萩城に謹慎せる藩主に迫つて國論を一定せん事を請ひ、遂に敬親父子を奉じて兵を起し、山口に據りて盛に武備を爲し、幕府に對して大に反抗的態度を取つた。幕府は之を偵知し再び征長の命を發した。十一月將軍家茂大阪に下り、使者を藝州に派し長藩に對して八條を詰問す。長藩は去戸備後介・井原主計・小田村素太郎を派して之を辯解せしめた。幕府は辯解を得たけれども戦端を開くべき計畫であつたから豫め諸軍の向ふ所を定めて兵を屯せしめて置いた。然し長藩の辯解が當を得るので妄に兵を動かす事が出来ず、又之を收める事も出来ない、それで朝廷に奏して以前京都を騒がした罪により毛利侯の封地十萬石を削らんことを請ひ、之を長藩に通ずると長藩では之に服しない。それで幕府はいよ／＼開戦に決し、慶應元年六月幕軍は豊前・安藝・石見の三道より進んだ。此時薩長二藩は西郷隆盛と高杉晋作の二人が各其代表者となつて密に馬關に會見して秘密同盟を結んで居たので薩藩は出兵の命に應じなかつた。幕軍は連戦利なく防長の國境には一步も踏入る事出来ず寧ろ防禦的態度を取つて居つた。その中に豊前の方面では小倉城が陥落してしまひ幕軍の意氣更に振はない、其折から大阪城に居つた將軍家茂は病氣で薨去したので、慶應二年十二月一橋慶喜が第十五代將軍となり、勅令に依つ

して居たのである。
又幕軍の軍紀が非常に紊れて居たのも失敗の原因となつたのである。

○明治天皇が御踐祚遊ばされた時は御年十六におはしました

○左大臣二條齊敬政を攝し職任親王以下公卿の幽禁を解く征長の役は既に中止となつたがまだ其局は完くない。それで大に列藩會議を興し詔して尾張以下二十餘藩を召集し給ふ。然し幕府は既に勢力を失つて居たので議論多くは相容れず。却つて幕府の困難は甚しかった。

○此計畫に關係した人々は西郷隆盛、大久保利通、木月孝允

て征長の軍を引揚げてしまつた。間もなく孝明天皇も崩御遊ばされたので、明治天皇が御踐祚なされた

一六、兵庫の開港 將軍家茂が大坂城に在りし時、英、佛、蘭米の公使は軍艦を連れて大阪灣に入り、假條約の實行を嚴重に迫つた。依て家茂は之を朝廷に奏上すると朝廷でも大に議論があつた。が、結局世界の大局に鑑み、兵庫を除いて他の四港を開く事を許し給ひ、慶應三年五月になつて兵庫の開港をも御許しになつたのである。

一七、討幕の計畫 當時幕府の威信全く地に落ちて政務を處理する力なく、諸侯も命を奉じない有様であつた。前中將岩倉具視はかねて公武合體を主張し以て尊王攘夷の大義を實行し將軍をして其職責を全くせしめんとし、先の和宮降嫁の時にも千種存文等と共に大に奔走したのであつたが、過激派の爲に惡まれ、遂に禁錮に處せられて居つた。後に征長の事起り、薩藩と幕府と議合はずして從來の主義を變じ王政復古論を唱へ出たので具視も其所論を變じたのであつた。此時阪本龍馬や中岡慎太郎等が大宰府に居た三條實美等の命を奉じ王政復古論を京都の諸公卿等に遊説するに會し、具視は實美等と相提携して討幕の一大議を決定し之を内奏す。天皇乃ち毛利侯の官位を復し薩藩と力を協せ幕府を討たしめんとの内議を定め給ふ。終に慶應三年十月薩長二藩は討幕の密勅を拜し兵を率ゐて東上した。此に於て諸藩も亦勤王と討幕との議論沸騰し頗る不穩の形勢となつて來た。此時將軍慶喜は後段に述ぶるが如く山内容堂の建議を容れて大政を奉還したので、無事に解決する事が出来たのは實に國家の至幸であつたのである。

等である。

○將軍慶喜の大政奉還文

臣慶喜謹て皇國時運の沿革を考へ候に昔玉綱を辭き、相家權を執り保平之亂政權武門に移りてより我祖宗に至り更に龍脊を蒙り二百有餘年子孫相受臣其職を奉ずと雖も政刑當を失ふこと不少今日の形勢に至り候も畢竟薄徳の所致不堪恐懼候況や當今外國の交際日に盛なるにより愈政權一途に出で不申候ては綱紀難立候間從來の舊習を改め政權をば朝廷に奉還し廣く天下の公議を盡し、聖斷を仰ぎ同心協力共に皇國保護仕候はゞ必ず海外萬國

一八、大政奉還

當時土佐の前藩主山内豐信(容堂)は時勢を察して幕府の到底維持し難き事を知りしも薩長二藩の如く兵力を用ふる事を好まない。何とか平和の中に解決させたいと思つたので、其臣後藤象二郎等をして岩倉や西郷等を説かしめたが無効であつて、二藩は既に着々討幕の計畫をして居るので、若し之が開戦ともならば國家の爲に一大事であると思ひ、更に象二郎等を大阪に遣はし書を慶喜に呈し天下の大勢に鑑み政權を皇室に奉還し、政令を一途に出でしむべき事を建白したのであつた。薩藩士小松帶刀(清廉)等も亦之を慶喜に説いた。慶喜は列藩諸臣を二條に會し之を諮詢すると、衆皆之に不可としたが、慶喜は心を決し十月十四日上表して大政奉還を請ひ奉つた。翌十五日朝議之を許し給ひ、爲に討幕の計畫は一時停止せられた。二十四日慶喜又上書して征夷大將軍の職を辭し奉つた。家康が將軍となつてよりこゝに至るまで十五代二百六十五年で江戸幕府は亡びたのである。頼朝が始めて武家政治を創立した時から云へば實に六百八十二年を経過し、大權再び朝廷に復歸したのである。要するに江戸幕府の基礎は三代將軍家光に至りて確立し、朝廷と諸侯とに對する政策は子孫よく之を遵奉したのであつたが、學問が開けるに従つて、武家政治を疑ふもの漸く生じ、尊王論が盛に起つて來た。恰もこれと時を同じくして外交問題が起ると、幕府の處置當を失ひ尊王論者は攘夷を唱へて幕府を非難し幕府は時勢の潮流に逆ふことが出來ないで大政を奉還するに至つたのである。

現代史

可並立候慶喜國家
に所盡是に不遇さ奉
存候乍去猶見込の儀
も有之候は、可申聞
旨諸候へ相違置候
之此段謹で奉聞仕候
十月十四日
慶喜

諸藩士で參與とな
つた人々は左の如し
岩下 方平(薩)
西郷 隆盛(同)
大久保利通(同)
丹羽 賢(尾)
田中 輔(同)
辻 維(嶽)(斐)
櫻井 元憲(同)
久保田秀雄(同)
中根 師實(越)
酒井 忠温(同)
毛 受 洪(同)
後藤象二郎(土)
神山 君風(同)
福岡 孝悌(同)

第一 明治維新と維新戦役

一、小御所會議 慶應三年十二月中山忠能・正親町三條實愛・徳大寺實則・徳川慶勝・松平慶永・島津茂久・山内豊信並に尾張・越前・薩摩・土佐の諸老臣を小御所に會し、内外に對する處分及び制度の改革を議せしめ、先づ毛利敬親父子の罪を赦し、其官爵を復し入京の禁を解き、又三條以下の官位を復して入京を許し、久我建通・岩倉具視等の幽閉を解き、朝彦親王以下幕府と相通ぜし者を罰す。

二、官制改革 従來の官職を廢して新に總裁・議長・參與の三職を設け、有栖川宮熾仁親王を總裁とし、親王・公卿・大名の重なる人々より議定を任じ、公卿及び諸藩士の有爲なる人材を抜擢して參與となして政に與らしめ給ふ。此に於て公武別なく門閥の弊改まり、維新政體の基礎成れり、稱して御一新といふ。

三、伏見鳥羽の戦 此時前將軍慶喜は舊幕臣及び會津・桑名等の兵と共に京都の二條城に居たのであるが、この大改革には少しも與からなかつたばかりでなく、朝廷からは更に慶喜に内大臣の官を辭し領土を返上すべきことを命じ給ひしにより幕臣等はいずれも薩長二藩が幼帝を扶みて權勢を恣にし、何等の罪過もない徳川氏に對して壓迫を加へるのであると思ひ、大に之に反抗せんとした。然し慶喜は謹みて命を奉じ物情靜穩に歸し、世論平定するに至るまで其實行を猶豫あらんことを請ひ奉つたのであつた。徳川慶勝に松平慶永とは幕臣の形勢の不穩なる有様を見て事變を生ぜんことを恐れ、慶喜に注意

し會桑二藩の兵を連れて大阪城に退かした。丁度此時江戸では浮浪の士が市中で亂暴を働き市中取締の職に當つて居つた庄内藩主酒井忠篤の屯所を襲ひ遁れて薩摩の藩邸に隠れた。忠篤は其犯人の引渡を請求したが藩邸では承知しなかつたので、庄内藩は二三同志の藩兵と共に薩の藩邸を焼いた事件があつた。此の報に接した慶喜は大に憤激し部下の將士に擁せられ、明治元年正月三日討薩の表を捧げ三萬の兵を率ゐて將に京都に入らんとした。此に於て薩長の諸藩は朝命を奉じて之を伏見鳥羽に扼し、勝敗未だ決せずして幕軍の勢威大に振ひける時朝廷では嘉彰親王を征討大將軍とし錦旗節刀を賜ひて出で、之を討たしめ、連戦四日幕軍終に收れて大阪に退く、慶喜は錦旗の出でたるを聞きて大に恐縮し密に夜に乗じて海に出て幕府の軍艦に乗つて江戸に逃げて還つた。

四、慶喜の恭順 慶喜はこゝに至つて大に悔悟し、自ら京都に至つて事が行違ひになつた事を陳辯

○征東軍が東海道を
進んだ時長州の品川
彌二郎は左の俗諺を
作つて兵士に諒はし
め大に兵氣を鼓舞し
た。

宮さへく御馬の
前にヒラくする
のはなんぢやいな
アレに朝敵征伐せ

せんとしたが、舊幕臣は之を承知しない。飽くまで兵力を以て事を決せんと騒いだ。然し慶喜は之を聴かない密に近臣と謀り、書を慶永に致して救援を乞ひ自ら東叡山寛永寺に屏居して謹慎の意を表して居つた。然し朝廷では慶喜を始め容保、定敬等二十七人の官爵を削り東征の令を發して諸藩の兵を徴し二月熾仁親王を大總督とし、西郷隆盛・林道顯を参謀とし、各部署を定め、東海、東北、北陸の三道より進みて江戸を攻めしめ三月に至り親王駿府に達し給ふ。當時徳川氏の兵力はまだ一熾であつて糧食も兵器も充實して又軍艦もある。之に加ふるに譜代の大名は死力を盡して二百五十年來の舊恩を報せんとするのである。天下の形勢は雨か風か果してどうなり行くのであるか測り知ることは出来ないのであ

よこの錦の御旗を
知らないカトコト
ンヤレトンヤレナ

（徳川家が滅亡の運
命に逢になつたの
は全く西郷隆盛の盡
力であつた。

（東叡山は徳川氏の
廟堂のある所で寺院
甚だ壯麗であつたが
此時兵火に罹り今で
は僅に遺跡を残すに
過ぎない、今、帝室
博物館の正門に即ち
寛永寺の門である彈
痕點々見る者をして
無限の感慨を催さし
む。

つた。然し慶喜は偏に恭順の意を表し、近臣勝安房・大久保一翁等をして舊臣を制せしめ、更に勝安房と山岡鐵太郎等をして此時既に品川にあつた總督府に行つて參謀西郷隆盛に就き平和に解決を望むべき旨を交渉せしめたのである。西郷と勝との二大偉人の會見は極めて有効のものであつた。西郷は自ら京都に赴き遂に征討の軍を止める事となつた。四月四日官軍の先鋒江戸に入る。乃ち慶喜の死一等を滅じて水戸に幽し、江戸城を受領し兵器を收め、屬臣を郭外に退け諸侯の之に與せし者を罰す、十五日大總督官江戸に入り、徳川家達をして宗家を嗣がしめ、改めて駿・遠・陸奥七十萬石を賜ひ、静岡藩と稱せしむ。

五、幕臣の擧兵 然るに舊幕臣の中には感情に激して慶喜の胸中を察せず、其恭順の態度を喜ばざる者多く、私に兵を聚めて各地に出没し江戸が定まつてくると此等私兵の一部は輪王寺宮公現法親王（能久親王）を奉じて東叡山に據り、諸藩の浪士の來り集る者多し、之を彰義隊といふ五月十五日降りしきる雨を冒して激戦を開し終に官軍の勝利に歸した。此時幕臣大島圭介は千六百人の兵を率ゐて下總に走り、福田道直等千五百人を以て上總に遁る。公現法親王も亦會津に遁れ給ふ圭介等土方歳三等と與に轉じて宇都宮城を陥れ之に據つたが官軍大學して來り攻むるに及び遁れて日光山に走り遂に會津に投ず。會津藩主松平容保はかねて薩長と平和であつたが、今や領土に歸り近隣を掠取し勢威大に振ふ。仙臺藩主伊達慶邦及び米澤藩主上杉齊憲等容保の爲に奥州征討軍の參謀世良修藏・大山格之助に依り哀を乞ふ。聽かれず却つて二藩に命じて征討軍の參謀たらしむ。慶邦大に怒り齊憲と相議し世良を斬り、

○之より先奥羽鎮撫使九條道孝と副使澤爲量に賊軍に捕へられて居たが仙臺藩に之を擁して兵を起さした。二人辛くも逃れたが秋田藩主佐竹義堯に獨り義を明へて二人を迎へ、屢南部・莊内等の兵と苦戦した。

(陸奥磐城岩代陸前陸中(以上陸奥))

羽前羽後(以上出羽)

遂に南部・二本松等二十有餘藩の老臣と白石に會盟して薩長を討たんとす。越後の諸藩も亦之に同盟した。廷議此等諸大名の官爵を削り、奥羽を征討せしむ官軍激戰數次の後頻りに賊軍を破り、將に仙臺に向はんとす。此時參謀伊知地正治板垣退助等は白川に居たのであるが、「仙臺は枝葉であつて會津は根幹である。先づ會津を討つべし」と議之に決し諸道の官軍直に會津の若松城を攻む。城兵能く之を防いだのであつたが、孤立して外より來援する者なく殺傷相次ぎ城壁亦破れ婦女子も亦長刀を振つて戰ふ有様であつた容保は遂に支ふる事の出来ないことを覺悟し九月二十二日降を乞ふ。尋いて仙臺米澤を始とし諸藩悉く降り奥羽は平定してしまつたのである。十二月奥羽を分ちて七國となし、仙臺・南部・莊内等の封を削り、容保の族を陸奥斗南の三萬石に封す。

六、函館平定

之より先官軍は品川灣に居つた幕府の軍艦を收めんとした時舊幕府の海軍副總裁榎本武揚は開陽・回天・鱗龍・千代田等の軍艦八隻を率ゐて安房に逃れ、更に北航して松島灣に入りしが、若松城陥落するや函館に至り、龜田の五稜廓に據り、勢に乗じ水陸兩軍を進めて松前城を奪ひ、附近を奪掠す。大島圭介も亦來り加はる。官軍は黒田清隆を將と海陸より進撃し先づ軍艦を撃破し、激戰數度の後、大に敵壘を陥る。明治二年五月武揚等衆に代りて罪を受け部下を助けんことを請ひて降る。此に於て全國全く平定し又王師に抗する者なく維新の戰亂は終を告げたのである。

第二 明治の新政

○明治元年は紀元二千五百二十八年に當る。

○明治の大嘗會には福羽美靜等古制を案じ新儀を立て、永世の式を定む後に皇室典禮の制定せらるゝや大嘗會は京都で行はせらるゝこと、定まつたこの式には從來階前に大香爐を置く例であつたが天皇は徳川齊昭の獻上した大地球儀を置かせられた以て天皇の御

一、五條の御誓文

明治元年正月王政復古のことを西洋諸國の公使に告げ給ふ、又國內には諸外國と親しく交はるべきことを仰出され、同年三月天皇紫宸殿に出御の上公卿諸侯を率ゐて親しく神祇を

祭り、施政の方針を定め五事を誓ひ給へり。

一、廣く會議を興し萬機公論に決すべし。

二、上下心を一にして盛に經綸を行ふべし。

三、官武一途庶民に至るまで各々其の志を遂げ人心をして倦まざらしめんことを要す。

四、舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし。

五、知識を世界に求め大に皇基を振起すべし。

我が國未嘗有の變革を爲さんとし、朕躬を以て衆に先んじ天地神明に誓ひ大に其國是を定め、萬民保全の道を立てんとす、衆亦此趣旨に基き協心努力せよ。

この御誓文は明治新政の大方針であつて、百般の改革も立憲政體の完成も、皆これに基いたのである。此年八月二十七日天皇即位式の大典を擧げさせ給ひ、九月改元して新一世一元の制度を定め給ふ。九月八日慶應四年を改めて明治元年とし、十二月二十八日左大臣一條忠香の第三女美子を立て、皇后と爲し給ふ。

二、東京奠都 參與大久保利通は人心を新にするには遷都が必要であることを建議し、大阪や名古屋・江戸などが其候補地となつたのであつたが、明治元年七月に至り江戸を改めて東京と稱し十月天皇

意氣を拜し奉るること出来る。

○七科——神祇内閣
外國陸海軍會計刑法
制度。

○七官——議政行政
神祇會計軍務外國刑
法。

○六省——民政部大藏
兵部刑部宮内外務。

○府には府知事縣に
は知縣事を置く。

東京に行幸し給ひ、江戸城を東京城と御改めになつた。十二月一たび京都に還幸あらせられ翌二年三月再び東京に行幸、同十月皇后も亦東京に遷らせ給ひ、これより後は永くこの地を帝都と御定めなされたのである。

三、官制の改革

官制の改革は度々行はれた。前述の如く徳川氏が大政を奉還して後朝廷では總裁

議定參與の三職を置かれたのであるが、明治元年正月職制を定め、三職を七科とし、ついで七科を局とし、總裁局を合せて八局とし、ついで四月に至り又之を廢し、新に太政官に七官を設けて立法・行政・司法の三權を分立せしめられ。明治二年七月更に大寶の舊制に準じて官制を改め行政官を太政官となし、左右大臣・大納言・參議を置き、別に神祇官及び六省を設け、官位十八階及び勅・奏・判任の等級を改められた。明治三年工部省を置き、四年に刑部省を司法省とし、又文部省を置きしが、この年又太政官の官制を改め左右大臣以下の官を廢し、正院・左院・右院を置き、これを行政・立法・議政の府となしたついで五年には兵部省を廢して陸軍省・海軍省とし別に神祇省を廢して教部省を置き、六年には内務省十四年には農商務省を設けた、其後時々の改定を経て明治十八年に至り始めて現今の内閣制度に制定せられたのである。既に本講義第二十六頁に述べた如く、大寶令の或る部分は明治十八年の官制改革の時に至るまで行はれて居た事になるのである。

四、藩籍奉還及び廢藩置縣

當時舊幕府の領地は之を朝廷に收めてあつたが更に萬石以下の舊幕臣

の知行約三百萬石をも朝廷の直轄地とし、之を八府廿一縣に分つて治められたのである。

○此時八府二十六縣二百六十二藩あつた。

○明治四年十一月全國を三府七十二縣となし府知事と縣令とを任命す。明治二十二年に至り三府四十三縣となつて現今に至る。

然るに諸侯の領地はもとのまゝであつてやはり土地人民を私有して居たのであるから、まだ全國一統の政治は行はれなかつたのである。明治元年十一月になると姫路藩主酒井忠邦は上奏して、その私領の土地人民を奉還せんことを奏し、木戸孝允や大久保利通も亦各其藩主に勧めたので、翌二年正月廿三日島津忠義・毛利敬親・鍋島直大・山内豐範の四藩主連署して土地人民を奉還せんことを奏請した。以來他の藩主も皆之に倣ひ、互に相後れない様にと急いで奉還した。朝廷では皆之を許可せられ、舊藩主を知藩事に任じ、有爲の人材を參事として其藩内の政務を掌らしめ、知藩事の封祿として舊封現石十分の一を給せられた。此に於て全國の土地も人民も皆朝廷に歸し、政令一途に出づることゝなつたのである。かくて明治四年七月に至り更に藩を廢して縣を置き新に地方官を任命せられ、郡縣の制始めて定まり中央集權の實全くあがるに至つたのである。

第三 朝鮮問題

一、新政に對する不平 明治維新以來政府は百事改進を主として種々の改正を行ひ大に西洋の文物風俗を採用したので、僅に數年の間に世の中の有様は非常に革まつてしまつた。従つて従來は門閥を重んじて武士は社會から無上の尊敬を受けて居たのが、今は有爲の人材が勢力を得る様になつたので、久しく封建の政治に慣れた臣民の内には新政を喜ばない者があつた。

二、朝鮮との關係 我國と朝鮮とは徳川幕府に至つて修好の實を擧げて居たが、幕末になつて國內

○朝鮮國王は委照。

○外務權大丞丸山作樂の如きその一人である。

が亂れてくると、國使の往來も絶えてしまつた。明治になると我が政府は使節を派して王政復古の事を告げ、且つ舊好を修めようとした。然るに朝鮮は江戸幕府時代の國書と様式が違つて居るのを見て我が使節を引見しない。殊に國王の父大院君は政を攝し鎖國主義であつて却々聞き入れなかつた。

我が政府は其後度々使を出して説くのであつたが、いつも無禮な舉動のみで承知しなかつた。此に於て我が國では大に世論沸騰し、問罪の兵を出すべしと主張する者多く、殊に以前武士と稱したる者は今や天下泰平となつて其武力を用ふる事の出来なくなつたのを歎じて居た際であるから、此機に乗じて大に爲す所あらんとする者多く、中には密に黨を聚て朝鮮を襲撃せんと謀る者も出る様になつた。

三、征韓論　かくて明治六年二月外務卿副島種臣は特命全權大使として明治四年に締結したる日清

修好條約の本書を交換する爲に清國に行つた時、朝鮮は清國の屬邦かと尋ねた處、清國は屬邦ではないと答へた。七月に副島大使が歸朝すると參議西郷隆盛は征韓の事を建議し自分が朝鮮に渡つて事を處分しようとして請うた。太政大臣三條實美は將に西郷を任命せんとしたが當時洋行中の岩倉具視の歸朝を待つて之れを確定する事とした。副島種臣後藤象二郎板垣退助江藤新平桐野利秋等盛に征韓論を主張し勝安房大隈重信大木喬任等は之れに反對して居つた。九月になつて岩倉具視の一行が歸朝すると、歐米の文物の盛なるを見て來たのであるから、今は外征の時期ではなくて内治を改良し國運を進めるのが急務であると云つて、大に征韓論に反對し木戸孝允・大久保利通等之れに賛同した。十月御前會議が開かれたが、兩派の議論沸騰し、頗る激烈なる論争を演出し、其の結果征韓論は終に破

れ、朝議之れを非とすることゝなつた。

此に於て參議陸軍大將近衛都督西郷隆盛及陸軍少將桐野利秋・篠原國幹等薩藩出身の武人は殆ど袖を列ねて職を辭し鹿兒島に退き又文臣側では副島種臣・後藤象二郎・板垣退助・江藤新平等皆職を辭す此に於て朝野騒然として近き將來に於て何事か事件が起らねばよいがと皆心配するに至たのであつた

第四 清國との關係

一、清國との關係 徳川幕府時代には支那の商船が長崎に來て貿易をして居たけれど、國際上の交通はしなかつたのである。明治三年六月明治政府は外務權大丞柳原前光を清國上海に遣し國書を送つて修好を求めしめ、十月天津で返書を得た。それで翌四年四月更に大藏卿伊達宗城を欽差全權大臣として北京に派遣し兩國間の交通條約を定め七月調印、六年三月批准交換があつた。同日更に通商條約を定め日本に在つては、横濱・函館・大阪・神戸・新潟・長崎・築地を開港場として清國では上海・寧波・九江・漢口・天津・牛莊・芝罘・廣州・汕頭・瓊州・福州・廈門・淡水等を指定したのである。

二、臺灣事件と出征 明治四年十一月琉球藩に屬する宮古島の人民が臺灣の東海岸に漂着すると牡丹(ゾオジャン)社蕃の爲に五十四名殺害せられ、十三名だけ辛くも免れて歸還し鹿兒島縣に具申した。其後六年三月備中の漂流四名も臺灣の東部で劫掠せられた。恰も此時外務卿副島種臣は前年締結した條約の批准交換をする爲に清國に出張中であつたのでその序にこの臺灣事件を持出すと清國では

○此時木戸孝允は征臺の不可を論じ益々内治を盛にすべきことを主張したが納れられなかつた。

○此の役戦死者は僅に十二名であつたが病死をした者は五百餘人に及んだ。

面倒と思つたか、「生蕃は化外の民である。且臺灣は其政權の及ばない地であるから、清國政府は之に關係はない」といふのである。此に於て我政府は臺灣征伐を議決し、七年四月臺灣蕃地事務局を置き參議大藏卿大隈重信を長官とし、陸軍中將西郷從道を臺灣事務都督とし、陸軍中將谷干城・海軍少將赤松則良を參軍とし、兵三千六百餘人を率ゐる將に長崎より出發せんとして居つた。此に於て歐米各國の注目を惹き起し米國公使先づ異議を唱へ英國公使も之に同意した爲に我が政府は議一變し急に大久保利通を長崎に遣し出發を延期せしめた。然るに西郷都督等は之を聴かない。若し清國が異議を起したならば我等を以て國政に服しない脱走者であると云つたら宜しいと云つて出發したので朝議一決し五月十三日三條太政大臣から布告を發したのである。いよ／＼開戦してみると諸蕃皆降つたのであるが獨り牡丹社ばかりは頑強に抵抗したので遂に六月一日我軍三道より之を攻め、遂に酋長の阿祿父子を斬り、其巢窟を燒いてしまつた。

三、清國との談判 此時清國は俄に態度を一變し「臺灣は我が領土である妄に兵を動して貰つては困る、臺灣人に不都合な事があつたのならば、清國政府から責めるから兵を撤回して貰ひたい」と申込んだ。そこで大久保利通は全權大使として北京に至り談判數回に及んだが、殆んど要領を得ない。利通は憤然として歸國しようとする、英國公使ウエードは仲に立つて之を仲裁し、十月三十日北京條約を締結して其局を結んだ。其條約の要領は、

一、日本帝國の征臺は正當の事であるので清國は異議を云はないこと。

○屯田兵は黒田清隆の案に基いたものである。定員は千五百人であつて、宮城、青森、秋田の三縣から募集した。屯在地は石狩國札幌郡であつた。平素は開拓をなし、有事の日に戦列に就くのである。

- 二、被害民撫恤金として十萬兩を清國より出すこと。
- 三、征討費として清國は四十萬兩を日本に支拂ふこと。
- 四、今後生蕃が日本人に害を加へない様に清國から取締ること。

第五 北邊の經營

一、北海道の拓殖 明治二年函館の騒動が平定した後、政府は蝦夷開拓使を置き鍋島直正を長官に任じ間もなく蝦夷島に千島を合して十一國となし北海道と稱し郡をも定め、東久世通禧を開拓長官として黒田清隆を次官とす。かくて土民を撫育し、又内地人の移住及び土地の開拓を獎勵した。其後通禧は長官を罷め、七年八月黒田清隆長官となり、巨額の資を投じて種々の經營をした、八年に至り屯田兵の制を設け國防と開墾とを兼ねさせる事となつた。十五年一月清隆長官を罷め西郷從道が之に代り間もなく開拓使を廢し、札幌・根室・函館の三縣を置いたのであるが、十九年更に之を廢して北海道廳を置き、屯田兵をも廢して第七師團を置き、現今に及ぶ。

二、樺太島 樺太は舊幕時代には雜居地であつたが、露人は殆んど全島を侵略して居つた。安政六年露國東部シベリア提督ムラビヨフ來朝して曰く「露國は新に清國と國境を定め黒龍江を以て境とする事になつた。されば沿海州に附屬せる樺太は固より露領たるべし」と。依つて幕府は文久二年に外國奉行竹内保徳及び松平康直を露都に派し、北緯五十度を以て兩國の境界としようと主張し、其結果

明年八月を期し兩國の委員が實地を踏査する事となつた、然るに當時幕府は頗る多事であつたので委員を派遣しなかつた。慶應二年に至つて幕府は使節を露都に派出したが、今度は露國は全島露領論を主張して決しない、依然として兩國の雜居地として明治に入つた。

三、千島樺太の交換 明治七年駐露特命全權公使榎本武揚は政府の命により露國と交渉を開き、八年五月に至り我が國は千島群島を得、樺太全島を露國に譲り、占守海峡を以て國境と定めた、然るに以來我が國人の北方に注目する者なく、北海の水産は外國人の密獵に任せてあつたのであるが、明治二十六年海軍大尉郡司成忠は報效議會を組織して自ら占守島に移住し、北方の番人となつたので、此方面の密獵は次第に減じて來たのである。

第六 地方の騷亂

一、民選議院設立の建議 明治七年一月先に征韓の議に敗れた人々の中の前參議副島種臣・後藤象二郎・板垣退助・江藤新平・前東京府知事由利公正・前左院少議員小室信夫・前大藏大丞岡本健三郎及び古澤滋の八人民選議院設立の建議をして曰く「民選代議士を諸國より出し、公議輿論を採りて國憲を樹立し以て有司專制の弊を矯め、以て民權を振興し 國本を鞏固にせよ」と以來世論喧しく急進と漸進との二派に分れ互に論難攻撃し、新聞雜誌は皆政治上の議論を掲げる事となつた。

二、佐賀の亂 征韓の議が行はれない事になると、新政府に對して不平の念を抱いて居る者どもは

○佐賀の士族等は當時恒産を失つて貧窮に陥つて居た。封建と征韓とは其口實であつて、たゞ騒亂を起して何等か得る所あらんとしたのである。江藤新平は佐賀で先づ亂を起したならば鹿兒島の西郷も土佐の板垣も必ず相應じて兵を擧げるならんと考へたのであつた。

益々悪感を抱き或は忿激に政府を覆へさんとし、或は公議公論を政府に迫る有様であつたが、明治七年一月十四日土佐の不平等士族等は徒黨を作り岩倉具視の退朝を窺ひ、東京赤坂喰違見附で要撃して負傷せしめた。翌二月には江藤新平等の民選議院設立の建議となつたが、これも失敗に歸したので佐賀の士族等の不平は其極に達し、遂に密に封建の昔に復し、又征韓を實行せん事を謀り、江藤新平を推して首領とし大に其準備をして居る中に、其徒の島義勇等佐賀の小野商會を襲ふて金銀貨物を掠奪したので、騒亂が爆發したのである。其徒黨は二千五百餘人であつた。政府は參議大久保利通に命じて之を鎮撫せしめた。賊徒は縣廳を襲ひ縣令岩村高俊を走らした。此に於て朝廷では嘉彰親王を征討都督とし、陸海軍を發して之を討たしむ。大久保利通は博多に根據を置き、三道より九州の兵を集めて大に賊を破り、征討軍のまだ到着しない中に潰散せしめた。江藤と島は遁れて鹿兒島に入り、西郷隆盛に依らうとしたが、隆盛は之に應じなかつた。島義勇は鹿兒島で捕縛せられ、江藤は更に舟に乗じて土佐に遁れ、板垣に依らうとして居る中に捕縛されてしまつた。四月十三日江藤と島を梟首し、其徒十名を斬り、他は輕重に依つてそれ／＼處分し平定に歸した。

三、熊本の亂 當時熊本の士族大野鐵平（大田黒伴雄）、加屋齊堅、上野謙語等も新政に不平であつて、殊に西洋風の流行を喜ばない、常に時政を誹り神道を崇拜し其徒二百餘人敬神黨と稱し、後に神風連といふ。明治九年十月廿四日の夜遂に亂を發し、突如熊本鎮臺を襲ひて之を焼き、又司令長官陸軍少將種田政明、縣令安岡良亮の宅を襲ひ、政明を殺し、良亮及び參事小關敬直を傷つけ、遂に縣廳に

迫り勢ひ頗る盛であつたが、翌日鎮臺兵の爲に討たれ、大野・上野等は殺され、他は或は自殺し或は自首し或は逃亡して亂平ぐ。此時筑前秋月の士族宮崎車之助・今村百八郎等四百餘人秋月に亂を發して、神風連に應じ豊前に亂入したのであつたが、小倉營所の兵の爲に平定されてしまつた。

四、萩の亂

當時前兵部大輔前原一誠も亦新政を喜ばない一人であつた、官を罷めて郷里の山口に居つたが、熊本の亂が起ると、横山俊彦・奥平謙介等と謀り徒黨二百餘人を集め萩で兵を擧げた。縣令關口隆吉之を廣島鎮臺に報じ出兵を求むる一誠は官兵に破られて島根に走り捕へられた。然し萩にはまだ殘黨が居つたので、三浦少將は兵を率ゐ水陸から之を攻め遂に平定してしまつた。此時青森縣舊斗南藩士永岡久茂及び竹村俊秀等東京に在りて遙に一誠等と謀を通じ千葉に至りて縣廳を襲はんと企てたが、事成らずして捕へられ、久茂は獄中に死し他は斬罪に處せられてしまつた。

五、西南の役

征韓の論不成立となつて西郷等陸軍出身の軍人は大抵官を辭して歸郷したのであつたが、城内舊御厩址に私學校を營み篠原國幹之を督し、隆盛之に長たり、文武の業を講じて、子弟を教育して居つた。隆盛の徳望を慕つて來り學者數千人、遂には分校十三ヶ所を設ける勢ひであつたが、多數は血氣盛な青年であつたので、隆盛の心事を察せずして、竊に現政府を倒し改革を斷行せんとし、其機會の到達するのを待つて居つた。此時恰も佐賀や熊本の亂に引續き、秋月萩の騷動があつて天下頗る不穩の形勢となつたので、私學校の連中は遙に之に應じて事を擧げんとしたのを隆盛は之を抑制して居つた、故に江藤新平が事敗れて隆盛を頼つて來た時も隆盛は之に應じなかつたのである當時政府は海軍提

○征韓論は大久保利通等の反對により行はれず其結果各地に騷亂を惹起し西郷の城山滅亡となつたが志士島田一郎は隆盛の爲に怨を利通に報ぜんとし、十一年五月同志の士數名と共に紀尾井坂下に其登朝を待ちて之を刺殺す。利通時に四十七天皇悼哀し右大臣正二位を贈り金幣を賜ふ。維新の三傑と呼ばれたる西郷・木戸・大久保の三名は皆世を去つてしまつたのである。

○三月十二日議官柳原前光、陸軍中將黒田清隆等命を受けて

督府を鹿兒島に置き、舊藩主島津齊彬が先に創立した大砲及び諸器械製造所集成館を以て器械所とし陸軍も亦製彈所を設けて居つた。今や鹿兒島の風雲甚だ穩かならずと聞き、製彈機械を大阪に移さうとした。私學校生徒は多數の力をかりて之を途中で、奪掠し且つ海軍の機械所をも掠奪した。たまたま薩摩出身の東京警吏中原尚雄の歸省せしを捕へ、拷問の末、遂に政府の密旨を帯び隆盛を刺殺す爲に來つた者であると爲してしまひ、之れを隆盛に訴へて其處決を促した。隆盛は事既にこゝに至る上は止むを得ずと決心し、私學校の徒、將に政府に問ふ所ありと稱し、明治十二年二月十五日兵一万五千を率ひて鹿兒島を出發す。縣令大山綱良之に應じ、檄を飛ばして沿道諸縣及び鎮臺に報じ、又官金を送つて其軍資を助けた。隆盛等は進んで先づ熊本城を圍んだ。司令長官谷干城固く守りて屈せず、此時熊本の池邊吉十郎隆盛に應じて城を攻めたのである。

當時明治天皇は京都に行幸遊されてゐて、二月廿一日に京都御出陣で還幸の御豫定であつたが、今や此報が達したので其儘京都に御駐蹕の事となり後七月廿八日神戸から海路御還幸なされた。此に於て政府では隆盛以下の官位を奪ひ、熾仁親王を征討總督とし、陸軍中將山縣有朋・海軍中將川村純義を參軍とし、野津鎮雄・三好重臣・三浦梧樓を旅團司令官として之れを討しむ。熾仁親王は福岡に上陸せられ先づ此處を本營とせられた。かくて田原阪の激戦に篠原國幹を斃し、次で田原阪を奪ひ植木の險に逼つたが副將桐野利秋よく防いで官軍苦戦の色があつた。そこで黒田清隆に命じて別働隊を編制せしめ海路八代に上陸して賊背を撃たしめ、又第四旅團を編制して大山巖を旅團長とした、又別に山田顯義に

鹿兒島に赴き島津久光父子を諭して砲臺造船所を破り彈藥糧食を收めて敵の後援を絶ち大山綱良を捕縛した。

○西南役の最中即ち九年五月内閣顧問木戸孝允病を以て京都で薨去す年四十四。天皇哀悼し勅使を遣し正二位を贈り賜ふ。

○明治廿二年隆盛は特に赦されて正三位を贈られ、その子に侯爵を授けられた。

別働旅團を編成せしめた。八代に上陸をした。黒田清隆の部隊は進んで宇土に達すると此時恰も熊本域中の少佐奥保鞏が一大隊の決死隊を率ゐ四月八日の夜城を出で、敵軍の間を突破し来るに會ひ乃ち部署を定めて川尻を突き賊の背面から攻めた。域中の兵亦攻勢を取り前後から挟撃したので、十四日には重圍忽ち解け、翌十五日には高瀬口の官軍も敵を破りて城に入ることが出来た。以來官軍は連戦敵を破り次第に賊軍を壓迫したので隆盛利秋等は鹿兒島に逃れ城山に據つた。官軍之を圍み戰はざること十數日、九月廿四日午前四時三發の號砲を以て全軍の總進撃をなし終に隆盛以下の首級を得て亂始めて平いだ。

第七 朝鮮問題

一、江華島事件 明治八年九月我が軍艦雲揚號が支那の牛莊に赴く途中、淡水が缺乏した爲に漢口の川口に船を止め端艇を下して江を遡らしめると、江華島の砲臺から之を砲撃した、艦長井上良馨は乃ち之を攻撃して占領してしまつた。此報が達すると、上下騒然として再び征韓論が起つた。我が政府は黒田清隆と井上馨とを遣つて其不法を詰り且つかねて未決の問題となつて居る修好の事を議せしめた。翌九年二月初朝鮮政府は其罪を謝して我が要求に従ひ、修好條約十二款（江華條約といふ）を結び、先づ朝鮮は自主の邦である事を承認し、以て清國が從來朝鮮半島に於て保有して居ると稱して居る宗主権を明確に否認し、釜山の外元山・仁川の二港をも開く事となつたのである。此に於て文化八年に聘を絶つてから六十餘年を経て再び相交通する事となつた。

○此時以來清國も又軍隊を京城に派出し袁世凱が之を統べて居つた。

○明治十六年七月右大臣岩倉俱視薨す。天皇痛悼し給ひ廢朝三日。太政大臣を贈り國葬式を以て之を葬らしめ結ぶ。

二、明治十五年の變

朝鮮の攝政大院君は頑迷な人であつて守舊を好み革新を喜ばない。従つて清國を頼りとして日本人を厭つて居つた。明治十五年七月廿三日京城に在る朝鮮兵は給與の少きを訴へて亂を起したのを、大院君は之を煽動して日本の責任に歸したので、亂兵は王宮に亂入し遂に我が軍人を殺し、又我が公使館を襲つて火を放つた。公使花房義質は館員と共に僅に身を以て免かれ仁川に走り濟物浦に至り幸に英國船に救はれて長崎に歸着した。此に於て軍艦數艘を發して我が在留人民を保護せしめ、外務卿井上馨を下關に遣はして花房公使に訓示を授け、陸軍少將高島鞞之助・海軍少將仁禮景範に命じ軍艦を率ゐ花房公使を護衛して京城に入らしめた。公使は國王に謁して我が要求に對する決答を求めたのであるが大院君等は清國の後援を得んで決しない公使は最早これ迄と決心し、京城を去つて仁川に出た。當時清國はまだ朝鮮を自國の屬邦と見做して居たが、今や日韓兩國の隙を開くのは清國に取つて不利なりとし、大院君を連れて天津に去つてしまつたので、朝鮮政府は急に態度を一變して條約を結び償金五十萬圓、撫恤金五十萬圓を出し、又日本公使館保護の日本兵を京城に駐在せしめる事と、謝罪使を特派する事とを承諾せしめた。これを濟物浦條約といふ。此に於て我が政府は兵二中隊を京城に置いて公使館を守らしめ、償金の中四十萬圓を還附して革新の費用に充てしめたのであつた。

三、明治十七年の變

此に於て朝鮮政府は朴永孝、金玉均の二名を謝罪使として日本に派遣したのであつたが、二人は日本の文物制度を見て大に感歎し以て依頼すべきことを知り歸國の後同志を集めて一黨を組織し、國政を改革して獨立を維持せんとし、萬事日本國に頼らんとした、之を日本黨又は獨立

○この天津條約を清國が守らなかつた爲に明治二十七八年の戦役が起つたのである。

黨と云つた。之に反抗して守舊主義を探り、清の大國に依附せんとする一派を事大黨と云ひ閔氏の一派が其中心となつて居つた。この二黨は互に相争つて居たが清國の袁世凱は二千の兵を以て事大黨を助け獨立黨を滅し日本の勢力を朝鮮から一掃せんとした。金玉均・朴永孝等は先づ事を起さんとし明治十七年二月京城郵便局の開業式を機とし、大臣閔泳燮等を傷け、更に王宮に入りて事大黨の大臣數名を殺し、國王を擁して革新の令を發せしめたのである。此時我が公使竹添進一郎は國王の請求により兵一申隊を率ゐて王宮を護衛して居ると閔氏の一族は清兵二千に朝鮮兵を合したものを率ゐて我兵と戦つた。然るに戰酣にして混雜に乗じ國王は密に宮を脱して清軍に投じたので、我が兵は止むを得ず公使館に引揚げると、清兵は追撃して我が公使館を焼き礮林大尉以下三十餘人を濫殺した。竹添公使等は辛くも仁川に逃れ之を政府に報じた。此に於て獨立黨の計畫は全く破れ、金玉均・朴永孝・徐光範等皆日本に亡命した。我が政府は外務卿井上馨を特命全權大使となし、其罪を詰り、結局公使館再建費二萬圓、撫恤金十一萬圓を支拂ひ、謝罪使を出す事などの條件で落着した。之を京城條約と云ふ。

四、天津條約 然るに今度の事件は清國とも大關係があるので、十八年三月宮内卿伊藤博文と特命全權大使として天津に派出し、清國の全權大臣李鴻章と會議せしめた。其結果所謂天津條約を結び、他日朝鮮に出兵するに就ての規約を作り、又清兵の暴擧に關しては清國は軍法によりて其兵士を處罰すべき事を約した天津條約の本文を擧げてみると。

一、議定す、中國朝鮮に駐劄するの兵を撤し、日本國朝鮮にありて公使館を護衛するの兵辨を撤す、

畫押蓋印の日より起り四個月を以て期とし期限内に各数を盡して撤回するを行ひ、以て兩國滋端の虞あることを免る。中國の兵は馬山浦より撤去し、日本國の兵は仁川港より撤去す。

二、兩國均しく允す、朝鮮國王に勸め、兵士を教練し、以て自ら治安を護するに足らしむ。又朝鮮國王に由り他の外國の武辨一人或は數人を選備し、委するに教演のことを以てす爾後日・中兩國均しく員を派し、朝鮮に在りて教練すること勿らん。

三、將來朝鮮國若し變亂重大の事件ありて日・中兩國或は一國兵を派するを要する時は應さに先づ互に行文知照すべし、其事定まるに及んでは即ち撤回し再び留防せず。

五、琉球 琉球は慶長十四年以來島津氏の支配を受けることとなつたが支那にも聘を通じて來つた。維新後政府は之を鹿兒島縣に編入し國王尙泰を藩王としたが、藩王はなほ其政務を司り貢税を納むるも内治は獨立して居つた。十二年藩を廢して沖繩縣を置き藩王を東京に召した清國は之に對して不服を唱へ紛議が起らうとしたが恰も米國大統領グラント來朝し仲間に斡旋して無事に解決したのである。

第八 立憲政體の確立

一、立憲政體の階梯

明治七年民選議院設立の請願は行はれなかつた。其後各地の騷亂や西南の役などが有つたり、又朝鮮事件などの爲に一時中絶して居つた。明治八年四月太政官の左右兩院を廢し、元老院を設けて立法院とし大審院を置いて司法權の根柢を固めた。又六月には始めて地方官會議を開

○太政官の左院は議法官、右院は法案の起稿をする所であつた。明治二十三年國

會の開設せらるゝ時
元老院を廢す。

き以て立憲政體を立てる階梯となし、十一年七月には府縣會規則を發布し始めて議員を民間から公選して府縣の經費等を議定せしめた。西南の役以後は政府と意見を異にして居る者も武力を以て争ふといふ事はなくなり、言論を以てその主張を遂げんとするに至つた。従つて各所に民權を説く者多く、國會開設の請願をする者も澤山あつた。

二、國會開設の大詔

明治十四年十月十二日大詔を發せられ、明治廿三年を期して議員を召集し、國會を開くべき旨を仰せ出された。茲に於て志士の運動全く止み、大隈重信は河野敏鎌・前島密・北畠治房・矢野文雄・沼間守一等と共に改進黨を組織し秩序的漸進主義を執りて二局議院論を唱へ、板垣退助等は自由黨を組織して極端なる急進主義を執り、一局議院論を唱へ、丸山作樂・福地源一郎等は二者に反對して立憲帝政黨を起し、互に機關新聞を發行して、其所説を輿論に訴へ、彼此相論して居つたこれが爲に民間の政治思想も次第に發達する様になつたのであつた。

三、官制の改革

維新以來度々官制の改革があつたが、大抵大寶令に據り主省があつて各省を總括して居つた。十五年二月參議伊藤博文は命を奉じて伊東巳代治・平田東助等を隨へ歐洲に至り主として

○此時大政大臣三條實美其職を辭し、更に内大臣となり、伊藤博文は内閣總理大臣となる。

獨逸に在りて、制度典例及び憲政の實況を調査し、翌年八月に歸朝した。かくて十七年三月宮中に制度取調局を設け、博文を長官として立憲制度實施の準備をなす。十八年十二月中央政府の官制を改革した内閣制度を創立し、従来の太政官・太政大臣・左右大臣・參議及び各省の卿等を廢し新に内閣總理大臣を置き、その下に外務・内務・大藏・陸軍・海軍・司法・文部・農商務・遞信の九省を設け各省に大

臣・次官を置き、合せて十大臣を以て内閣を組織して、至尊を輔弼し奉る事となり、別に宮中には内大臣・宮内大臣及び宮中顧問官若干名を置いた。廿一年四月樞密院を置き天皇の最高顧問府となし國務を諮詢する所となる。

四、地方自治制の實施

廿一年四月市制・町村制を發布し、人口二萬五千以上の都會を市と稱して郡から獨立せしめ、市及び町村を一の自治とし市にては市參事會町村では町村長を以て政治執行の機關とし、市會・町村會を開いて政治を議せしむる事とした。翌年に至り東京・京都・大阪の三市には特別市制を布きこの三市では知事は市長の事務を、又書記官は助役の職を兼任する事となつた。(然し其後種種の弊害と紛擾とを生じたので三十一年十月に此の制を廢し三市も普通市制による事となつた)其他の都會・村邑も順次市制又は町村制を執行し以前の制度であつた郡區編成法の區長・戶長等をやめ人々皆自らその地の政治を行ふ事となり、すべて憲法の主義を以て自治の制度を行ふ事となつたのである。かくていよゝ憲法發布となるのである。

五、憲法發布

伊藤博文は命を奉じて各國の國法を研究し、之を斟酌して大日本帝國憲法を起草し、

之を樞密院に附し、各顧問官をして審査せしめて遂に憲法を定め、憲政實施に關する諸般の準備全く整ひたるを以て、明治二十二年(紀元二千五百四十九年)二月十一日、紀元節の佳辰を以て、親王・大臣華族・府縣知事・裁判所長・府縣會議長及び外國公使を會して帝國憲法發布の大典をお擧げなされた。この日天皇先づ賢所を拜し、皇祖神靈に奉告あらせられ、次に皇后と共に正殿の式場に臨御して、樞密

○皇室典範は皇位繼承、踐祚即位、成年立后立太子、敬稱、攝政、太傅、皇族、世傳御料、皇室經費皇族訴訟及び懲戒、皇族會議、補則の十二章六十二條より成り、更に四十年二月十一日増補八條を制定せらる。

○明治廿二年十一月三日儒君明宮嘉仁親王を立て、皇太子とし、古典に従ひて壹切の劔を傳へ給ふ。
○廿三年十月元老院を廢す。

○伊藤博文貴族院議長となり、中島信行衆議院議長となる。

○當時貴族院は皇族十人公爵十人侯爵廿一人伯爵十五人子爵七十八人男爵二十人勲

院議長伊藤博文の棒呈せる新定の憲法を内閣總理大臣黒田清隆に親授し給ひ、詔勅を賜ふ。又議院法・選舉法・會計法・貴族院令を發布せられ、又皇室典範を定めらる。憲法は七章七十六條より成り、國家の組織及び臣民の權利と義務の大体を規定し、立憲政治の實體を定められたものであるから、天下萬民舉つて之を祝賀し、帝國の彌々鞏固にして寶祚の益々無窮ならんことを仰望し、無比の壯觀を現出したのであつた。又勅使を發して伊勢の大廟大和畝傍山の御陵及び京都の孝明天皇の御陵に奉告し、又維新の功臣たる岩倉具視・島津久光・大久保利通・木戸孝允・毛利敬親・鍋島直正・山内豐信等の墓に告げしめ給ひ國事犯を大赦し、西郷隆盛・藤田彪等維新の大業に功ありし者に位を贈り、八十歳以上の者に金を賜ふ。式終つて天皇は皇后と共に青山練兵場に臨み觀兵式を擧げさせ給ひ、即夜群臣を豐明殿に召して宴を賜ひ發布式に參列せる者に憲法發布記念章を賜へり、西洋諸國の歴史を見るに我國の如くかく君臣和樂の間に憲法の發布せられた例はないのである。

六、帝國議會の開設

憲法の發布に遵ひ、最初の衆議院議員の選舉は二十三年七月一日を以て行はれ十一月廿七日より翌年三月八日に互つて開會せられたのである。帝國議會は貴族院と衆議院とより成り、貴族院は皇族及び公・侯爵の丁年以上の者、伯・子・男爵は其數の五分の一以内を互選したもの、勅選議員及び各府縣多額納稅者互選議員を以て成り、任期を七箇年とし、衆議院議員は全國の有資格者中より選舉せられ任期を四箇年と定む。十一月廿九日車駕貴族院に親臨して開院式を擧げさせられ、それより各種の法律案及び次年度の豫算を議したのであつたが、此時山縣内閣は民黨の爲に大に窘められ

選六十一人多額納税
四十五人合計二百五
十二人より成り、衆
議院は三百名なり。

○十三年發布の刑法
及び治罪法は司法省
顧問佛人ボアソナー
ドの起稿である。

○民法は卅一年七月
より實施、商法は廿
四年六月より實施し
その一部は廿六年七
月からの定めであつ
た。

殊に豫算問題に於て六百五十萬圓の削減をなすに至つたのであつた。

第九 法典編纂と條約改正

一、法典の編纂 明治の初年には刑罰は答・徒・流・死の四等と定めてあつたが、三年十二月新律綱領を發布したこれは大寶令を基礎として明清の法律を參酌したものである。六年に至り司法卿江藤新平は各國の法律を參酌して改定律例を定め、磔刑・梟首等を廢した。九年には刑法・民法・治罪法の編纂に着手し、十三年佛國の法律に則りて刑法・治罪法を制定し、十五年より施行した。又廿三年には民事刑事の訴訟法・行政裁判法・裁判所構成法・民法・商法を發布し、かくの如くにして三十一年頃迄に我が法典は大略完成したのである。その中刑法は更に改正の必要があつたので、明治四十年の議會で可決し、翌年から實施せられる事となつた。

二、條約改正 安政の假條約は我國に取つては頗る不利益なものであつたが、明治五年七月四日は滿期の日であつて、是より以後は何時でも其改正を要求する事が出来る約束であつたので、岩倉大使の一行は先づ米國で改正案を提出したけれど、米國は之に應ぜず、不成功に終つてしまつた。明治十一年外務卿寺島宗則も條約改正を計つたが、宗則は法權の對等を後にし、先づ、税法だけの改正をなさんとしたので、國民の非難する所となり、十二年辭職し、井上馨之に代り、十五年以來屢々列國公使を會して之を議し、十九年には殆んど決せんとしたが、之も對等のものではなかつたので、大に輿論の反抗を招

き、二十年には職を辭し、大隈重信が之に代ると、今度は列國會議の方法によらないで、國別に交渉を開いたのであつたが、これも我國に不利な點があつたので、朝野の反對を受け、遂に刺客に要撃せられて、負傷し、改正の事も亦頓挫して後には青木周藏が外務大臣となり、廿四年には先づ英國と對等條約を議したのであつたが、丁度其頃滋賀縣大津で露國皇太子ニコライ殿下が狂漢の爲に負傷なされた事件が起り、青木外務大臣は責を負うて辭職したので、改正のことは又もや成立しなかつた。

かくて二十五年には陸奥宗光が外務大臣となると、青木周藏の改正案を基礎として、新に通商條約改正案を作り、當時獨逸公使を勤めて居つた青木周藏に英國公使を兼任せしめ、先づ英國政府と交渉せしめたのである。この二人の處置が宜しきを得た爲に、英國は之に同意し、廿七年七月に調印を終つたのである。この改正案は五年の後に改正條約を實施し、同時に領事裁判を撤去せんとするのであつて、英國を始として我が海外駐劄の公使に命じ、國別談判を開始したのであつた。當時英國はローズベリー内閣であつたが、日本の英國公使フレージャー氏間に立つて大に斡旋し、廿七年七月十六日英の外務大臣キンバリー氏の調印が濟み、始めて日英の對等條約が出来たのであつた。以來他の列國との改正も成立し、我國多年の宿望は全く達せられたのである。

第十 明治二十七八年戰役

○この調印後數日を經て二十七八年の戰役が起り、其結果列國は皆我が國の實力を承認し、各國皆改正案に同意し、三十年十二月に至つて悉く舊條約を改正してしまつた。

○陸奥宗光は二十九年八月に薨去した。

一、開戰の原因 明治十八年三月我國は朝鮮のことに就きて、清國と天津條約を結び、朝鮮問題は

○廿七年三月廿八日
朝鮮の亡命志士金玉均は清國上海で反對黨の爲に暗殺せられた。

○清兵が牙山に上陸したのは廿七年六月八日であつて、我が混成旅團が仁川に上陸したのは六月十八日であつた。

○當時日本は新進の國であり清國は老大人の國であつたが、世

解決を告げた筈であるが、日清間の感情はまだ融和しないで、いつか破裂をするであらうとは、何人も豫想したのであつた。明治廿七年頃になると、朝鮮に東學黨といふ一種の宗教的結社が起り、半島全部に其信徒を有して居つた。此頃朝鮮では相變らず閔氏が政權を握りて權勢を恣にし、地方の政治は紊亂を極め、人民は政府を恨み、亂を思ふ者が多かつた。かゝる中に地方官吏はます／＼暴政を行ふので、人民は激昂し、遂に東學黨の首領である全琮準を推して主となし、保守を主義として政府の失政を責め日本人及び西洋人を放逐することを名義とし、暴動を起し、或は倉庫を破りて金穀を人民に分配し、或は官衙を毀ち、吏員を殺し、其勢頗る猖獗を極めたのである。朝鮮政府は兵を出して之を討つたのであるが、官兵にも亦暴徒の味方をする者が多く、之を平定する事が出来ないで、清國に援助を求めた。清國は屬邦を保護すると稱し、大兵を牙山に上陸させて置いて、而して後に之を我國に報じた。此等の狀況は固より我國では一々明かに解つて居たので、我が政府は當時歸朝中であつた公使大島圭介を遣はし、陸軍少將大島義昌をして混成旅團を率ゐて、公使館及び居留民保護の爲に京城に赴かしめ、之を清國に報じた。間もなく東學黨の亂は平定したのであるが、我が國は朝鮮と清國との關係を明瞭にして獨立の實を擧げさせなければ、東洋の平和を保つ上に於て害があると認めたので七月三日大島公使は朝鮮國王に謁し、先づ内政の改革を勸告し、清國に對しては兩國協力して事に當らんと勧めたのである。國王は之を承諾したが、清國は之に應じないで却つて日本軍の徵兵を要求し、續々自國の兵を朝鮮に送り、武力を以て我國を抑壓せんとし、又袁世凱は國王を威嚇して、日

界列國は頗る日本の勝算を危んで居たのである。殊に海軍に至つては清國の方が遙に優勢であつて、廿四年の夏清國北洋艦隊が提督丁汝昌に率ゐられて來航した時には日本の海軍は顔色がなかつたのであるから、開戦の結果については我が國人も頗る危んで居たのである。

○旅順口は難攻不落と稱せられ、數萬の大軍を以て少くも三ヶ月間攻撃しなければ陥落はむづかしいと云はれてゐたのを僅に一日で陥れて世界を驚かしたのであつた。

本の要求を拒絶せしめたのである。此に於て大島公使は七月二十四日韓兵の拒むのを排して王城に入り、王に謁見して其反覆を嚴責し遂に國王をして牙山の清兵の掃蕩を大島公使に委ね、清韓條約の廢棄を宣言せしめたのである。かくて七月二十五日我が軍艦吉野・浪速・秋津洲の三隻は朝鮮に赴かんとし、豊島沖で清國の軍艦と會した處、清艦は突然發砲したので、我も之に應じ運送船高陞號を撃沈し、軍艦操江を捕獲し、廣乙を破壊してしまつた。ついで廿九日我が混成旅團は清兵と成歡に戦つて之を破り、ついで牙山を占領した。此に於て八月一日宣戰の大詔を發布せられた。八月廿六日には日韓攻守同盟條約を締結し、九月十三日には大元帥陛下廣島へ御發聲、大本營を置いて親しく軍事を督し給ふ事となつたので、國民の敵愾心、兵氣の旺盛は其極に達したのであつた。

二、戰況 此時清軍は平壤を根據地として居つたが、陸軍中將野津道貫の軍は三方から、進んで之を包圍攻撃し、九月十六日之を陥れ、十七日には我が聯合艦隊司令長官海軍中將伊東祐亨は敵の北洋艦隊と黃海に激戦して其の三艦を撃沈し、一隻を破壊して大損害を與へ黃海の制海權を我が手に收めた。既にして陸軍大將山縣有朋は第一軍司令官として鴨綠江を渡り、滿洲に進んで、九連城、鳳凰城を抜き連戦敵を破り、又陸軍大將大山巖は第二軍司令官として花園口に上陸し、直に金州大連を占領し、十一月廿三日海軍と協力して旅順口を占領す。廿八年二月第二軍の一部は更に山東半島に渡りて萊城灣に上陸し、海軍と共に威海衛を攻撃して定遠竝に數隻を轟沈し、二月十二日には丁汝昌力竭きて、鎮遠以下の軍艦・兵器・砲臺・彈藥等を我に容れて自殺し、十七日全く威海衛を占領してしまつた。

○開戦前の日清海軍戦力比較
 ○日本軍艦二十八隻
 排水量五七三二噸
 水雷艇二十四隻
 排水量一四七五噸
 重砲三百七十一門
 輕砲三百七十一門
 速射砲二百八十七門
 ○清國軍艦八十七隻
 排水量七七一噸
 水雷艇二十五隻
 排水量一〇四噸
 重砲百四十三門
 輕砲百三十六門
 速射砲二十二門

○日清戦争の結果として清國は全く朝鮮を放棄してしまつたので、朝鮮は我が國の厚意を謝し、やがて國號を韓と改め、國王は新に皇帝の位に即いた。

○廿八年五月韓山資紀を臺灣總督とし、六月清國との間に授受を了つた。然るに臺灣の土民は大に反抗の態度を取つたので、北白川宮能久

三月に入ると第一軍と第二軍と合して北京に向つて進撃し、先づ牛莊を陥れ、營口、田庄臺を抜き別に陸軍歩兵大佐比島義輝は混成枝隊を率ゐる海軍と力を協せて臺灣に向ひ先づ澎湖島を占領した。三月十六日小松宮彰仁親王征清大總督に任せられ御出征なさる事になつた。此時清國は李鴻章を媾和全權大臣として下關に派遣して居つたが、數十隻の軍艦運送船は列を正して總督官を守護し、威風堂々として海峽を下つたのであつた。

三、下關係約 清國は形勢の不利なを見て、列國に仲裁を依頼したが、成立しなかつた。それで使者を遣はして媾和を計らせたが、其他者の資格が不十分であつたので我が政府は之に應じなかつた。それで李鴻章は自ら媾和全權大臣となつて三月十七日下關に來たので、我が政府は内閣總理大臣伊藤博文、外務大臣陸奥宗光を全權辦理大臣となし、之を談判せしめ、四月十七日に至りて、平和條約が成立したのである。其重要な條件は左の如きものであつて、之を下關係約と云ふのである。

- (一) 清國は朝鮮の完全なる獨立自主たることを確認すること。
- (二) 清國は遼東半島、臺灣及び澎湖列島の土地の主權並に該地方に在る城壘兵器製造所及び官有物を日本に割讓すること。

(三) 清國は軍費賠償金として銀二億兩を日本に支拂ふべきこと。

(四) 沙市、重慶、蘇州、杭州の四港を開くこと。

(五) 清國は本條約の擔保として日本國軍隊の一時威海衛を占領する事を承諾し、毎年其費用の四分

親王は近衛師團を率

ゐて之を討ち給ひ、
廿九年四月に全島平
定し、民政を布くこ
となつた。然し能
久親王は廿八年十月
廿二日病の爲に薨去
なされたのである。
三十年十月更に總督
府を置き、一年と
島内の經營を進めて
居る。

○カシニールは北京駐
在の露國公使である
此人の立案に成つた
のでカシニール條約と
いふのである。

の一、銀五十萬兩を支拂ふこと。

然るに此時露國は日本帝國が遼東半島を永久の所領とするのは、東洋永遠の平和に害があるといふので佛蘭西、獨逸の二國と連合して、其邊附を勸告して來たのである。此に於て我が政府は元來清國と開戦するに至つたのもその目的は東洋の平和を固くするの爲であるから、今や三國政府も亦東洋の平和を計るために故障を申込んだのであるし、殊に清國は既に我が要求を容れて媾和の實を擧げたので、斷然遼東半島を清國に還附し、其代償として銀三十萬兩を受領する事となつた。然し世論は沸騰し、大に國力を増進してこの屈辱を雪がなければならぬことを感じたのであつた。

第十一 三十三年北清事變

一、清國と諸外國との關係 日清戦争が始まる前までは、日本よりも清國の方が強國であると世間から信ぜられて居たのであつたが、今や其衰弱を明かに世に示したので、歐洲列國は皆清國から何等かの利権を獲得したのである。先づ露國は日本をして遼東半島を還附せしめた報酬として數多の特權を得た上に、カシニール條約を結び、清國の領土内にシベリア鐵道の延長線なる東清鐵道の敷設權と滿洲の鑛山探掘權などを得たのである。獨逸は宣教師二人が清國の暴民の爲に殺されたのを口實として膠州灣を占領し、三十一年には同地を九十九年間租借し、又山東省に鐵道敷設權と償金を得た。さうすると露國は更に一步を進めて、旅順大連及び其附近一帯の地をば廿五年間租借し、又ハルビン

○支那人は耶蘇教が支那の祖先崇拜を否定し、又其宣教師が支那の慣習に倣はな
いで教徒の利害に干渉し、或は地方の官吏を脅迫するのを悪
んで居つた。三十二年頃から白蓮教に屬する秘密結社が出来て義和團と稱し、外人及び耶蘇教を排斥することを主義とした。

から旅順まで東清鐵道の支線を敷設し、其附近の鑛山採掘權を得てしまつた。英國は此形勢を見て、三十一年清國と約し威海衛及び其附近の地と香港の對岸の九龍半島の地を租借し、佛國は廣州灣を租借し、又廣東、廣西、雲南省の鑛山採掘權を得たのである。我國も其仲間入りをして、臺灣と密接な關係がある福建省を不割讓の地とする事を約せしめたのである。

二、義和團匪 清國の實力は此等列強の要求を拒むことが出来なかつたのである。此に於て清國人の排外思想は盛に起り、三十二年には遂に義和團匪の暴動となつた。當時清廷では保守派が勢力があつたので、却つて之を保護する傾向があつて、鎮撫に盡瘁しなかつた。それで匪徒は先づ山東省の各地に起り、保清滅洋の旗を翻へして、或は宣教師を殺し、或は教會を毀し勢ひます／＼盛となり、三十三年四月には直隸省に入り、鐵道を破り、天津の外人居留地を襲ひ、遂に官兵も之に加はり、北京の各國公使館を包圍し、獨逸公使ケツトル男爵及び我が書記生杉山彬を慘殺したのである。此に於て我が政府は列國の要求によりて第五師團を出征せしめた。七月師團は天津に着し、八月英國東洋艦隊司令長官シーモアの率ゐた英、米、獨、佛、露等の聯合軍と共に北京に進みて、各國公使館を救つた。此時清國皇帝は西太后と共に難を西安府に避け、北京は殆ど無政府の状態であつた。列國公使は會議を開き、清國政府と談判を開き、其結果清國は列國に對して、四億五千萬兩を支拂ひ、北京と天津間及び其附近の諸砲臺を撤去すること、醇親王を獨逸に、那桐を日本に送つて謝罪の意を表せしむることなどで落着した。此時日本の受領した償金は四千八百九十五萬圓餘であつた。

○當時英國は南阿弗利加トランスバール

で戰爭中であつて東洋に力を専ら注ぐことが出来ない。滿洲及び北清に於ける露獨の行動に對して英國が獨力で當ることは頗る不利なもので、多年維持せし光輝ある孤立を棄て、日本と始めて同盟したのである。三十五年二月十二日桂首相は貴族院で之を發表した

○英國は日英同盟を一層有效のものとなす爲に三十八年八月

三、露清密約 露國は昔からの方針として東洋の方面に大に發展する野心をもつて居つた。義和團匪の蜂起した時滿洲に居る清兵も遂に之に應じて居たので、露國は鐵道保護の名義で、頻りに兵を送り、滿洲の諸要所を占領して永久的の防備をして居つた。事變が終つた後も無論撤兵しないので、清廷を威嚇して密約を結び、滿洲駐兵を承諾せしめんとして居つた。この有様を見て日、英、獨、米、伊、澳の六國は清國に警告すると共に、露國に抗議を提出したので、事は不成功に終つた。然し露國は更に韓國を威壓せんとし、東洋の平和を維持するのに甚だ困難なる形勢となつた。

四、日英同盟 英國は東洋の平和を維持する上に就いては日本と意見を同じくし、又利害の點についても同様であつたので、英のソールスベリー内閣は日本と提携することが得策であると思ひ、三十五年一月我が政府と協約を結び、清韓兩國の領土を保全し、且つ日英兩國が東洋に於ける利益保護の爲に、若し其一國が列國と開戦する如き場合には、他の一國は局外中立を守り、併せて他國が交戦に加はることを妨げること、又上記の場合に於て、他の別國が日英の内一國に對して交戦に加はる時は同盟の一國は協同して戰爭に當ることなどを約したのである。

第十二 明治三十七八年戰役

一、戰役の原因 清國政府は日英同盟の成立を見て大に意を強くし、露國に對して撤兵を請求したので、露國は以後十八ヶ月即ち三十六年十月上旬までに悉く撤兵をする約束をした。然るに實際は

同盟條約を改めて
攻守同盟を結ぶこと
になつた。この結果
東亞及び印度に於ける
全國の平和を保ち
日英兩國の領土權を
確保して其特殊の利
益を防護し、又清國
の獨立と領土保全と
を前提とし、兩締盟
國の一方が他國より
攻撃せられ、或は前
記の領土權及び利益
權の侵害せらるゝが
爲に戰爭を開始する
時は其地の何れたる
を問はず協同して戦
ふこととなつた。こ
の條約は調印の日よ
り十ヶ年を以て期限
とするも繼續する事
が出来ぬ約束である

○政府が第一回の軍
事公債一億圓を募つ
た時其應募額は約四
億五千萬圓に達した
のであつた。

撤兵をしないばかりか、益々遼東半島に新經營をなし、奉天を占領し、又盛に旅順の要塞を修築し、海陸の軍備を擴張し、露の極東總督アレキセーエフは朝鮮から龍巖浦を租借して砲壘を營み、又安東縣に兵備を設け、其暴狀は言語に絶するの有様であつた。然し我が政府はなるべく事を平和に解決せんとし、三十六年八月十二日駐露公使栗野慎一郎をして清韓兩國の獨立、領土の保全及び韓國に於る我國の優越權を認めんことを提議せしめたのである。露國は態と其回答を遷延し、十月三日に漸く回答をして我が要求を拒み、殊に北緯三十九度以北に於ける韓國領地を以て中立地としようと申込んで來た。日本政府は固より之を拒み、若し中立地帯の必要があるならば、清韓境界の兩側各十二里を以てせんと提議したのに對し、露は之に對する返答もしないで、益々滿洲で兵備を整へ、我が政府の再三の注意にも耳を借さない。そこで我が政府も最早妥協の望のないことを察し、三十七年二月六日國交斷絶を露國に通告した。此に於て東郷中將の率ゐて居る聯合艦隊は早くも佐世保を發して八日の夜半旅順口外に敵艦を襲撃して多大の損害を與へ、瓜生少將の率ゐて居る一支隊は、陸軍を護送して韓國に向ひ、二艦を破り十日に宣戰の大詔が下つたのである。かねて幕府時代からの露國の横暴を熟知して居る國民は、憤慨の念に堪へなかつたのであるから、海軍の勝利の公報に接し、引續いて宣戰の大詔を拜讀して其敵愾心は頗る旺盛を極めたのであつた。

二、戰況 日露戰爭の活劇は先づ海軍の旅順攻撃に始まり、全く海上權を掌握し、陸軍の方も朝鮮の方面は第一軍(司令官黒木大將近衛)が三月廿五日鎮南浦に上陸して露兵を驅逐し、第二軍(奧大將、第一軍(司令官黒木大將近衛)が三月廿五日鎮南浦に上陸して露兵を驅逐し、第二軍(奧大將、第三、第四師團)

○我が軍約四十萬、敵は六十萬、戦線三十里に跨がる。

○當時は小村は外務大臣、高平は合衆國駐在公使であつた。

は遼東半島の鹽大澳に上陸し、旅順防禦の第一線たる金洲を陥れて青泥窪、柳樹屯を占領し、又第一師團は新來の第十一師團と合して第三軍を組織し、乃木大將其司令官として旅順を攻圍し、(後に第九師各軍共に北進し、九月四日遼陽城を抜き、更に沙河附近に激戦して大捷を博した。此間旅順の攻圍軍は海軍と協力して難戦苦闘し、數多の犠牲を拂つた。其間に海軍は敵の艦隊と黃海に戦ひて殆んど彼を全滅せしめてしまつた。三十八年一月一日に至りステ・セルは遂に城塞を開いて降参したのである。此旅順の開城は大に我軍の士氣を振作し、全軍北に進んで、三月十日日本軍は一齊に奉天に迫り奮戦十四日の後、大捷を得て敵軍に回復すべからざる大打撃を與へたのである。これより先、露の本國にありしバルチック艦隊は遙々東洋に回航し來りしも、既に旅順口は陥落の後であつたので、浦鹽斯德に入らんとし、五月二十七日對馬海峡に進航して來た。かねて待ち構へて居た我が聯合艦隊は之を邀へ撃つて殆んど全艦隊を滅し、擊沈二十隻、捕獲五隻、我艦は一隻の損傷もなかつたのだ。國民の狂氣、列國の驚歎は云ふまでもなかつた。ついで一枝隊は樺太に向ひ、忽ち全島を占領した。

三、講和條約 此に於て北米合衆國大統領ルーズベルトは仲裁を申込んだので、我政府は小村齋太郎高平小五郎を委員とし、露の委員ウイ・テ及ローゼンの二人と米國ポーツマスで談判せしめ、九月五日條約の調印を終た。其條件は、(一)韓國に於ける日本の優越權並に日本が韓國の指導、保護、監督をなす權利を承認すること。(二)露軍の滿洲撤去。(三)滿洲の門戶開放。(四)樺太の北緯五十°以南の割讓。(五)露國が清國より租借せる旅順、大連及び其附近一帯の租借權の移轉讓與。(六)ハルピン以南の

鐵道並に之に附屬する一切の權利及び之に附屬する炭坑の移轉讓與。(七)露國沿海洲の漁業權の讓與等である。

第十三 清韓兩國の保護

○第二次日韓協約の結果、京城の韓外國公使は皆退去し、韓國の在外公使も皆歸國したのである。

○第一次の統監は伊藤博文である。

○韓國皇帝の退位はヘーグ密使事件の責任を負ふたのである。即ち皇帝の旨を奉じたる密使はヘーグに於ける萬國平和會議に哀願し日本の保護を脱せんとしたのである。然し列國は之を顧みなかつた。

一、韓國の保護 三十七年二月廿三日我が國は韓國と日韓議定書を交換し、日本は韓國の利害に關し兵を用ふる時は、韓國は十分便宜を與ふべきことを約して、利害共同の主義を明にした。其後八月廿二日第一回日韓協約により韓國を日本の保護國となし、財政、外交の事務を管理する事となり、三十八年十一月十七日第二次の日韓協約により全く外交權を我が國に收め、統監を京城に置き、又理事官を各開港場に置いて從來日本領事に屬せる職權を執行すべきことを約した。四十年七月韓國皇帝が位を皇太子に讓るに及び、伊藤統監は韓國内閣總理大臣李完用と議し、更に日韓協約を擴張して、韓國政府の施政改善には悉く統監の指導を受くべきこと、統監の推薦する邦人を韓國官吏に任命すべきこと、統監の同意なくして外國人を傭聘すべからざること等を定め、ますく保護の實を擧げ、兩國の關係はいよ

二、清國の保全 三十八年十二月廿二日清協約を結び、我國は戰時中占領して居つた南滿洲の地を清國に還附し、露國も約束通りに撤兵した。此に於て滿洲問題は解決せられ、清國の領土保全の目的は達せられたのである。

第十四 韓國併合

○中には頑迷不靈なる韓人も居つて四十二年十月二十六日伊藤公爵がハルビン停車場に入るや之を狙撃し遂に之を斃したのであつた。

○この條約は八ヶ條より成り、韓國皇族及び其後裔の特遇、勳功ある韓人の授爵及び恩金并に韓人の身體及び財産の保護韓人を帝國官吏に任用すること公布の日より施行すること等である。

一、併合の理由 我が國は韓國に對して誠意改善に力を盡したのであつたが、まだ充分に安寧秩序を保持する事が出来ないで、人民は皆不安の念に充ち、東洋の平和の爲に頗る悲觀すべき状態であつた。故に韓國民の幸福を増進し、又在韓外國人の安全を圖る爲には寧ろ全く韓國を日本帝國に併合し、根本的改善を加へる事が必要となり、韓國民も多くは之を希望して居つた。然し我が政府は當初之に應じなかつた。

二、併合の條約 四十三年七月寺内正毅が統監となつて赴任するや、總理大臣李完用と度々會見の後日韓兩國政府の意思が全く一致せるを見、併合條約案に明治天皇の御裁可を得て、之を韓國皇帝に奏し廿二日調印を終へ、大要左の如き條約を協定し、廿九日之を公布せられたのである。

一、韓國皇帝陛下は韓國全部に關する一切の統治權を完全且つ永久に日本皇帝陛下に讓與す。

二、日本皇帝陛下は前條に掲げたる讓與を受諾し且つ全然韓國を日本帝國に併合することを承諾す。

三、日本皇帝陛下は韓國皇帝陛下、太皇帝陛下、皇太子殿下並に其后妃及び後裔をして各其地位に應

じ、相當なる尊稱、威嚴及び名譽を享有せしめ、且つ之を保持するに十分なる歳費を供給すべきことを約す。

又勅令を以て韓國の號を改めて、朝鮮と稱することとなつた。かくて古來からの難問題であつた韓半島

も明治天皇の御稜威の下に解決を告げたのである。

第十五 明治天皇

一、明治天皇の崩御 明治維新以來四十有餘年我が帝國の進歩は殆んど底止する所を知らず、忽

世界列強の一角を占め、國威益々發展の折から、四十五年七月天皇御不豫に日に御重態に陥らせ給ふ。

上下の驚愕憂愁言語に絶し、誠意御平復を祈りし功もなく、三十日、遂に崩御あらせ給ふ、國民天地に

哭して哀悼の至情を表し奉りぬ、謹んで惟れば天皇の御治世は即ち明治史である、維新の大業以來

今日に至るまで、天皇の御治績は到底枚擧に遑なきばかり其盛徳洪業は前古曾て見ざる盛世であつて恐

れながら世界史上にも類を見ない聖帝と仰ぎ奉るべきである、九月十四日京都伏見桃山陵に葬り奉

る。

第十六 大正天皇

一 大正天皇 明治天皇崩御の日、皇太子嘉仁親王殿下踐祚あらせらる、同日元を改めて大正

とし、この日以後を以て大正元年と改めらる、三十一日朝見式あり、文武百官を會し勅語を給ふ、八

月廿四日先帝に明治天皇と謚を奉る。

二 日獨戰爭 越えて大正三年六月廿八日埃匈國の皇太子フランツ・ヨセフ・フェルチナンド殿下及

歐洲大戰の詳細は
西洋史講義參照。

ひ皇太子妃が、セルビヤ國の一青年の爲めに暗殺されたのが因を爲して、殆んど歐洲の大半を擧げての大戦亂が惹起した、時に塊匈國の側なる獨逸が、永世中立國たる白耳義に兵を進めたので、英國は敢然獨逸に戰を宣した、依て我國は英國との同盟の約を履んで此の年八月二十三日に獨逸に對して戰を宣し、以て東洋に於ける獨逸の勢力を驅逐せんことを期した。かくて陸軍中將神尾光臣、海軍中將加藤定吉の兩將は、海陸兩軍を率ゐ、獨逸の租借地膠州灣を攻め、十一月七日を以て之を占領し、敵の司令官マイヤー・ワルデック以下を捕虜にして引上げた、尙ほ一方海軍中將加藤友三郎の率ゐる第一艦隊は南洋に出動して敵艦を驅逐し、獨逸の領土を占領して、太平洋上の諸島に日章旗をおしたて、我が國の武威を益々世界に輝した。

三、日支交渉 曩に（明治四十五年）支那に革命勃發し愛親覺羅氏の建設せる清朝は懼れ滅亡の淵に沈み、新に中華民國（支那共和國）建設せられ、袁世凱が選ばれて大總統となつた、其の後我が國は支那と協商すべき各種の事項が生じたので、大正四年五月支那政府と次の條約を締結した。（一）關東州の租借權を露國の設定の年より通算して九十九ヶ年間に延長すること。（二）南滿洲、東蒙古、山東省に於ける我が特殊の利權を認むべきこと。

四、露國との關係 世界大戦亂開始の直後に於て我が國は露國に對し、軍事上多大の援助を與へ、日露の國交益々親密となつて、大正五年七月には新協約を締結して極東に於ける相互の領土利權を尊重し、其の目的を達成せんが爲め、互に協力すべきことを約した。然るに露國內に大革命が起つて、ロマ

講和會議に於て國家的利害を異にする列國全權間には激烈なる暗闘も行はれ、幾たびか意見の大衝突を來して會議の進行を妨げた。其の最も甚しきはフエーメ問題に關して伊國全權が一時巴里を撤退したることである。我が國全權も山東問題に關して危く伊國の徹を踏む處であつたが米大統領の讓歩によつて事なきを得た。但し山東問題に不服であつた支那は講和條約の調印を拒絶して講和史上に一大汚

ノフ王朝は癡絶し、過激派の跋扈甚しくなつたから、我が國ではチユツクスロバーク軍退却援護及び居留邦人保護のために米國と協同して大正七年東部西比利亞に出兵し同九年には沿海州の過激派軍に對し武装解除を敢行したのである。其後大正十年三月十八、十九の兩日ニコライフスクに於てバルチザン軍が我が領事館を襲ひ、我館員及び守備隊を全滅し次いで五月二十四日居留民全部を虐殺した之を尼港事件と云ふのである。

五、世界平和 (一)ベルサイユ講和會議、世界大戰亂を惹起し、流石に暴威を逞うした獨逸軍も國內の騷亂は革命により、力遂に屈して大正七年十二月十一日休戰條約を結んで兵戈を收むるの止むなきに至つた、其處で關係列國は翌八年一月十八日伊國ベルサイユ宮殿に於て講和會議を開いたのである、當時我が國では講和大使西園寺公望、副使牧野伸顯、全權委員珍田捨巳、松井慶四郎、伊集院彦吉等を遣はし、英・米・佛伊の四國を始め二十五ヶ國の委員と共に、和議をはからしめ、六月二十八日に至つて條約の調印を了したのである。

(二)我が國の利權 講和條約の結果、我はマリアナ・カロリン・パロウ・マーシャル等の諸群島の委任統治權と山東省に於ける獨逸の利權を獲得したのである。而して膠州灣の租借は之を支那に還附すべきを宣言して置いたので大正十一年二月協定に係る山東條約によつて租借地の還付を了したのである。此の講和會議は單に獨・英・土等の諸國に對して議定せるばかりでなく、將來世界の平和確保の爲めに國際聯盟を規定したのである。

點を染めた。

青島還付に際し我が國は支那共和國より青島濟南府鐵道其他の一切の財産現實價格五千三百一十六萬四千一金貨麻克償却を約した。

國際聯盟は協定當時の米國大統領ウオルソン氏の提議案に係るものである。

(三) 國際聯盟 國際間の紛議は之れを于弋に訴へざるの義務を承認して國際聯盟が成立したのである。斯くて各國間の公明正大にして名譽のある關係を規定し各國政府の行爲に對する實際上の規則として國際法の協定を確立し聯盟各國間の凡べての條的義務に關し正義と嚴正なる尊重とを保持し以て國際間相互の協調を緊密にし且つ國際間の平和と安全とを確保せんが爲め聯盟各國は國際聯盟規約に同意したのである。

第一條 國際聯盟は當規約を承認すべきものととして右追加規定に署名されたる各國を以て其の創立加入國とす。

第七條 聯盟本部は之をジュネバに置く(以下略す)

第八條 加入各國は平和維持の爲めに國家の安全に適應すべき程度に於て國防を最少限度に縮少し共同行爲により國際上の義務遂行を強制すべき要あるを認む。

第十二條 加入各國の紛争は其の問題を仲裁裁判或は執行委員會の審議に附す。且仲裁人裁判の判決或は執行委員會の報告發表の後三ヶ月を経るまで如何なる事情ありとも戰爭を開始せざること協定す。

(四) 國際勞働會議代表員派遣、大正八年十月廿九日華盛頓に於て國際聯盟の前文に規定された國際勞働會議(第一回)を開くことになつて、聯盟各國は政府より代表委員二名、雇傭者側代表一名勞働者側代表一名を派遣することになつた。我が國では左の代表委員を派遣して會議に参加せしめた。

政府委員

鎌田榮吉、

岡實。

資本家側代表

武藤山治

六、國勢調査 國勢調査は一國の施政上に重大なる意義を有することは申すまでもないのであるが我が國でも大正九年十月一日に第一回を施行、爾來毎五年毎に、何れも十月一日午前零時を期して全國一齊に人口の調査を行った。昭和十年十月一日の年四回の結果は左の統計を得た。

全人口 九七、六九四、六二八八

男 四九、二四〇、六五九八

女 四八、四五三、九六九八

七、攝政宮殿下 前に述べたやうに歐洲大戰後、内外の政務多端の折柄、大正天皇久しきにわたる御不例の故を以て、皇太子殿下（今上天皇）は大正十年十一月二十五日攝政の任に就かせ給ふた。當日御煥發あらせられた詔書は左の通りである。

詔書

朕久シキニ亘ル疾患ニ由リ大政ヲ親ラスル能ハサルヲ以テ皇族會議及ヒ樞密顧問ノ議ヲ經テ皇太子裕仁親王ヲ攝政ニ任ス茲ニ之ヲ宣布ス

攝政宮殿下には同日御就任後直に當時の内閣總理大臣高橋是清に左の御詔を下された。

皇上ノ御不例久シキニ亘ル因リ余已ムヲ得スシテ攝政トナリシニ就テハ卿等從前通り國務ニ勵精セラレムコトヲ希望ス。

超えて翌二十六日殿下は更に一般國民に向つて優渥なる令旨を賜はり同日より日々國務を御親裁せら

今上天皇は明治三十四年四月二十九日御誕生あらせられ御名を裕仁と申し奉る立太子ニ大正五年十一月三日聖上皇太后陛下には長くも京都に幸啓遊ばされ祭宸殿に於かせられて日嗣の皇子裕仁親王殿下に壺切の太刀を授けましまし、いと厳かに立太子の御式を擧げさせ給ふ。

國民外臣擧つて皇室の彌榮えまさんこそか壽き奉つたのである。

御外遊 大正十年三月御外遊の途に上らせられ英吉利、佛蘭西、伊太利等を御巡遊あらせられ、同年九月御歸朝遊ばされた。

皇太子殿下の攝政は、古の聖徳太子中大兄皇子以來の御事で、實に我が國史に特筆すべき御事である。聖徳太子、中大兄皇子の御高德御修業に（本講義録第二號十五、十六頁あり）既に諸君の知る所である。

我が攝政宮殿下の御聰明にわたらせ給ふは、古の二皇子にも比し奉るべく殊に

るゝことになられたのである。超えて大正十三年一月二十六日良子女王殿下（久邇宮邦彦王第一女）と御成婚式を擧させ給ふた。

八、華盛頓會議

米國政府は海軍制限及び極東太平洋洋問題に關する會議開催を立案して主要洋軍國たる日英米佛伊及び極東太平洋問題に直接の關係を有する支那 白耳義、和蘭、葡萄牙の九ヶ國、委員が華盛頓に會合し世界史上に新紀元を劃すべき大會議を開催したのである、而して會議内容の主要點は日本を除くの外他の國は太平洋上に於て現在以上の軍備をなさざること、四國協約、日英同盟の廢棄支那に於ける利權の機會均等なものであつた、我が國では左の全權委員を派遣して會議に参加せしめた。

加藤友三郎男（海軍大臣） 徳川家達公（貴族院議長） 幣原貴重郎男（駐米大使）

(一) 軍備制限 米國全權ヒューズ氏の提案に係る海軍縮小案について討議の結果、英・米・日・佛・伊五ヶ國の海軍勢力比率を英米各五、日三、佛伊各二に決定し、更らに各締約國は本條約調印の月より十個年に達するまで主力艦の建造を休止すべきことを協定したのである。

(二) 四國協約 大正十一年一月華盛頓會議に於て日英米佛の四箇國にて協定せる條約で、案の骨子は協約國は太平洋上に存する領土屬地を保全し、萬一紛議の起るに際し、外交手段にて解決し得ざる場合には聯合會議を召集すること、及び締約國以外の國の侵略的行爲に依り脅威せらるる場合には締約國は右特殊事態の急に應ずる爲め共同又は各別に執るべき最も有效なる措置に關し、諒解を遂げん爲め隔意なく互に交渉すべきこと等を協定したのである。

其の御仁慈御勇武にあらせられ申すも畏き極みである。明神皇太子殿下は御誕生、大正八年六月十日皇太子妃册立御治定遊ばされたのである。華盛頓會議は大正十年十一月十二日閉會となり、二月六日幣原大使病氣のため幣原の中途十一日官邸直代つて任命された。海軍の結果五五五噸の通力に準つたのである。英五十二萬五千噸、日三十一萬五千噸、佛十七萬五千噸、伊國協約七萬五千噸、十年間効力を有し、且少の期滿了後約十の權を終了せしむるの引續き效力を有

九、關東の大震災

大正十二年九月一日午前十一時五十八分四十四秒突如帝都を中心として東京、神奈川、靜岡、千葉、埼玉の四府四縣に亘つて大激震（震幅四寸）があつた、殊に地震に次いで起つた猛火は帝都の約六割四分と横濱の殆んど全部を擧げて灰燼に歸せしめ、見渡す限り瀟目荒涼、死屍、累々として横はり凄慘の狀實に其の極に達した。

斯くて通信交通の便全く杜絶すること月餘、戒嚴令布かれ、蜚語流言は四方に傳へられて大に民心を怖れしめた、死者拾萬、罹災者二百萬失はれた國富約百億一千萬圓の巨額を算し、圖書珍寶も又多く烏有に歸するなど世界震災史上の最大記録を作つたのである。斯くも大震災の慘鼻を極めた趣天聽し、御内帑金一千萬圓を下賜さるべき旨並に左の御沙汰を賜つた。

今回稀有の大地震東京及び近縣を襲ひかつ大火を以てして損害甚大なるは誠に國家生民の不幸なり、余はその實狀を見聞して日夜憂戚し殊に被害者の境遇に對して心深く之を悼む、茲に内帑を頒つてその苦痛の情を慰めんとす、官民夫れ協力して適時應急の處置をなし以て遺憾なきを期せよ。

政府も又急速、大震災の應急策及び善後策を講じ、帝都復興審議會及び復興院等の新官制を發布し復興の劃策をなしたのである。

十、排日問題

明治の終期より米國人中には我が眞意を誤解せるものあつて、我が學童を小學校より斥け、或は我が労働者を排斥する等排日運動盛に起り、物議を醸しつゝあつたが、大正十三年に及び、該問題は益々其の度を強め、我邦人は同化し能はざるものとの理由を以て遂に移民法案の兩議院の通過

することになつてゐる、而して此の協約成立と同時に日英同盟は廢棄した。震災當時公布された臨時の賭法令の主要なるものがあつた關東戒嚴司令部條例(九月三日)流官浮説取締令(九月七日)支拂延期令(同日)暴利取締令(同日)納稅免除猶豫令(九月十二日)假建築條令(九月十三日)帝都復興審議會官制(九月十九日)物資供給令(九月二十二日)特別會計令(九月二十二日)帝都復興院官制(九月二十七日)歐洲大戰後の各國は執れも民主的傾向著しく昂進し爲に内政問題の紛糾を醸し殊に露國の如きは内亂の爲めに國家崩壞の悲運に陥りて、過激派と名づけられる共產主義者一團が政權を掌握するに至つた

となり、大統領調印の結果、大正十三年七月一日より該法案の實施を見るに至つた。我が政府は直ちに抗議書を送り、又國民は擧つて此の重大なる國辱に憤慨の意を洩らし、國難來を絶叫しつゝ大に緊張して國力の充實を高調し雪辱の一日も遅からんことを期待しつゝある。

十一、歐洲戰後世界思潮の我が國に及ぼせる影響 五ヶ年に亙る世界大戰亂中に凄き勢ひを以て世界を風靡しつゝあつた思想のデモクラシーは平和の克復を期して從來に増せる勢ひを以て全世界を席捲した。我が國も亦該影響を受け、幾多の主義思潮は滔々として侵入して來たのである、斯くて階級制度に對する目覺めたる反抗は體て階級争鬪となり、個人解放の叫びとなつたのである、加之、物價の暴騰は極度に生活の安定を脅かして斯る問題の發生を援助せるもの、如く、即ち普選の實施は要求され、勞資問題、特殊部落問題、小作問題、女性解放、婦人參政權等の輿論を喚起するに至つたのである。

十二、貴族院令の改正と普通選舉法 元來、貴族院令及其の互選規則は、明治廿二年制定以來、四十餘年間、全く改正せらるゝことなしに過し來つたのであつたが、大正十三年一月、解散せらるゝ事のない政權の牙城たる貴族院を背景として清浦内閣が成立するや、國民は此の特權階級の貴院に對して、大に反感を抱き、これが改正を高唱するに至り、其の結果、遂に大正十四年、貴族院令改正案は、兩院を通過して公布せらるゝこととなつた。これによつて、伯、子、男爵議員の數を減じ、多額納稅議員が增加し、又、新に學士員互選議院四名を加ふることとなつた。

又、衆議院議員選舉法は、其の初めに於ては、選舉權を直接國稅十五圓以上の納稅者に與へてゐたが、

我國に於ける第一回普選は、昭和三年二月廿日、全國一齊に行はれたが、其の結果は、次の如きものであつた。

選舉人總數

一、二、四〇六、三一

投票總數

九、九六〇、二二〇

棄權數

二、四四六、〇九一

棄權率

一割九分七厘

因みに棄權率の最も多きは、沖繩縣の

三割二分七厘、次は

鹿児島縣の三割一分

七厘で最も少きは鳥

取縣の八分五厘であつた。

長慶天皇は正平廿

三年三月後村上天皇

御崩御の後を承けて

皇位に即かせられ、

弘和二年迄十六年間

御在位あり讓位後も

その後、納税額を十圓とし、又改めて三圓となし、漸次其の擴張を行つて來たものではあつたけれども、然し此等は主として其の經濟的物質的の標準であつて、到底現代人の満足すべきものではなかつた。故に普通選舉の論は、大正八年以來屢々議會の問題となつたのであつたが、尙早論者に阻まれて、成立を見る事が出来なかつた。然しながら阻み得ざる時の流れと、高騰し來れる輿論とは、遂に時運を作り、大正十四年の第五十議會に至つて、政府は所謂普選案を議會に提出し、兩院協議交渉の結果漸く議會を通過した。茲に於て選舉權に納税といふ物質的制限は除去せられ、少數の缺格者を除いて、二十五歳以上の男子全部に選舉權が付與せらるゝことになり、有権者の數は従來の約四倍に増加した。斯くて、時代の潮流と、民意に基く政治が漸次行はるゝ様になつたが、大正十五年の第五十一議會に於ては、政府は税制の整理、關稅の改正を提議し、日露戰爭以來繼續し來つた通行税を廢止し、其の他の税率にも改正を加ふる所があつた。

十三、長慶天皇御在位確認 従來、長慶天皇は、永く史乘の記述が詳かでないため、皇統譜

に列せられなかつたが、近年漸く史實が明かになつたので、大正十五年十月廿一日に詔書を發せられて、大統中後村上天皇の次に列せらるゝこととなつた。即ち長慶天皇は、御歴代中、新に第九十八代の天皇となられ、隨つて今上天皇は、人皇第二百二十四代の君主となられたもふた。

十四、大正天皇崩御 大正天皇には、永く御不豫にわたらせられ、御加療中に在らせられたが、大

正十五年十二月に入り、一段と御腦重らせられ、全國民舉つて御快癒を祈誓申し上げたが、寶壽遂にと

院政を執らせられ給ふたのである。

大正天皇御一代實錄編纂は、聖上陛下の御内勅を得、豫算三十萬圓にて昭和六年末までに杉圖書頭の下に斯波編修課長編纂主任として各係官任命され、該編纂に着手することになつたのである。

朝見式勅語

今上天皇陛下には、御踐祚後第一の朝見式たる昭和元年十二月二十八日の御儀に於て、左の御勅語を下し給ふた。

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ頼リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ大權ヲ總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ準由シ先德ヲ奉修シ祖宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラントナ庶幾

とめ奉るべくもなく、十二月二十五日午前一時、葉山の行在所に崩御遊ばされた(御寶算四十八)。國民、哀憤號泣の聲は、津々浦々に滿ちて、其の深き至情は、世界各國人の涙を誘つた。

十五、大正天皇御治績

大正天皇の御治世十五年間に過ぎさせられぬのであつたが、御治績から申し上げ奉るゝと内外に渉らせられ、空前の御偉勳が多くあらせられたのである。先づ大正四年に於て歐洲大戰亂に御參加遊ばされ、次でヴィルサイユ會議、軍備制限會議及び其後引續いての國際聯盟會議等に於て帝國の地位を彌やが上に高めさせ給ひ、内にあつては皇太子殿下の御外遊を御勅許遊ばされて、有史以來未曾有の新事實を印させ給ひ、又普通選舉を御實施遊ばさせられ、國民參政權の擴大を圖らせ給ひる等、御治績の仰ぎ奉るべきもの頗る多くあらせられたが、不幸、中途御崩御遊ばさせられたるは、千秋の一大恨事である。

第十七 昭和時代

一、今上天皇踐祚 大正天皇崩御あらせらるゝや、攝政にましました皇太子裕仁親王殿下、直に踐祚あらせられ、人皇第二百二十四代の帝位を踐み給ひ、元號を「昭和」と定め給ふた。

二、大正天皇御大葬 諒闇に國靜かなる昭和二年二月七日 大正天皇の御大葬を行はせらる。先帝御最後の、悲しき行幸を送別申し上げんとする赤誠の民草、東京市内の御沿道のみにて四十餘萬と註せらる。皇弟秩父宮雅仁親王殿下には聖上の御名代として御陵武藏淺川まで御送葬申し上げた。國民哀號

惟フニ皇祖考觀聖文
 恢弘シテ天業ナ
 外武功ヲ千載
 不磨ノ意ヲ頌
 國無比ノ章
 正ニ宅ク志ヲ繼
 明ニシテ不悞
 ナルヲ以テ大
 皇位ハ一日モ
 一日モ之ヲ廢ス
 フス大統ヲ痛
 朕ノ寡薄ナル唯
 任シテ實貢ノ重
 レ懼ルコトナ
 職近世漸クモテ推
 移シテ思想ハ動
 ハシテ相異ナル
 經濟ハ時ニ利同
 カラサルアリ此
 著クテ國家ノ大
 榮ナレバ一體共
 不拔ニ培ヒ民
 權ニ善クシテ維
 ノ安撫ヲ顯揚セ
 今ヤ世局ハ正ニ
 運ニ際シ人文ハ

の中に、此の御儀の全く終了したのは、翌二月八日午前四時である。

三、政治上の變遷 憲政布かれて四十年間に互る我が國の内閣組織は、初め官僚内閣で中途から官僚系を主とし、政黨員を客とせる所謂官僚政黨聯合の内閣も出来たが、大正七年原敬が政友會を率ゐて所謂純然たる政黨内閣を組織するに至つた。處が首相原敬は大正十年十一月兎兎に斃れたので高橋内閣となつて、尙ほ政黨内閣の體面を保つたが、十一年六月加藤友三郎、十二年九月山本權兵衛等が何れも中間内閣を組織するに至つたけれども共に共存續期間短く、瓦解した。更に十二年一月清浦奎吾が貴族院を根據として超然内閣を組織したので、憲政の逆轉なりとの叫び全國に湧き、政憲黨の三派提携して所謂護憲運動を起し、爲めに政友會は政友會と政友本黨とに分裂した。斯くて清浦内閣は議會を解散して信を民意に問ふことになつたが、總選舉の結果護憲三派が絶對多數を占め、清浦内閣が總辭職したので、大命は第一黨の總裁加藤高明に降下し、三派の聯立内閣が成立した。其後憲政兩黨間に於て漸次意見の一致を缺き、憲本兩派が次第に政治的苟合の狀を示す様になつた。大正十五年一月第五十一議會開會中加藤首相病に斃れた爲め、大命は憲政會第二代の總裁たる若槻禮次郎に降下したが、此の内閣は昭和二年四月第五十二議會の直後、財界混亂の責を負ふて總辭職したので、大命は第二黨たる政友會の總裁田中義一に降下した。

四、對支關係 (一) 南京事件 昭和二年三月廿四日革命軍の南京入城に際して暴兵の一隊は在留邦人の避難せる我が帝國領事館に侵入して暴行掠奪を撞にしたが我國は無抵抗主義を採れる爲め根本駐

モ更ニ期ニ辱ル則
 進ムニ在リ日ニ新ニ
 ク中ノ史ニ徴シ博
 ニ得失ノ迹ニ鑿ミ進
 ムヲ其ノ序ニ循ヒ新
 ニスルヤ其ノ中ヲ執
 ル是レ深ク心ヲ用フ
 ヘキ所ナリ
 夫レ浮華ナリク賞賈
 造ヲ賜メ日進以テ會
 通更運ノ期ヲ啓キ人
 テ性レ同シク民風仁
 心惟レ宜ヘク四海
 ノ化ヲ宣ヘク同仁
 同胞ノ誼ヲ敦クセシ
 モ切ナル所ニシテ不
 顯ナル皇祖考ノ遺訓
 皇考ノ遺志ヲ繼承ス
 ル所以有司其レ克ク
 朕カ意ヲ體シ皇祖考
 ナリテ朕カ躬ヲ匡備
 ナリテ朕カ事ヲ獎勵
 亮臣民ト俱ニ天壤無
 窮ノ寶ヲ扶翼セヨ

昭和元年十二月二
 十八日
 御名御蓋

革命軍總司令蔭介

在武官木村警察部長等負傷するに至つた。が同時に英米領事館も襲撃され、且つ碓泊中の軍艦も射撃された爲め、英米の軍艦は避難者保護と支那軍隊威壓の爲め、應戦一時間餘に互つたが、支那軍隊の四散により英米の陸隊は居留民を城内に救出するを得た。翌二十五日我が陸戦隊は、帝國領事館より領事以下居留民全部を無事軍艦に收容して交戦の厄を免れた。

漢口事件 武漢派は親日の傾きある蔣介石反對の敵本主義から排日の氣勢を煽りつゝあつた際、

偶々昭和二年四月三日端なくも支那人兒童の惡戯より支那人労働者と我が陸戦隊との間に衝突を惹起し群衆は大舉して日本租界に殺到して暴行掠奪を演じたので、陸戦隊二百名を上陸させ群衆を租界外に驅逐したが、支那側當局は極力治安の維持に努むると共に民心の動搖を防ぐべき理由を以て、我が陸戦隊の撤退を要求して來たが、我陸戦隊は斷然拒絶したので、支那側は優秀の正規兵を日本租界の外廓に配置して警備に當らしめた爲め、租界の秩序は間もなく回復し該事件も鎮靜したのである。

濟南事件 一敗地に墜れた支那北軍が無抵抗の下に濟南を放棄したので、勝ち誇つた南軍は濟南入城を開始するや賀耀祖の率ゐる一隊は突如、濟南商埠地に近き驛門外滿洲月報取次店に闖入して掠奪を初めたのが動機で我が警備隊と衝突するに至つた。斯くて南軍は宛も計畫せるものゝ如く我軍に抵抗したので、我が軍も濟南城包圍攻撃を敢行し、敵を濟南城外二十支里以外に驅逐し、我が安全區域確保の功を收め、該事件の武力的解決の一段落を告げたのであるが、外交的解決を見るまで派遣軍を駐屯せしむるに決し、爾來折衝を重ねた結果、昭和四年三月廿八日支兩國に於て各代表(日本、芳澤録吉

石は南京事件の報に接するや直ちに上海に急行し國民政府は事件の全責任を負ふ旨、聲明したが、日、英、米、佛、伊の關係五國公使は強硬な要求を附隨せる共同抗議を提出した。國民政府は各國別に同様の回答をして來たが、五國公使會議に於て改めて最後通牒に近き強硬なる通牒を發し國民政府の反省を促すこととなり各自本國政府に請願した結果、米國は平和的に解決の希望を込めたので、其儘停頓状態に陥り、未解決のまま各國別に交渉することとなつた。

石は南京事件勃發後我高尾總領事は陳外交部長と五月中旬數回にわたり嚴重交渉の

中華民國、王正廷、閣左の協議成立し、兩國間の國交舊に復するに至つた。

備考

昭和四年三月廿八日、日支兩國代表間に調印せられた濟南事件解決條項は、

- (一) 山東に在る日本駐屯軍は、調印後二ヶ月以内に全部撤去すること。
- (二) 日本軍撤去後の在支日本居留民の生命財產は、國民政府が責任を以てこれを保護すること。
- (三) 日支兩國の受けたる損害は、兩國各同數の委員よりなる日支共同委員會に於て實地調査の上決定すること……等である。

五、今上天皇御即位式 先帝の御偉靈御陵武藏淺川に神鎮まり給ふて二年、諒闇も全く明けた昭和三年十一月十日、今上天皇陛下には、皇后陛下御同列、文武百官を供奉し給ふて、歴史ある京都へ行幸、

國典に則り紫宸殿に即位の大禮を擧げ給ふた。此の日、各國使臣は、各其の元首を代表して參列、曠古の此の盛儀に滿腔の賀詞を奉り、國內又、擧げて慶祝の歡聲は津々浦々に滿ちた。

斯くて、兩陛下には、御即位、御饗宴、大嘗祭の三大御儀を恙なく終らせ給ひ、京都御滞在實に廿日餘、同月廿七日、東京市民歡呼奉迎裡に天機いと御うるはしく宮城に還行啓遊ばされた。

六、國內政黨の變遷 昭和三年二月施行の第一回普通選舉の結果は、近時著るしく其の勢力を擡頭し來つた無產政黨が、各派を通じ一舉にして八名の衆議院議員を當選せしめた事は、注目すべき現象

である。而して既成政黨に於ては、田中内閣成立間もなく、政友本黨は憲政會と合體し、同時に政黨名を「民政黨」と改定し、黨首には濱口雄幸を戴いたが、此の合體は永續せず、さきの政友本黨々首たり

結果支那側遂に讓歩して損害賠償の責に任ずると同時に將來の保障についても出來得る限りの手段を講ずることとなつた

濟南事件と我が山東出兵

支那の南北戰爭の進展は昭和三年五月下旬に於て山東在留邦人の生命財産を危殆に瀕せしめたので、我が國は第六師團約五千人を山東に派遣した。更に五月三日の濟南事件の勃發によつて、我が軍は濟南城攻撃を必要とすることとなり第三師團を動員して派遣する事とした。

日本歴史講義

床次竹次郎は、對支問題に就て、民政黨内の主張と相容れぬものありとして脱黨し「新黨俱樂部」を創設したが、又幾許ならずして、曩の政友會に復歸した。又普通選舉を機會に、或は經濟的に、或は思想的に、或は感情的に、その他種々の理由から、政友、民政の二大政黨に慥らぬ分子は無產黨を始め、實業同志會、明政會、憲政一新會等を組織し、其以外にも嚴正中立を標榜するもの等あり、かくて未曾有の小黨分立なる變態現象を示すに至つた。然れ共、昭和四年七月田中内閣倒れ、民政黨總裁濱口雄幸代りて大命を拜するや、昭和五年一月少數黨の故を以て議會を解散して信を國民に問ひ、輿論翕然として之を支援し、以て壓倒的勝利を博し、同時に明政會、憲政一新會等の小黨派は意氣更に上らず、自然消滅の形に歸した。無產政黨も亦、黨内の分裂と對立から共同戰線の協定成立せず、爲めに四圍の情勢頗る有利に展開し、國民の投票も亦前回に勝れるに關らず議席は六名に減じ、擡頭の機運に一頓挫を來した。但し一時は危險思想の故を以て解散を命ぜられたる勞働農民黨は、他無產黨の黨首枕を並べて落選したる中に、黨首大山郁夫を議會に送りて獨り氣を吐いた。

七、政界の三大疑獄

濱口内閣成立するや、前内閣の鐵道大臣たりし小川平吉は、私設鐵道の免

許並びに之が買收等の問題に關して收賄の嫌疑を受けて收容せられ、次いで閣員小橋一太も亦同じく鐵道問題に關して潰職の疑ひ深く、職を辭するや間もなく起訴され、前朝鮮總督陸軍大將山梨半造亦土地拂下、釜山取引所等の問題に關して潰職罪として起訴された。かくて政界の醜怪なる裏面は相次いで白日の下に暴露され、各政黨は「政界の淨化」を第一のモットーとして掲ぐるに至つた。

勞働農民黨(黨員二万五千人)は昭和三年四月、全無産青年同盟(四千人)日本労働組合評議會(一万五千人)の二團體と共に解散を命ぜられたのである。それは同年三月空前未聞の日本共産黨事件(東京を中心的一道三府三十縣に互り檢舉された者千人以上)に關聯してであつた。

歐洲大戰の終期より貿易干渉は逆調を辿り關東の大震災後急速に不景氣を見、昭和に至りて益々甚しく、昭和三年第五十五議會には、經濟思想及び政治の困難決議案が議會を通過

八、金解禁と財界の現況

歐洲大戰當時、世界各國は金の國外流出を防止せんが爲に、之が輸出禁止の法令を發布したが、我が國も亦大正六年列國に倣ひて之を禁止し、爾來列國の解禁ありたるに拘らず獨り固守し來り、爲に爲替相場の變動甚だしく、貿易の進展を阻碍し、延いては國際信用を失墜すること多く財界の瘡とまで稱さるゝに至つたが、濱口内閣は成立と同時に之が解禁を聲明し、その準備として對內的には財界の整理緊縮と國民の消費節約を獎勵し、對外的には爲替相場の回復と英米財團の後援を求め、遂に昭和五年一月之を斷行するに至つた。然れ共歐洲大戰後世界各國を襲へる經濟界の不況は、昭和五年に至りてその極點に達し、不景氣の聲は全國に瀰漫し國の歳入は減少し地方團體の歳入又未曾有の不足を告げ、一面就職難甚だしく又、解雇失業等の者續出し、世相漸く險惡の徴候を來した。

九、倫敦會議

華盛頓會議は主力艦のみの制限なりし爲、補助艦の制限が各國の間に問題視され、ジュネーブ會議には之を主題として討議したるも議合はず、其後英米間に豫備交渉あり、かくて昭和五年四月英國は日米佛伊の四國を招請して倫敦に五國會議を催した。我國からは元總理大臣たりし若槻禮次郎、海軍大臣財部彪、駐英大使松平恒雄、駐白大使永井松三が全權委員として出席した。我國の主張は次の三大原則である。

- 一、補助艦に於ける總括的對米七割
- 二、八吋砲大型巡洋艦對米七割

した。これを三大國
離決議案と云ふ。

三、潜水艦の現有勢力保持（七萬二千噸）

會議は始めから波瀾曲折を見、佛伊は遂に脱退して、日英米の三國協商となり、幾多の折衝の末左の如き條件の下に漸く協定成立したが、我國は此の協定を一千九百三十六年（昭和十年）限りとし、期限後は建艦の自由を留保することを約した。

一、補助艦總括的對米七割弱

二、八吋砲大型巡洋艦對米六割

三、潜水艦日、米、英、三國同率（五萬三千噸）

一〇、政治上の變遷

昭和五年十一月十四日首相濱口雄幸東京驛頭に於て、愛國社員佐郷屋留雄なる青年に狙撃せられ、頻死の重態に陥りために幣原外務大臣臨時首相代理となる。濱口首相の容態は、議會後頗る衰弱して憂慮された。かくて政情は日に日に陰慘を極め、政府及與黨内にも動搖を生じて收拾すべからざるに至つたので、六年四月十三日濱口内閣最後の閣議を開き全員の辭表を捧呈した。組閣後一年十ヶ月であつた。

一青年の兇彈に仆れた首相濱口雄幸氏は、幸に一命を取り止め、手術加療數ヶ月、漸次恢復し、再生するかに見えたが翌昭和六年八月廿五日遂に薨去した。

若槻内閣成る。四月十四日大命は若槻男に降り、男は直に組閣に着手し間もなく親任式が行はれた。併し若槻男濱口氏に代つて總裁に就任しただけのことで、政黨の分野並に政綱には別に變化は來さなかつた。

六年秋全國的に展開された大地方政戰に於ては、民政黨は勝利を博したけれども、當時内治、外交

賽之れ亦兇彈に斃れた。

齋藤子は組閣に當り、舉國一致を標榜し、政友、民政兩政黨の支援を得んことを約し、兩黨より同数の人材を入閣せしめ、之れに各方面の材幹を網羅して内閣を組織し、首相自ら國民の前に「非常時の覺悟」を認識せしむるに力め、且つ自力更生の必要を鼓吹した。

の日の深更遂に絶命するに至つた。之が即ち五、一五事件である。

犬養首相不慮の遭難によつて高橋蔵相が臨時首相に親任されたが、政府は犬養氏の死去に伴ひ内部に漸く波紋を生じ、内閣の總辭職を執行するため、臨時閣議を開き高橋臨時首相は直に全閣僚の辭表を取まとめ、參内、犬養首相遭難から内閣總辭職執行の顛末を奏上し、辭表を閣下に捧呈した。

齋藤内閣成る。公爵西園寺公望は元老の故を以て異くも陛下より時局收拾の御下間に接し、時局の容易ならざるを察して上京、直に鈴木侍從長と會見し、二十日（昭和七年五月）には高橋臨時首相、倉富樞府議長、牧野内府、山本權兵衛伯、其他重臣と意見交換を行ひ、政局を善處するに最も適正なるものとして、齋藤實子を後繼内閣の首班として奏薦することに意見の一致を見たるを以て、同月二十二日參内、閣下に奉答し、即日齋藤子に大命が降下し、齋藤氏は舉國一致の形式にて組閣することとなつた。

一一、昭和時代の思想的事件

(一) 共產黨事件——白日にさらけ出された非常時に躍る共產黨事件の全貌は、昭和八年一月十八日新聞號外に依つて全く世人を驚かせた。而もそれが檢舉無慮七千餘、中には大學教授あり、又判事、司法官候補あり、富豪の子女あり、社會の上層下階各階級を網羅してゐる。巧妙を極めた潜行的計畫によつて社會の各層に喰込み、社會の秩序を亂したのは誠に寒心に堪へないものがある。これ等は其真相は兎もあれ、思想の動搖せる一の表徴である。

此等極端された共產黨被告は、獄中に静思中、多くは自己の思想の誤れるを發見し、續々思想的轉向を示す傾向を現出した。

僧侶にして愛國主義者たりし井上日召は茨城縣大洗海岸の護國堂に同志を會しては所謂血盟團事件の謀議を凝らしたのであつた。

五〇・一五事件 陸軍側被告に對する檢察官の論告の一部

「本事件の目的」——本件直接行動は被告本人が我國内外の情勢に照し邦家の前途を憂ひ、配階を速かに所謂支配階級を打倒すると共にこれを第一義として、國家の覺醒を刷新し、國家の現狀を明かにし、以て皇道を宇内に宣布せんとするに於て、國家の窮極の目的は國家の隆昌を期するにありて、全く愛國の赤

(二) 血盟團事件——昭和七年二月九日元大藏大臣井上準之助、同三月五日三井財團の巨頭塚磨男と政界財界の大立物を射殺し、更に昭和維新の目標に元老西園寺公、牧野内府、故犬養首相、若槻、鈴木の政民兩黨總裁、徳川前貴族院議長、幣原元外相、床次元鐵相、伊東巳代治伯及び三井、岩崎、安田、住友、大倉の五大財團中心人物等の特權階級の名士十八名を一人一殺主義で暗殺せんと企て全日本の人心に多大の衝撃を與へた五、一五事件の前衛をなした井上日召こと「井上昭」を盟主とする血盟暗殺團の被告十四名にかゝる第一回公判は、嚴戒裡に昭和八年六月二十八日東京地方裁判所に於て開かれた。

(三) 五〇・一五事件——前に述べた如く全日本を震撼させた五、一五事件の陸軍側被告後藤映範等十一名の元士官候補生に對する歴史的な論告求刑は他の海軍側及血盟團側被告のそれに先鞭をつけて八月十九日(昭和八年)第一師團軍法會議法廷に開かれた。最も森嚴緊張を極めた中に禁錮八年の求刑があつた。

同公判に於ける檢察官の論告(上欄 参照)は言々句々莊重を極め峻嚴そのものであつたが、洵に檢察官の言の如く、憂國の至情は禁じ得ず、遂に事茲に至れる所以のものは、青年の霸氣と純真なる心境から逆つたのは十分に斟まねばならない。然し乍ら「私見に基き軍力を亂用し、規律的精神の修養を輕視して」此の暴舉に出でたる點は何としても遺憾至極である。如何に動機に於て至情掬すべきものがあり、同情すべき點がありとするも、その手段に於て國家の統制、社會の秩序を紊すが如き行

始まり、一九一五年（大正四年）の日支廿一ヶ條約によつて完全に確認されたものである。

貧瘠にして人煙稀なりし滿洲が今日の如き大發展を爲し、交通は開け農産物は増し、人口はこの三十年間に一躍五倍即ち五百萬より二千七百萬となつた。これは要するに全く日本の努力の結果である。若し日本が之を放置したとすれば遠くの昔にロシアの領土と化して居たに違ひない。

最近の支那は、武漢革命後殆んど三十年間戦亂絶間なく、軍閥各所に割據して其勢力を争ひ、匪賊、馬賊、赤賊、生命財產の横行し、生命財產の保護さへなく、一日も生活の安住を與へない状態である。嘗て支那はロシアに旅大を與へ鐵道を布かしめ、全滿洲を占領さへ許し更に甚しきは日本に對する攻守同盟の密約を結んだ。この時や日本は實に風前の燈の如

竦な手段を講じて居た。日本の對外政策は決して侵略主義でもなければ帝國主義でもないことは茲に辯を費すまでもない。

滿蒙に於て日本民族が合法的に活躍發展を計るは日本の生存權と歴史が産んだ當然の權利であつて既に列國間に認められて居る問題である。この權利の行使は何國からも妨害を受くべきものでない。要するに日本をして滿蒙にかくも多大の犠牲を拂はしめし原因は一に支那の無力、無統制、無秩序、怠慢、背信に依るのである。

日本が人口の激増と原料品の缺乏とに悩まされて居ることは世界周知の事實である。之が對策は遠き歐米や南洋に求むべきでない。人煙稀少で未開の山野、紅い夕日の輝く滿蒙の方面に求むべきである。殊に滿蒙は日本と一葦帶水善隣の地であり、又深い歴史を有する地であるから、日本のこゝに欲求する所あるは當然である。

既に滿蒙が日本民族の生存上かくも樞要を有する以上、その平和の確保を計るは日本として最も必要とする所以である。然るに混沌たる現在の支那としては之を確保する丈の實力も誠意もない。日本がその特殊權益を放棄するとすれば、滿蒙は忽ち兵匪、馬賊の巢窟となり日本の生存權は危殆に曝されるのは火を賭るよりも明かである。

(三) 滿洲事變 支那は滿蒙に於ける日本の權益を排除するために條約を無視し、各種の迫害、不法行為を敢てし、更に帝國を侮蔑するの狀が著しくなり、遂には挑戰的態度を取るに至つた。之が爲

きであつた。幸に日本は強路の南下を抑へてこの危機から脱して東洋の平和を確保した。日本は望むものではない。日清日露の兩役は自衛存の必要から出た正義の行動であつた。日本は滿蒙地方より襲ひ来る一切の脅威を防ぐ外に何を求めんとするか。

支那は、官民共に排日排貨の態度に於ける悔いの態度に國民政府は、其の殊に日思想を徹底せしむる爲めに小學校の排日教科書を挿入した。

日支間に起つた事件は已に三百餘件の多きに達したが就中萬寶山事件、中村大尉事件は其大なるものであつて、更に我軍隊、軍人及居留民に對する迫害、侮辱は甚だしいものがあつた。その雰圍氣の中に支那官兵の柳條溝附近の滿鐵線路爆破を契機として茲に滿洲事件の發生を見るに至つた。

線路爆破と出兵——昭和六年九月十八日午後十時北大營附屬の支那官兵三百が暴戾にも、滿鐵線路の爆破を企てつゝあるを我が鐵道守備隊が発見せる處、支那兵側より發砲せる爲め我軍は之に應戦し、同日午後十一時獨立守備隊は全力を擧げてこの無禮を膺懲すべく北大營を攻撃し、早くも午後十二時には我軍は疾風迅雷の如く奉天城に向つて砲撃を開始し、十九日午前三時城内に入り、尙攻撃中の北大營は午前一時完全に占據、次いで破竹の勢を以て南嶺を抜き、營口及鳳凰城の支那軍に對して武裝解除を行ひ、二十一日吉林に入つた。

尙ほ林朝鮮軍司令官は之に應じ、二十一日朝鮮軍の一部新義州の混成旅團を越境せしめ、同軍は直に奉天に入り翌日其一部は鄭家屯、新民屯を占據した。

然るに我が政府は事變勃發の翌日事變の擴大せざる方針を決定し、其旨關東軍司令官に命令せる爲め、吉林に入城せる多門師團の主力は同地方の治安回復の見込み立つと共に二十五日長春に歸還した。其後鐵道附屬地外の戰團は洮南方面に於ける馬賊討伐或は奉天附近奧地逃亡兵討伐のため小規模の戰が幾百回となく續けられた。

新滿洲國成立——滿洲事變の勃發に依つて滿蒙に於ける張學良の勢威は根本より覆へされ、其結果

●●●●● 滿洲國の政策

1. 軍閥討滅
2. 排外政策を去り門戸開放、機會均等主義に依り世界の民族共存共榮を計る
3. 苛斂誅求を改め民生を期す

滿洲事變の勃發當時、國際聯盟は恰も其の理事會をジュネーヴに開催中だったので、此の事件は著るしく歐洲諸國の代表者を驚かし、支那の逆宣傳と相俟つて

各地方に新政權の獨立を見るに至つた。即ち九月二十九日吉林には早くも新政府組織せられたのを始として、黑龍江省も哈爾濱の張景惠に依つて獨立を宣言せられ、七年一月一日新政府が實現した。又熱河の湯玉麟も九月二十九日獨立を宣言し、奉天省は同月二十六日袁金鑑、于忠漢に依り地方維持委員會が組織され、十一月十日遼寧省新政府を開廳して専ら地方自治の指導に當つた。尙ほ奉天商埠地は初め主として日本人の手に依る市政を施きたるが、十月二十日趙欣伯の市長就任と共に同市政を移管した。

かくの如く自治指導部の活動より漸次東北各省區聯合の機運全く熟し、翌年(我が昭和七年)二月十七日東北行政委員會の成立となり、同十八日同委員會は滿洲國建國の意思を宣言した。

翌三月一日には愈々滿蒙三千萬民衆の意嚮を以て、滿洲國建國宣言が布告され、三月七日前清第十二世の皇帝として一時支那全土に君臨された溥儀氏を迎へて執政となし同月九日長春に於て滿洲國建國式典及び執政就任の大典が舉行され、かくて新滿洲國の成立を見るに至つた。

●●●●●
聯盟に哀訴——支那は滿洲事變を忽ち國際聯盟に哀訴して理事會の開催となつた。聯盟は支那が哀訴する以上、事件の前に見て傍觀することが出来ない。日本は直接交渉中との理由で聯盟の干渉を排せんとしたが、支那が之を否定した以上致方がなかつた。聯盟は日本に鐵道附屬地内に軍隊の撤退を求めたが日本は保留を附してこの原則を克服した。聯盟は遂に日本の占領をその儘にして日支紛争を審議することゝなつた。

告ヲ載セタル報告書
ヲ作成シテ之ヲ公表
スベシ。

の恐れあるを以て斷乎として聯盟と絶縁する決意の下に遂に三月二十七日聯盟事務總長ドラモンド氏に宛て、帝國政府の毅然たる脱退通告文が電送された。實に我が有史以來の悲壯を極めた外交的場面であつた。

大詔煥發——帝國政府の聯盟脱退通告に當り 畏くも大詔を煥發せられ、帝國の嚮ふ所を明かにし、將來國民の進むべき道を示させ給へることは國民の永久に忘るゝことの出来ないことで、聖慮の宏遠洵に恐懼感激に堪へない次第である。今左に詔書を掲ぐれば

詔書

朕惟フニ曩ニ世界ノ平和克復シテ國際聯盟ノ成立スルヤ皇考之ヲ憚ヒテ帝國ノ參加ヲ命シタマヒ朕亦遺緒ヲ繼承シテ苟モ懈ラス前後十有三年其ノ協力ニ終始セリ

今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ健全ナル發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリト爲ス然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之ト背馳スルモノアリ朕乃チ政府ヲシテ慎重審議遂ニ聯盟ヲ離脱スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ

然リト雖國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マス是ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ今ヤ聯盟ト手ヲ分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖固ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニ

農業は其の本来の性質上景気の消長に應じて其の生産を増減するが故に不景氣に順應することが出来ぬ。加ふるに都會風は年々農村に吹き寄せて農村の生活を去りて自給自給經濟に消費經濟に導き去つた。

●インフレ●
●商品や貨物の流通●
●必要なる或る限度●
●以上通貨を發行し●
●以て通貨を膨脹せし●
●計で經濟界の振興を●
●ある。

(三) 農村の疲弊——打ち續く農村の疲弊は昭和七年上半年期に至つて將にその頂點に達した。これから生ずる悪影響は國家の生存上由々敷問題となつた。

當路者は茲に觀るところあつて、従來の緊縮政策からインフレ政策への轉向を實行した。

五、一五事件から受けし社會的不安と一方農民窮乏の深刻化を理由とした時局匡救政策の要望が起り、その結果所謂匡救豫算の臨時議會通過によつてインフレ政策へ發足した。然もそれに次いで滿洲事變費を始め尨大な軍事豫算の成立で財政のインフレはいよゝゝ擴大せられ且つ永續的の性質を帯ぶることゝなつた。

かくして物價は漸く騰貴し、金利は急落し、株價は暴騰しその他債券の市場も一齊に騰貴をたどつたが、獨り定額收入者の購買力は著しく萎縮した。

一五、最近の經濟戰

(一) 關稅戰 吾國は金本位停止以來爲替相場の暴落が輸出貿易に向つて其の勢を示して、世界各地の市場に目覺しい躍進をしてゐるが、この猛烈な攻勢に恐れた世界各國は、邦品排斥、輸入制限、輸入拒否の聲をあげ來たつた。就中印度及び英領諸國からの邦品壓迫は吾國の輸出貿易にとつて極めて重大な影響を及ぼすもので、官民擧げて之が對策に腐心してゐる。

世界の關稅障壁は益々高く築き上げられて恰も鎖國時代の昔に逆轉せんとする傾向を示して來た。

就中東洋、南米諸國、南洋植民地、亞弗利加等の植民地であつて概して日本の輸出品の主要市場た

●世界經濟會議の諸問題

- 1、爲替比率の協定
 - 2、販路協定
 - 3、海運協定
 - 4、職債問題
- 等。

●日印通商條約第一條

日本帝國皇帝陛下の版圖内の生産或は製造に係る物品は印度國へ輸入するに際し別國の生産に係る同様の物品に適用せらるゝ最低の關稅を賦課せらるべし(最惠國條款である)

るに於ては日本として特に注意を要する問題である。

(二)プロツク經濟の對立 經濟上の國際協調を示し、通商貿易の自由主義を確立するであらうとの希望の下に開かれた國際經濟會議が、國民主義の對立となり、保護貿易の色彩を徹底的ならしめた結果、事實上の決裂に轉落してから、世界は誰れを憚る暇なく經濟戰の開始となり、所謂プロツク經濟の擴大に吾れ劣らじと全力を傾けるようになった。

大戰以來世界が當然一度は是非踏まねばならぬ難關であつたが、賠償問題、職債問題解決の希望に一時遷延して今日に至つたのであるが、經濟會議で總ての希望が空しく裏切られんとする状態を見てとつた世界列國は争ふて、自己丈の生くる道に向つて協調から排他への方針を換へた。そして一切の環境と道義とを無視して顧みない有様である。

英帝國——英國は自治領並に屬領を通じ、オツタワ協定を強調した鞏固なプロツク經濟を打ち樹てんとして居るのは必ずしも爲替安に乗じて進出した日本商品排斥にのみ、その目標を置いた譯でもあるまい。自己の屬領に通商貿易の最後戰線を守りしよと云ふのがその究極の目的であるのは明である。

米國——これに對し米國はメキシコ、キューバ、スエーデン、ノールウエー、ブラジル、コロムビア、アルゼンチン等を糾合した北南米プロツクの樹立に懸命となつて居る。

佛蘭西——佛蘭西は佛領印度支那、佛領ギアナ、アルヂユリー、チュニス、モロッコ其の他の植民

地とポーランド、ブルガリア、チエツコローマニア、ユーゴースラヴィア等を網羅した廣いプロツクの完成に暗躍を續けて居る状態である。

何れも經濟會議決裂に伴ふ善後策として將來に於ける激烈なる關稅戰に臨んで、自己の植民地は安泰に保持しやうと云ふ肚に他ならない。恰も封建時代に於ける親分乾分の關係を思はしめるものがある。

斯くて今後に於ける世界經濟の情勢を觀るに英帝國中心のプロツク米國を中とする北南米プロツク曰く佛蘭西プロツク曰くソ聯邦特殊プロツク曰く日滿プロツクと對立して世界は暫く鎬を削つて市場の爭奪が行はれるであらう。その結果は特惠關稅の設立、互惠關稅の協定、輸入制限、關稅引上等となつて競争激甚を極めんとして居る。日本は官民一途此の經濟戰の國難を打開せねばならない。

(三) シムラ會議 英國は衰退に瀕した自國紡績業の回生保護の手段として先にはその植民地を糾合せる經濟プロツクの會議をカナダのオツタワに開き、昭和八年四月十一日には印度政廳をして一

シムラ
シムラ
日印會議の開催地
であるシムラは
ンジャブ州の都會で
海抜七千餘尺の高地
にあり全市斜面に包
まれた山の斜面に位
しヒマラヤの白頭の
雪峰に守られて、風
光天下に鳴り夏は印
度總督も議會も外交
團も全部こゝに移り
夏季印度の政治と社
交の中心である。

方面に日印通商條約廢棄の聲明をなさしめ、且つ條約有効期間滿期たる昭和八年十月を待つことな
く、我國の印度輸出品に對する關稅の引上を敢行し爲めに我對印輸出の大宗たる縮製品は目前に印
度市場から退却の餘儀なき運命に置かれんとして居る、此の英國の仕打に對して我外務省は松平駐
英大使をして英本國政府に嚴重抗議せしめたところ、四月二十五日ランシマン商相は、これが善後
策として日英兩國民間當業者の協議會を提議して來た。ところがこの提議に對し我當業者團體は條

インドの不當なる

對日高關稅の實施は、わが國の貿易を壓迫し、ひいては不振に導くものとして遂に印棉不買の報復手段をとらした。このため、兩國の感情は極度に尖鋭化し、つゝある現狀に、かんがみ、兩國代表がシムラに集まり、隔意なき意見を交換し、この經濟非常時日本の經濟を打開すべく、政府代表深田命全權、民間代表倉田敬三氏外十五名の隨員が渡印した。問題は重大性を有するが、該協議會の成果は國民の注視の的となつた。

件付で應諾の旨回答したところ、我條約を容るゝことは出来ぬと斷つて來た。英國はランカンシャ紡績業者の、猛烈なる協議會開催反對に恐れをなして、自ら云ひ出した協議會開催を躊躇してゐた。一方我國は公式の交渉は英本國を相手とし、實質的の交渉は現地インドで行ふ方針の下に五月四日三宅カルカッタ總領事からインド政府に日印通商交渉を提唱した。其の結果、此の日印通商條約破棄の善後策を講ずる日印會商は愈々九月二十五日(昭和八年)からシムラで開催された。會商は日印通商條約の締結を目的とする政府會商と之と並行して、印度市場に於ける販路の安定を目的とする日英・印民間協議會の二つからなる。

我が澤田代表は關稅引下げの先決を主張し、

一、綿布と印棉の數量的關聯は我が既定方針に反す。

二、綿布輸入割當量は到底受諾し得ず。

三、爲替變動を關稅率變更に關聯せしむることは原則として認めず。

右の三項を示して印度側の反省を促したが、印度側は印棉不買撤回を目標とし、印棉と綿布の關聯を關稅引下の交換條件に利用せんとしたので二者提案には大なる距離があつた。一方日英・日印・英印の民間當業者會議も政府會商と並行し、十數回に亘り、私的交渉を重ねたが、何等の進展を見ずに通商條約は廢棄となり、一九〇四年より三十年間行はれた日印通商條約も遂に無軌道狀態に陥つた。

かくて幾多の迂餘曲折を経て、昭和九年七月十二日に至り、漸く倫敦に於て松平大使・サイモン

●最惠國條款

最惠國條款ともいへれ、國際間の條約に於て、條約締結國の一方が、第三國に現在與へつゝある又は將來與へることあるべき權利々益の全部又は一部を條約締結國の他方にも與へることを約束した條款である。

齋藤内閣總辭職するや先例により元老西園寺公に對し後繼内閣に付ての御下問があつたが、當時興津に在つた老公は、直ちに上京、宮中に牧野内府、一木樞相、高橋藏相(元首相)、若槻、清浦の兩元首相の「重臣會議」を開いて、各其の意向を聴取した。蓋し組閣

外相・ポア印度事務相の間に左の六項を含む條約案に正式調印を了し、九月十四日より實施された

(一) 日印兩國物品の輸入關稅に對する最惠國待遇の許與。

(二) 日印兩國貿易勿上の利益に惡影響を與ふる如き關稅變更に關し行はるべき商議。

(三) 爲替比價の變動による惡影響是正の措置。

(四) 印度に輸入される日本綿布に適用すべき關稅。

(五) 右日本綿布に適用さるべき割當數量。

(六) 新條約の實施。

一六、岡田内閣成る

齋藤内閣は五・一五事件の後を受け、荒み切つて不安の極にあつた人心を

安定させ、國民の信頼から離れつゝある政黨を淨化して、憲政の常道に復歸せしめ、非常時日本の難關を乗切ることが、組閣の本旨であり、又使命でもあつた。併し綱紀を肅正し、政黨を淨化し、そして人心を安定ならしめねばならぬ齋藤内閣は不幸にして測らざる暗礁に遭遇した。それは第六十五議會後、大藏次官を初め同省の主なる官吏が、數人まで濟職事件の嫌疑を以て勾留せられ、且つ、財界の關係者が續々起訴せらるゝと云ふ稀有の事件が突發した。こゝに於てか、流石の齋藤首相も遂に六月二十八日、時の法相小山松吉より事件の全貌並に今後の發展豫想等を聴取して總辭職を決意し、七月三日の閣議に於て事件の顛末を報告し、全閣僚の辭表を取纏め直ちに參内閣下に骸骨を乞ひ奉つた。

其の結果、後繼内閣組織の大命は、翌七月四日海軍大將岡田啓介に降下された。

の御下問に就て重臣會議を開かれたのは此の度びが初めてである。

組閣當初の岡田内閣の顔振れ

總理大臣 岡田啓介

外務大臣 廣田弘毅

内務大臣 後藤文夫

大藏大臣 藤井眞信

陸軍大臣 林銑十郎

海軍大臣 大角岑生

司法大臣 小原直

文部大臣 松田淳治

農林大臣 山崎達之輔

商工大臣 町田忠治

逓信大臣 末次竹二郎

鐵道大臣 内田信也

拓務大臣 首相兼攝

(拓務大臣は、所謂「在滿機構」の改革案が決定した後

伯爵兒玉秀雄が専任拓相として親任され、又藤井大藏大臣は臨時議會直前、病氣の爲め挂

依つて岡田大將は、齋藤首相と打合せ組閣準備に着手し、先づ一九三五、六年の危機に備ふるため陸海軍兩大臣及び外務大臣の留任を求めて其の承諾を得た後、其の經歷、手腕、殊に人格的に清廉の士のみを網羅し、上欄列記の如き顔振れにて、八日漸く全閣僚の銜衝を終へ、同日親任式舉行され、茲に岡田内閣の成立を見るに至つた。

一七、血盟團事件の結末 一世を遺憾せしめた血盟團事件最後の公判は昭和九年十一月二十二日東京地方裁判所に於て緊張裡に開廷され、盟主井上日召以下全被告が端然として言渡しを謹聽する中に、裁判長また嚴肅なる態度で判決理由を朗讀し、最後に日召、小沼、菱沼に無期懲役その他十一名に懲役三年以上十五年までを言渡した。而してこの判決に對しては檢事もその明裁に満足し非控訴に決し、控訴期間はそのまゝ経過して各被告共下獄服罪することゝなつた。

一八、災害救済の臨時議會 岡田内閣成立の後、九月二十一日(昭和九年)には、關西地方に同地方として未曾有の大風水害があり、又、冬季に入るに及んでは東北地方の寒冷害による大凶作が現出したので、政府は此等の災害地救済の爲め十一月二十七日臨時議會を召集し、前後十二日間の會期中、二億一千萬圓の災害救済豫算を可決し、夫れくの救済施設に着手した。

一九、國民の覺悟 山川美なる國土の上に、萬世一系の皇室を戴き、光輝ある三千年の歴史を有することは、吾々國民の幸福であり、また誇りである。願れば時に盛衰はあつたにしても、我等の祖先是能く國君に仕へて、この祖國を繼承して來たのである。そして時代は如何に變つても、新思想、新文化が潮のやうに押寄せて來ても、之に眩惑陶醉する國民ではなかつた。吾々の祖先はよく之を消

冠したので、前藏
相たる高橋是清が
親任された。

血盟團事件は公判を
重ねること八十回彼
等十四名の被告は獄
窓の下、未決生活を
続けること二年八ヶ
月であつた。此の公
判は世人の注意を集
めてゐただけに、審
理に六十二日、論告
に一日、辯論に十七
日を費し、公判記録
一萬枚以上に達する
等斷罪の慎重さが窺
はれる。

化して更に牢乎なる樓閣を築き上げて來た。

近く明治維新後の史蹟に徴するも、明治時代は世界の文化を採取するに急なるが爲に外國模倣に多忙を極めた時代であつた。大正時代は之が咀嚼消化の時代であつた。そして有ゆる努力を以て歐米の先進國に伍するまでに長足の進歩を遂げた。昭和の我が日本は明治・大正の基礎の上に全力を加へ東西文化を融合したる新日本文化の建設に精進しつゝあることは、古昔支那文化を採入れて絢爛たる平安朝の文化に髣髴たるものがある。

我が帝國の地位は益々昂り、世界を指導すべき重大なる使命を有して前途洋々たるものがある。昭和の初頭から起れる世界的非常時難局は、吾々國民に與へられた無二の試金石である。故に我等國民は對外的に舉國一致自主獨往日本精神を發揮し、日本國民の根本精神たる皇道を以て諸外國を誘導すると共に、對内的には自主更生の道を立て、君民協和の立憲國家の基を益々伸張せねばならぬ。